

三木市高齢者福祉計画

第7期介護保険事業計画

(平成30～32年度)

高齢者が尊厳と生きがいを持って、
住み慣れた地域の中で暮らし続けられるよう
支え合う三木を目指します

平成30年3月

三 木 市

はじめに

介護保険制度は、介護が必要となった高齢者が、地域で安心して生活できる環境を整備するため、必要な介護サービスを総合的、一体的に提供し、社会全体で介護を支える仕組みとして、平成12年に創設されました。

制度創設から18年が経過した今日、介護サービスを必要とする人は大幅に増加しており、地域で高齢者の暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築や介護保険事業の持続可能性の確保が大きな課題となっています。

本市においても、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、さらなる少子高齢化が予想されるなど、介護を必要とする人の大幅な増加が見込まれています。このため、「みっきい☆いきいき体操」等を中心とした本市独自の介護予防活動のさらなる推進や、支え合いの地域づくり、医療と介護の連携の推進、ニーズに応じた相談支援等、引き続き取組の充実が求められます。

この度の「三木市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」においては、「高齢者が尊厳と生きがいを持って、住み慣れた地域の中で暮らし続けられるよう支え合う三木を目指します」を基本理念とし、地域の実情に応じたきめ細かな取組を推進するため、新たに日常生活圏域に小圏域を設け、施策の充実を図っています。

今後、この計画をもとに、医療や介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築による「誰もが暮らしやすい地域共生社会」を目指し、引き続き取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました三木市社会福祉審議会並びに三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に深く感謝いたしますとともに、市政推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月



三木市長 仲 田 一 彦

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
4 介護保険制度改正の動向	3
5 計画の策定体制	5
6 計画の進行管理	6
7 日常生活圏域とその状況	7
第2章 高齢者等の現状及び今後の見通し	9
1 人口・高齢者数等の推移	9
2 要介護認定者等	12
3 将来推計	16
4 第6期計画の取組と課題	19
第3章 計画の基本的考え方	22
1 基本理念	22
2 基本目標～地域包括ケアシステムの深化・推進～	22
3 施策目標	23
第4章 具体的施策の展開	24
1 地域で安心・安全に暮らせる体制の整備	25
2 健康づくりと介護予防の推進	32
3 支え合う地域社会の構築	38
4 介護保険事業の円滑な運営	43
5 目標指標	59
第5章 介護保険サービス費用の見込みと保険料の設定	60
1 介護保険サービス費用の見込みと介護保険料の算出手順	60
2 介護給付費等の見込み	62
3 介護保険料の設定	65
4 2025年（平成37年）のサービス水準等の推計	68
資料1：計画策定に向けたアンケート調査結果【概要】	69
資料2：第6期計画期間における主な事業実績	93
資料3：三木市社会福祉協議会の取組	108
資料4：高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の経緯	109
資料5：三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会委員名簿	110

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の高齢者人口は、団塊の世代が75歳以上となる2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎えると予測されています。また、75歳以上の高齢者（後期高齢者）の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込みです。

本市においても、総人口が平成24年の81,408人から、平成29年には78,448人へと、3.6%減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は、21,862人から25,358人へと、16.0%増加しており、高齢化率は、26.9%から32.3%と、この5年間で5.4ポイント上昇しています。また、高齢者の単身世帯や高齢者のみの夫婦世帯も増加が続いており、将来的にもこの傾向が続くことが予想されています。

こうした中、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現が求められています。

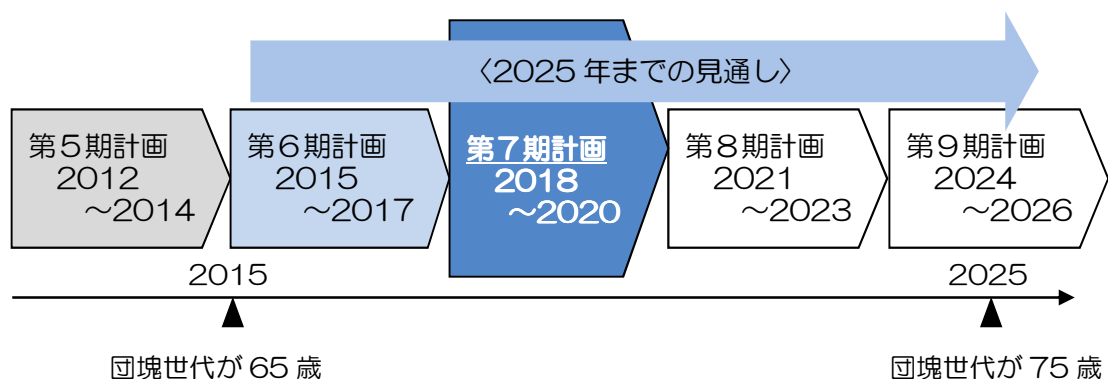
本市においても、第6期計画（平成27年度から平成29年度）において、「高齢者が尊厳を持って地域の中で自立した生活が送れるように支え合う三木市を目指します」を基本理念とし、「地域包括ケアシステムの構築を目指す」を基本目標として、高齢者福祉と介護保険事業のさらなる充実に取り組んできました。

これまでの取組を引き継ぎつつ、子ども・高齢者・障がい者などすべての人が地域に暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、「三木市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

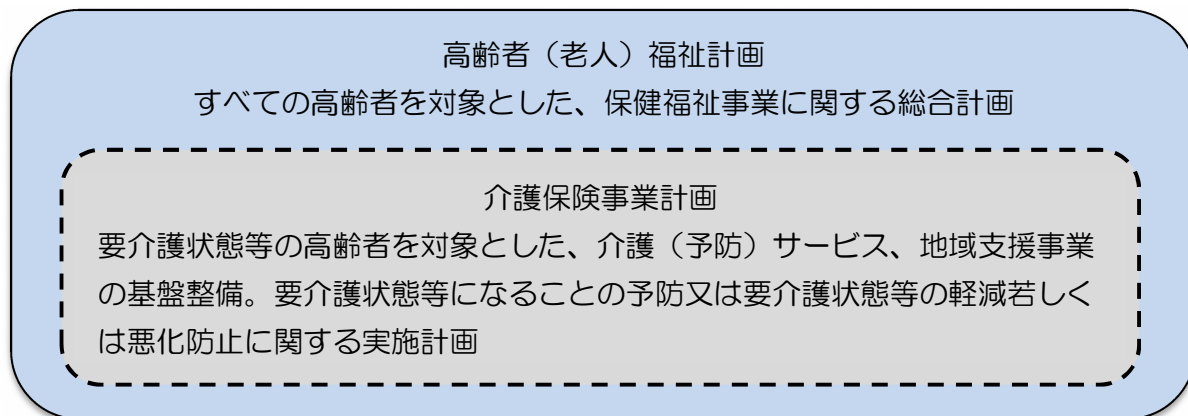
団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、「地域包括ケア計画」の最初の計画として位置づけられた第6期計画を引き継ぎ、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をさらに推進させる第2期計画期間として位置づけます。



3 計画の位置づけ

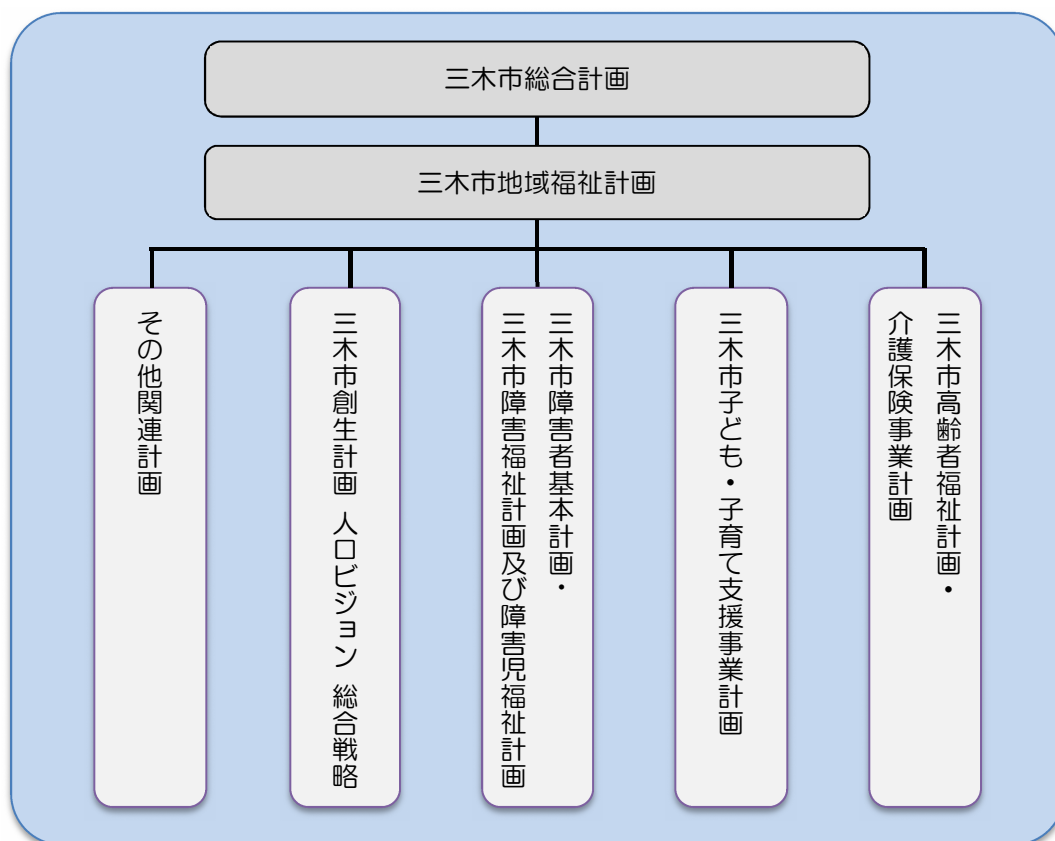
(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。



(2) 他の計画との関係

本計画は、「三木市総合計画」を軸とした高齢社会対策（主に保健・福祉分野）に関する個別計画として、また「第3期三木市地域福祉計画」をはじめ、障害福祉、健康、保健、医療、住まい等の本市の関連計画や「兵庫県介護保険事業支援計画」「兵庫県保健医療計画」等の県の関連計画との整合・調和を保ち策定しています。



4 介護保険制度改正の動向

第7期介護保険事業計画の策定に合わせ、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることを目的とした制度の改正が行われています。

制度改正の主な内容は以下のとおりです。本計画の策定にあたっては、これらの制度改正の動向を踏まえた内容の見直しを行っています。

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、介護保険の保険者である市町村が地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送れるよう取組を進めることが必要であるという観点から、全市町村が保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）、適切な指標による実績評価、財政的インセンティブの付与が法律により制度化されました。

市町村においては、これまで以上に、データに基づく地域の課題の分析やそれを踏まえた取組内容・目標の明確化が求められるとともに、成果指標に基づく評価と事業の改善を継続的に行うことが必要となります。また、要介護状態の維持・改善や地域ケア会議の開催状況等の指標に基づいて成果を上げた市町村については、財政的な優遇措置を受けられる可能性が生まれています。

② 医療・介護の連携の推進

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。要介護認定者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する介護保険施設（かつ医療法上の医療提供施設）として位置づけられ、現行の介護療養病床の経過措置期間については、2023年度末まで延長されます。

また、地域包括ケアシステムの構築において重要となる医療・介護の連携に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定が整備されています。

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握や、関係機関との連携による解決が図られることを目指す「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が法律で規定されました。この理念の実現のため、市町村においては、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、住民に身近な圏域において分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりに努めることが求められています。

また、市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけることが規定されました。

福祉サービスについては、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられています。

（２）介護保険制度の持続可能性の確保

① 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

平成２７年８月より、一定の収入のある高齢者については介護保険サービスの利用者負担を通常の１割から２割に引き上げる制度改正が行われていましたが、今回の改正では、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、２割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が３割となります（平成３０年８月施行）。ただし毎月の負担上限額は、現在の月額４４,４００円のまま据え置かれますので、実際に負担増となるのは受給者全体の約３％と予想されています。

② 介護納付金における総報酬割の導入

第２号被保険者（４０～６４歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課されていますが、この金額を「加入者数に応じて負担する方式（加入者割）」から、「報酬額に比例して負担する方式（総報酬割）」に改められ、収入の高い人ほど負担額が大きくなる仕組みとなります。激変緩和の観点から、平成２９年度から段階的に導入され、平成３２年度に全面実施となります。

5 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

① 調査の目的

本計画の策定にあたり、今後の高齢者支援施策の検討と計画策定の基礎資料とすることを目的として、高齢者の日常生活や介護予防・要介護リスクに関する状況等を明らかにするための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅で生活する要介護認定者と介護・介助する家族の実態等について明らかにするための「在宅介護実態調査」を実施しました。

② 調査の概要

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ・調査対象者：三木市在住の一般高齢者（要支援・要介護認定を受けていない高齢者）
2,000人及び要支援認定者1,000人を無作為抽出
- ・調査期間：平成29年2月28日から平成29年3月13日
- ・調査方法：郵送による配布・回収

■回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者	2,000 通	1,537 通	76.9%
要支援認定者	1,000 通	789 通	78.9%
合計	3,000 通	2,332 通	77.7%

※ 6 通が無記名のため合計数と一致しません。

在宅介護実態調査

- ・調査対象者：三木市内において在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている認定者とその家族
- ・調査期間：平成28年11月10日から平成29年3月13日
- ・調査方法：認定調査員による聞き取り

■回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
在宅介護実態調査	650 通	609 通	93.7%

（２）三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会での審議

市民や有識者、保健・医療・福祉分野の担当者等からなる三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会において、本計画についての意見交換及び審議を行いました。

（３）パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見や提案を取り入れ、その意見等を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

実施期間 平成２９年１２月２７日～平成３０年１月２５日

６ 計画の進行管理

（１）庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習等多岐にわたる施策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となって取組を進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

（２）地域住民、関連団体、事業者等との連携

地域住民の多様な活動への参加を支援するとともに、高齢者を支援する各種ボランティア団体の育成に努め、地域住民と連携し、地域に密着した質の高い活動を展開できる環境づくりに取り組めます。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員・児童委員、老人クラブ等の保健・医療・福祉・介護等に関わる各種団体等との連携を一層強化します。

さらに、介護サービスや市が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供等について、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

（３）計画の評価

「三木市介護保険運営協議会」において、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、在宅と施設のサービスの提供状況等、年度ごとに計画の進行管理・進捗状況の点検及び評価を行います。

点検・評価にあたっては、本計画において取り組む目標の達成状況等による評価を行うとともに、施策の改善・見直しや目標の再設定等について検討し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

7 日常生活圏域とその状況

(1) 日常生活圏域の設定

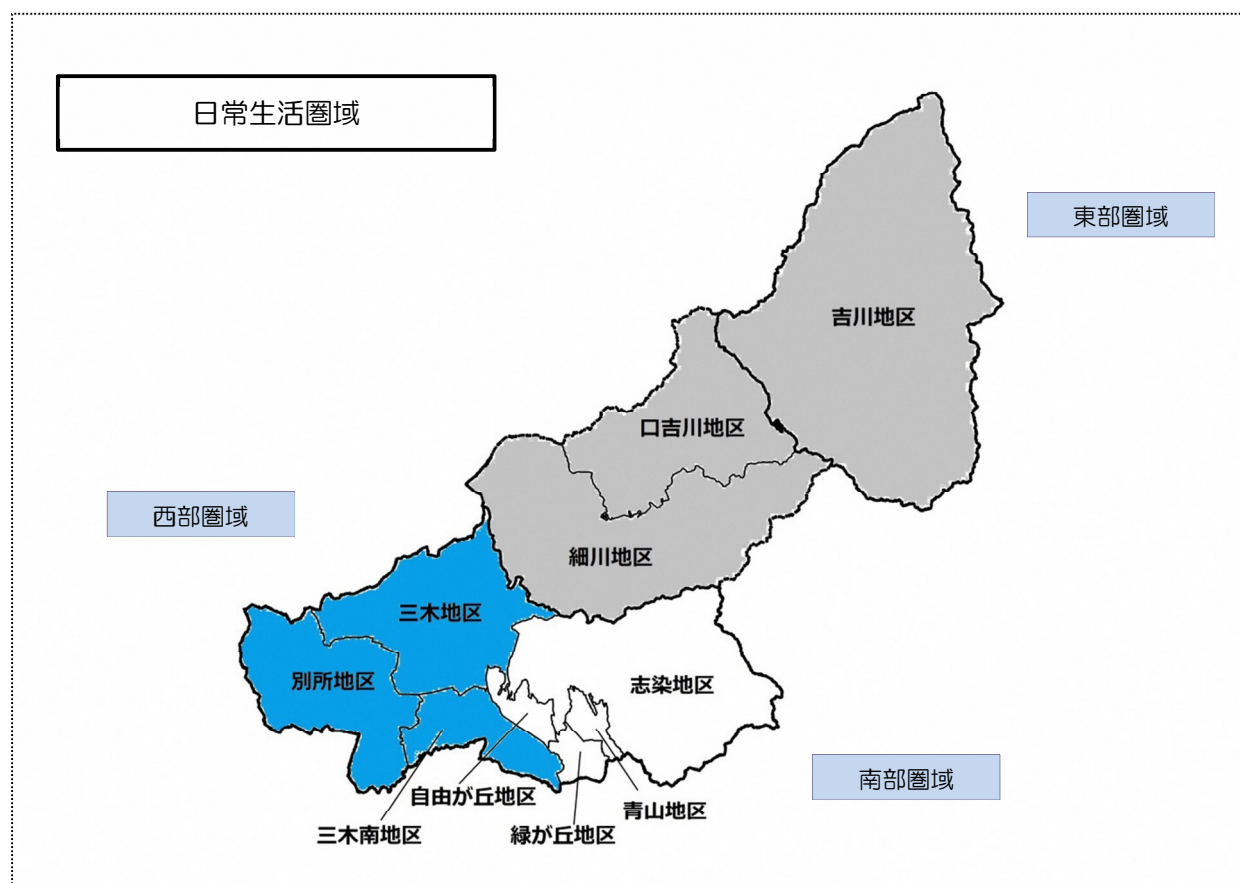
本市においては、市民が、日常生活を営むために行動している範囲ごとに日常生活圏域を設定しています。本計画においては、本市の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等から、「東部生活圏域」、「西部生活圏域」、「南部生活圏域」を大圏域とします。

また、地域資源の開発やネットワーク構築等を目的とした、生活支援体制の整備を推進するため、大圏域を対象地区ごとに分け、小圏域として設定します。

■日常生活圏域別の人口及び認定者数等

大圏域	東部生活圏域			西部生活圏域			南部生活圏域			
小圏域	吉川	口吉川	細川	三木	三木南	別所	志染	青山	緑が丘	自由が丘
人口(人)	7,514	1,715	2,053	20,321	6,308	6,515	2,705	5,951	9,204	16,162
高齢者数(人)	2,440	671	822	6,352	1,613	2,157	946	1,271	3,695	5,391
高齢化率(%)	32.5	39.1	40.0	31.3	25.6	33.1	35.0	21.4	40.1	33.4
認定者数(人)	506	138	161	1,124	261	346	189	162	519	633
認定率(%)	20.7	20.6	19.6	17.7	16.2	16.0	20.0	12.7	14.0	11.7

平成 29 年 10 月 1 日現在



(2) 日常生活圏域別の事業所

圏域別の介護保険サービス事業所等の状況は次のとおりです。

■ 日常生活圏域別事業所数

(施設・事業所数)

		東部生活 圏域	西部生活 圏域	南部生活 圏域	合計
介護予防支援事業所※ ¹		1	2	－	3
居宅介護支援事業所		4	12	13	29
居宅サービス 事業所	訪問介護	1	10	8	19
	訪問看護	1	5	3	9
	訪問リハビリテーション	－	1	－	1
	居宅療養管理指導※ ²	－	－	－	－
	通所介護	3	6	4	13
	通所リハビリテーション	1	3	3	7
	短期入所生活介護	1	4	1	6
	短期入所療養介護	1	1	2	4
	特定施設入所者生活介護	－	－	1	1
	福祉用具貸与	－	2	2	4
	特定福祉用具販売	－	2	2	4
地域密着型 サービス 事業所	認知症対応型通所介護	1	2	1	4
	小規模多機能型居宅介護	1	1	1	3
	認知症対応型共同生活介護	1	4	1	6
	地域密着型通所介護	－	3	4	7
施設サービス 事業所	介護老人福祉施設	1	4	1	6
	介護老人保健施設	－	1	2	3
	介護療養型医療施設	1	－	1	2
介護予防・生活 支援サービス 事業所	介護予防ケアマネジメント	1	2	－	3
	訪問型サービス	1	10	8	19
	通所型サービス	3	9	8	20

平成 29 年 10 月 1 日現在

※ 1 介護予防支援事業所は、地域包括支援センターのサブセンターも含みます。

※ 2 居宅療養管理指導は、病院または診療所、薬局等であり必要な人員を満たしていれば、事業所として指定を受けているものとみなされます。

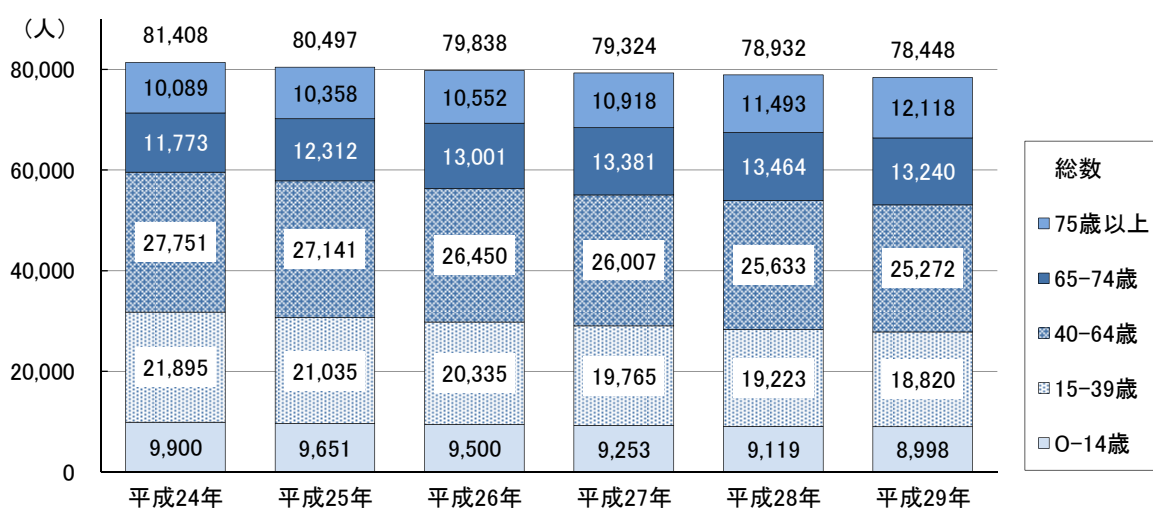
第2章 高齢者等の現状及び今後の見通し

1 人口・高齢者数等の推移

(1) 年齢別人口

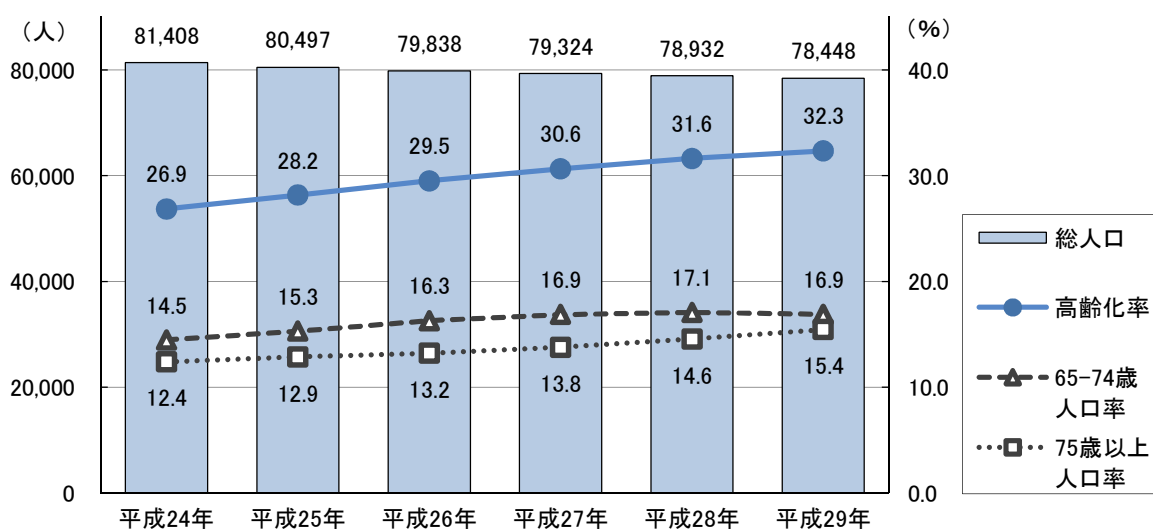
本市の総人口は、平成24年の81,408人から、平成29年には78,448人と、2,960人（3.6％）減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、21,862人から25,358人へと、3,496人（16.0％）増加しており、高齢化率は、26.9％から32.3％と、5.4ポイント上昇しています。

■総人口（年齢5区分別）の推移



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

■高齢化率の推移



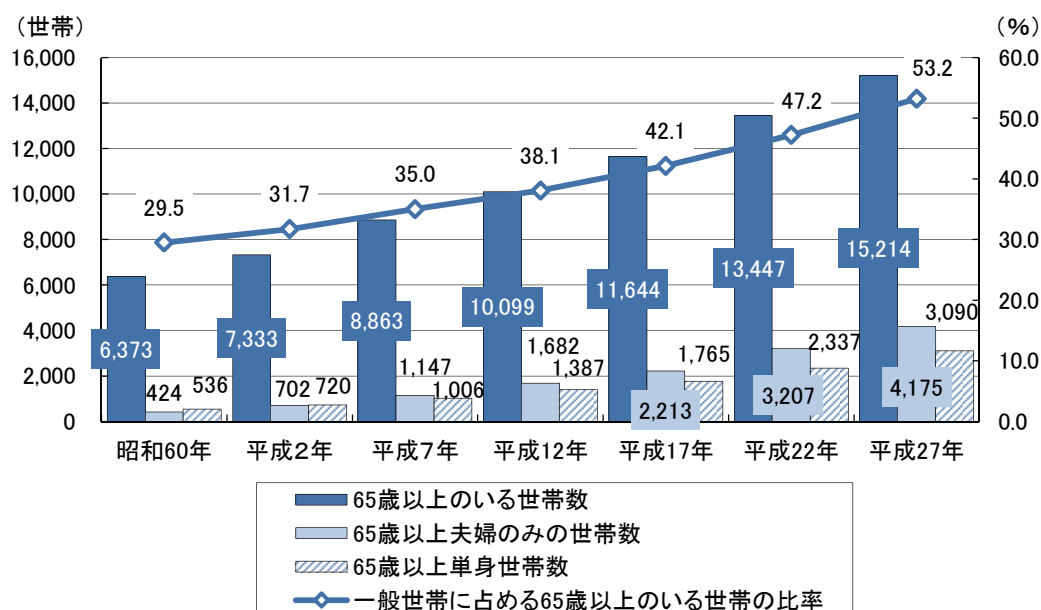
資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

(2) 高齢者世帯

高齢者のいる世帯、高齢者夫婦のみの世帯、そして高齢者単身世帯がいずれも増加しています。平成17年から平成27年にかけて、高齢者のいる世帯数の31%増に対し、高齢者夫婦のみの世帯は89%増、高齢者単身世帯は75%増となっており、高齢者のみの世帯数の増加が顕著です。

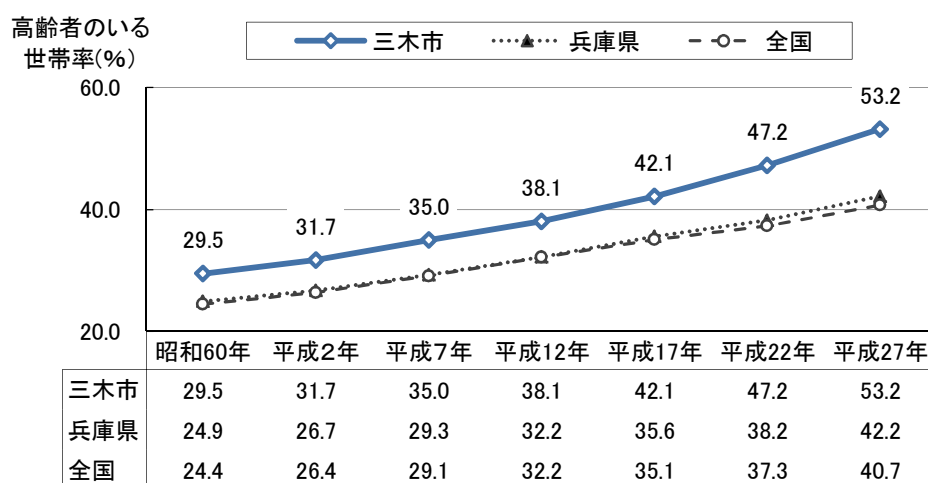
高齢者のいる世帯の割合は国・県を上回って推移しており、近年では高齢者夫婦のみの世帯の割合が国・県を大きく上回って増加しています。一方、高齢者単身世帯の割合は国・県を下回っており、本市の高齢者は、現段階では単身世帯の割合が低いことがわかります。

■ 高齢者世帯数の推移



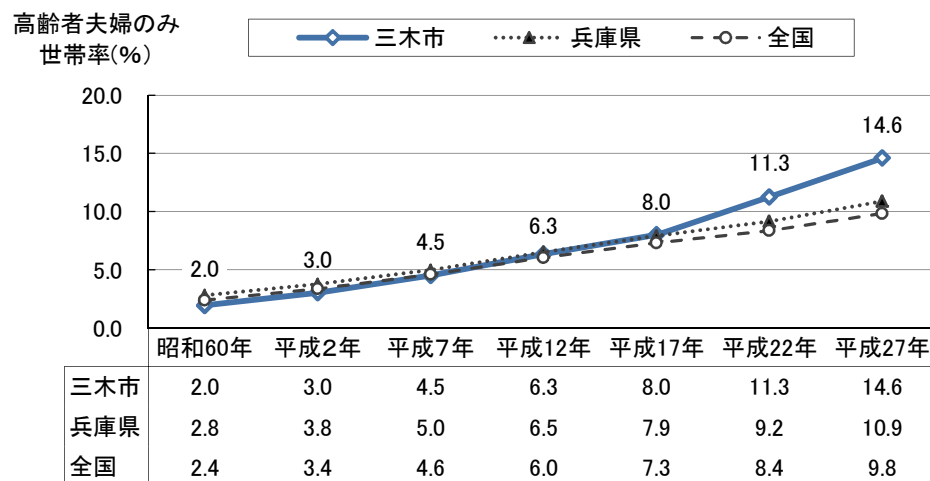
資料：国勢調査（平成17年以前は旧吉川町を含む）

■ 一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合の比較



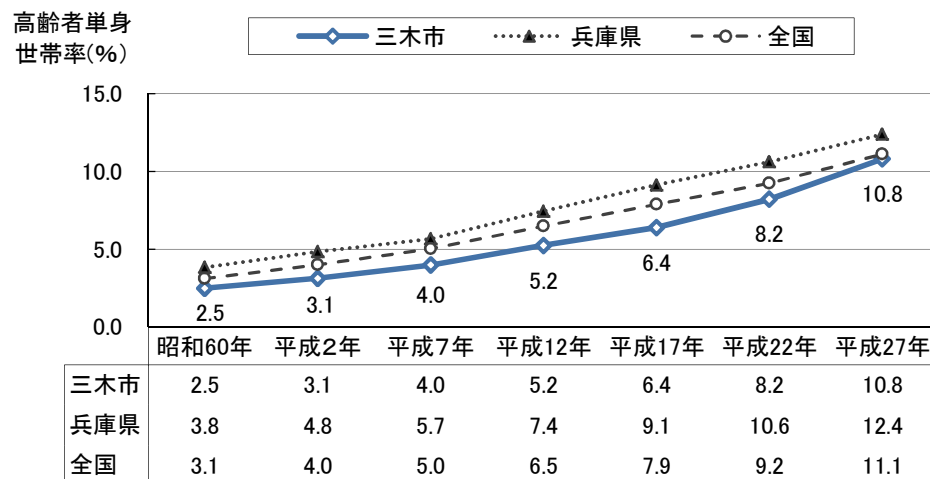
資料：国勢調査（平成17年以前は旧吉川町を含む）

■一般世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合の比較



資料：国勢調査（平成 17 年以前は旧吉川町を含む）

■一般世帯に占める高齢者単身世帯の割合の比較



資料：国勢調査（平成 17 年以前は旧吉川町を含む）

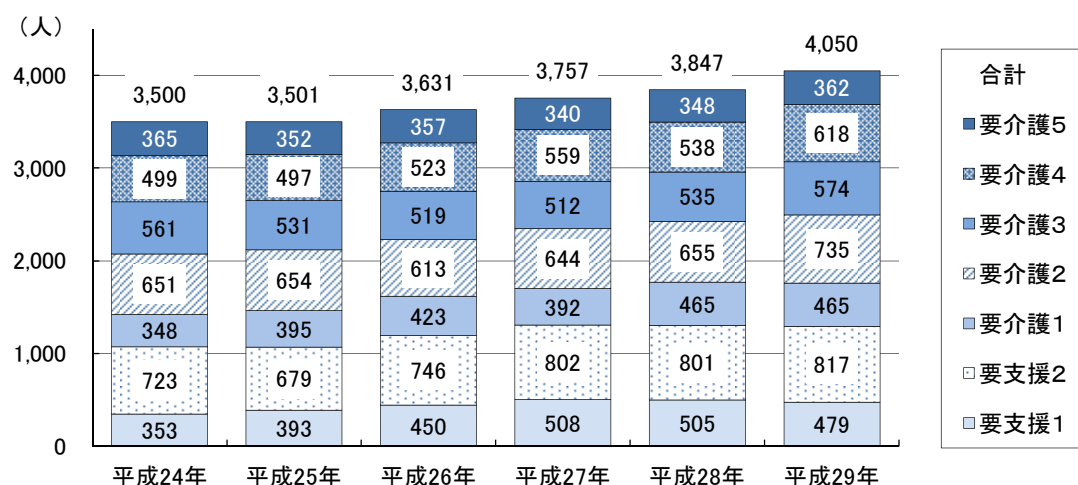
2 要介護認定者等

(1) 認定者数の推移

認定者数は、人口の高齢化を反映して増加が続いています。

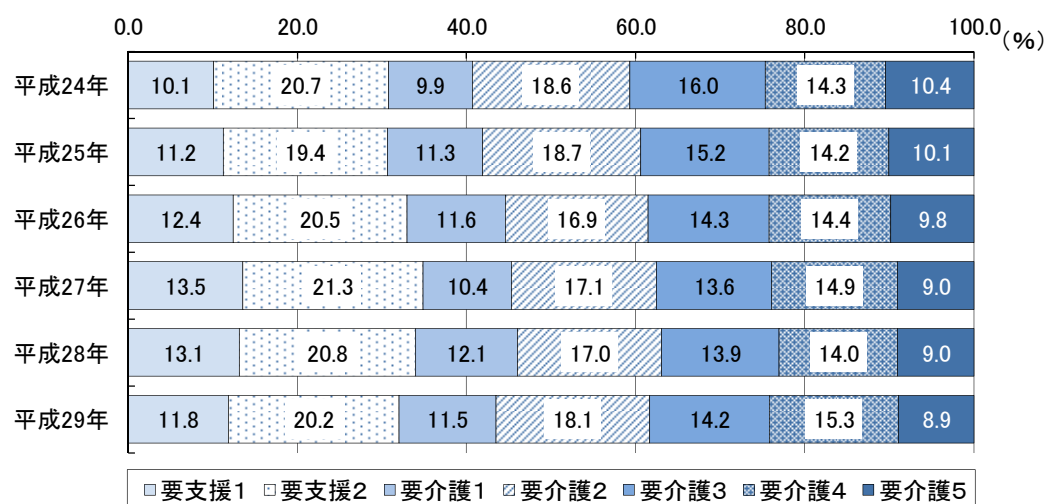
要介護度別認定者数の割合については、要支援の認定者の割合が近年やや増加していますが、大きな変化はありません。要介護度別の認定者割合の国・県との大きな違いは見られません。

■ 要介護度別認定者数の推移（2号被保険者も含む）



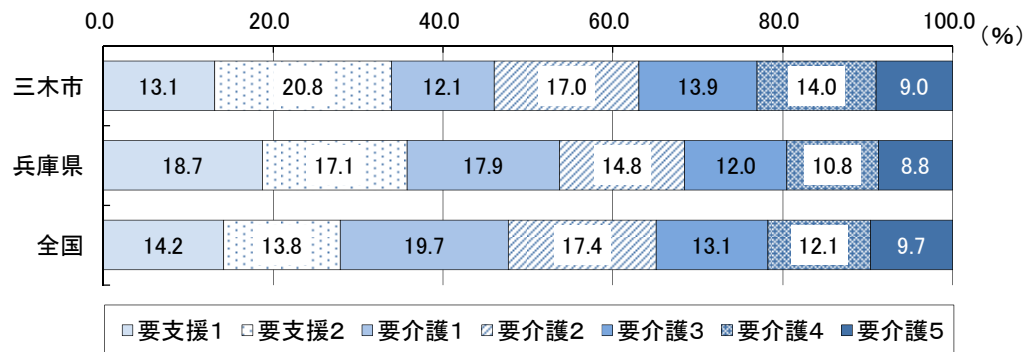
資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

■ 要介護度別認定者割合の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

■要介護度別認定者割合の比較

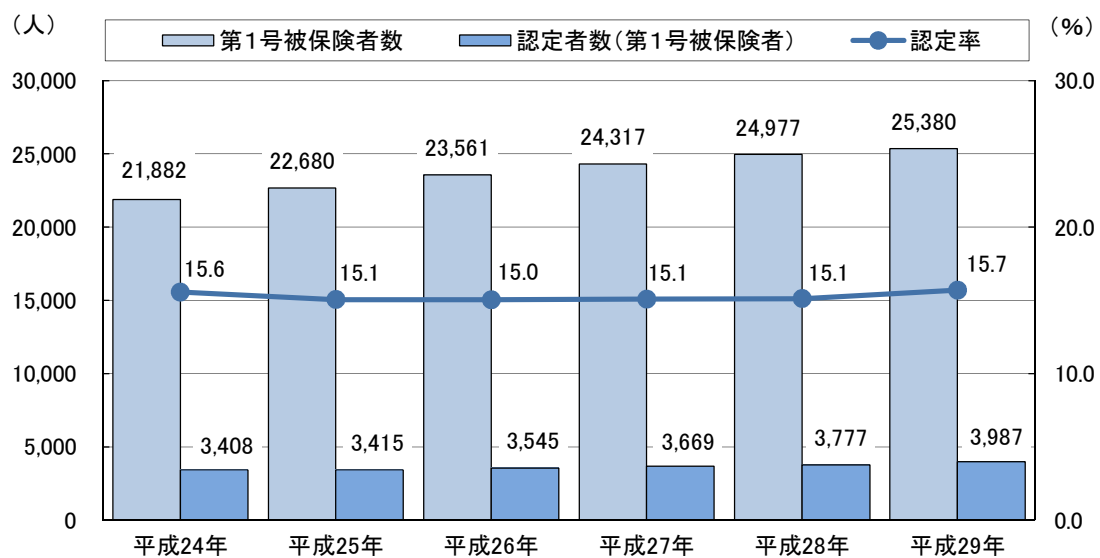


資料：介護保険事業状況報告（平成28年9月30日現在）

（2）要介護認定率の推移

要介護認定率（65歳以上高齢者における要介護認定者の割合）は、平成24年の15.6%から、平成26年には15.0%と、0.6ポイント下降しています。これは、平成25年以降、団塊の世代が順次65歳以上となり、認定者数の増加率を高齢者数の増加が上回ったことによるものです。その後、平成29年には15.7%に上昇しており、今後は上昇が続くことが見込まれます。

■要介護認定率の推移



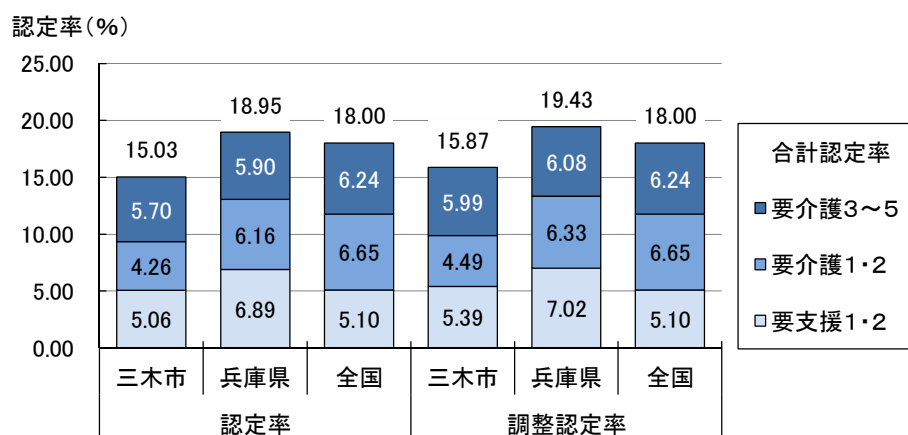
資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(3) 要介護認定率の比較

本市の要介護認定率は国・県を大きく下回っています。また、人口の年齢構成が全国と同じと仮定した調整認定率でも国・県を下回っており、特に要介護2以下の認定率が低くなっています。本市の高齢者は、国・県と比べて要介護認定を受ける割合が低いということになります。

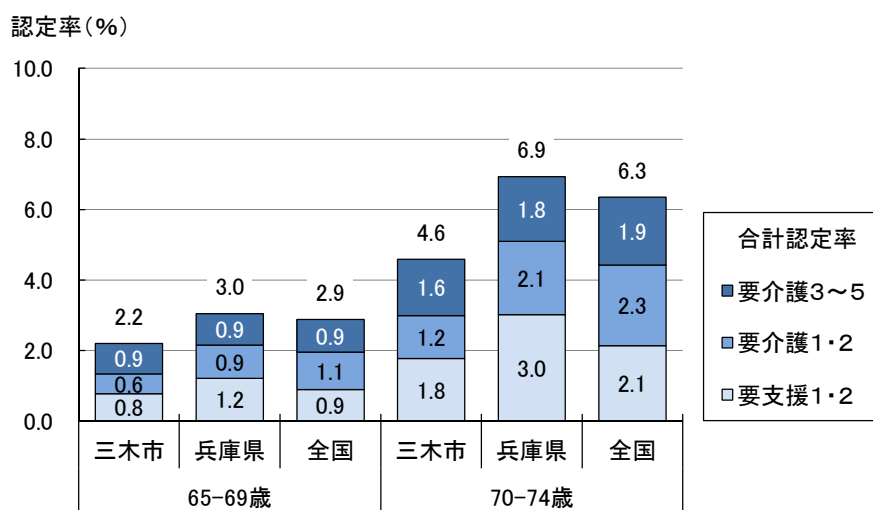
年齢別に要介護度別の認定率をみると、すべての年齢層で、合計認定率が国・県を下回っています。要介護3以上の認定率には大きな差はありませんが、要介護1・2の認定率がすべての年齢層で国・県より低くなっています。

■ 認定率と調整認定率



資料：住民基本台帳、介護保険事業状況報告（平成29年1月1日現在）

■ 年齢別認定率の比較（前期高齢者）

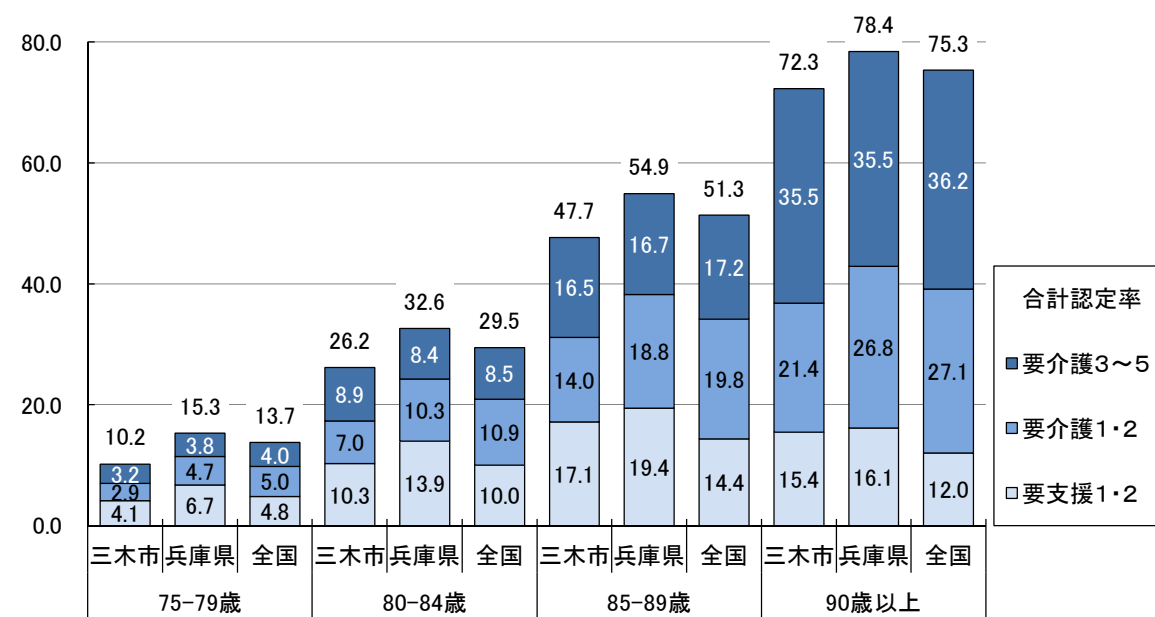


※前期高齢者…65歳以上74歳以下の高齢者

資料：住民基本台帳、介護保険事業状況報告（平成29年1月1日現在）

■ 年齢別認定率の比較（後期高齢者）

認定率（％）



資料：住民基本台帳、介護保険事業状況報告（平成 29 年 1 月 1 日現在）

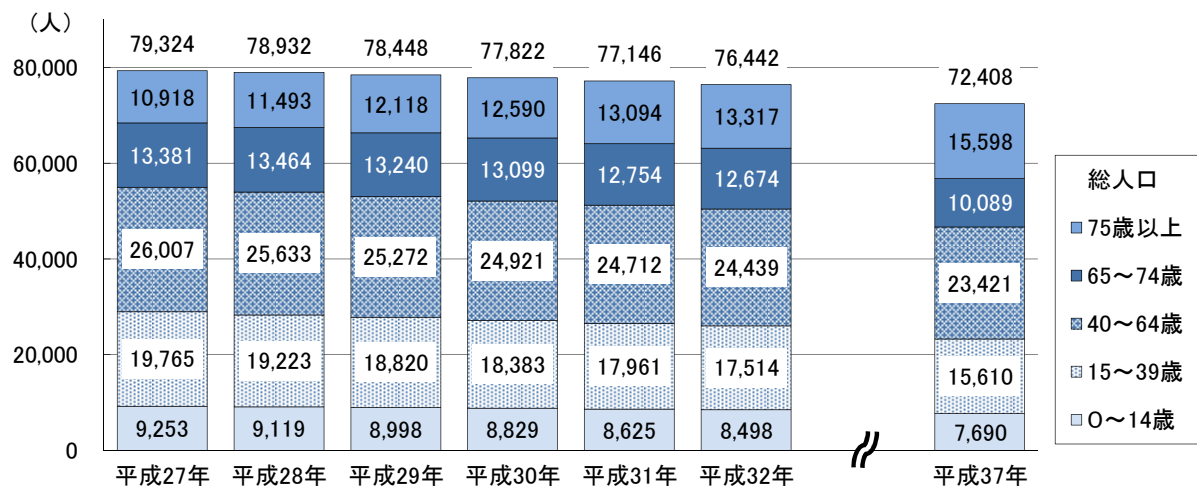
3 将来推計

(1) 人口推計

平成27年を基準とすると、平成37年までに総人口は8.7%の減少となる一方で、高齢者人口は5.7%の増加が見込まれます。高齢者人口のうち、前期高齢者は24.6%の減少ですが、後期高齢者は42.9%の増加となります。平成30年から平成31年にかけて、前期高齢者人口を後期高齢者人口が上回る見込みです。

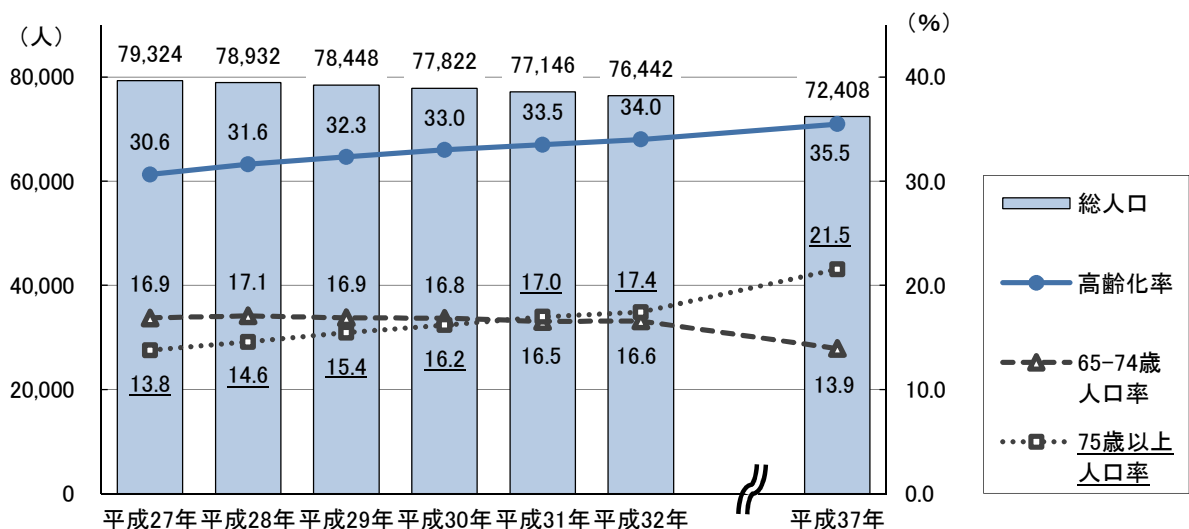
高齢化率は、平成32年で34.0%、平成37年で35.5%となり、総人口に占める後期高齢者の割合は平成32年で17.4%、平成37年には21.5%まで上昇する見込みです。

■ 年齢別推計人口の推移（平成30年以降は推計値）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

■ 推計高齢化率の推移（平成30年以降は推計値）



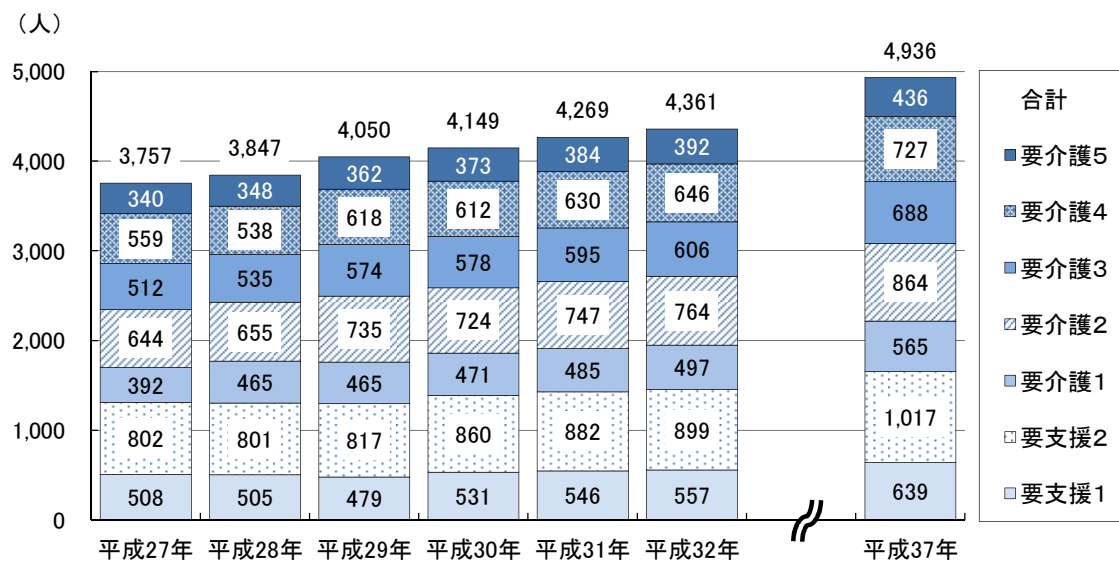
資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(2) 認定者数推計

引き続き要介護認定者数の増加が続く見込みです。平成27年を基準とすると、平成37年までに認定者数は1,179人、31.4%の増加が見込まれています。

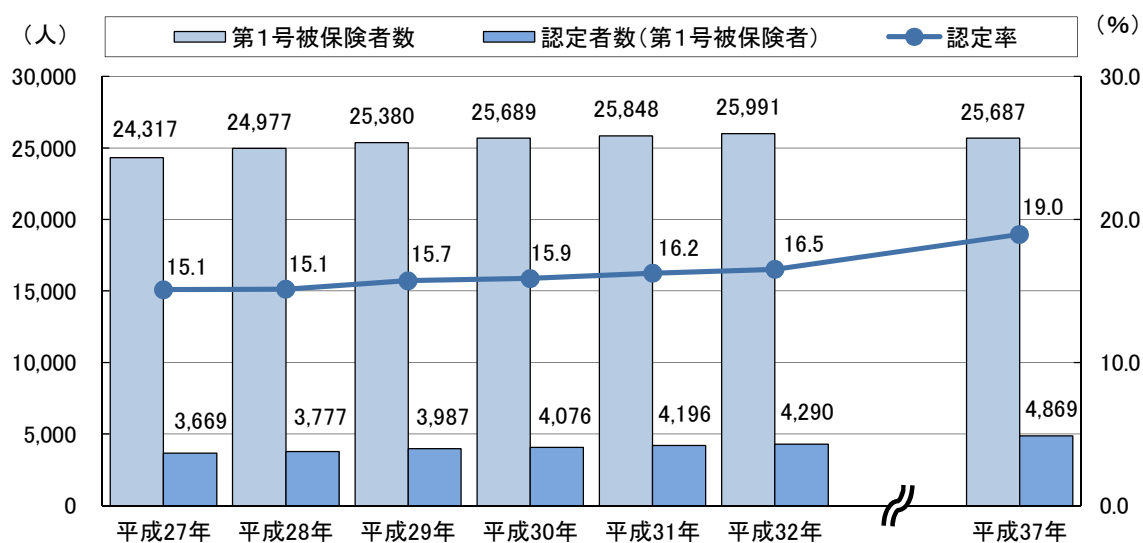
また、高齢者の中でも支援を必要とする割合の高い後期高齢者が増加するため、要介護認定率は平成32年に16.5%、平成37年には19.0%まで上昇する見込みです。

■要介護度別推計認定者数の推移（平成30年以降は推計値）※第2号被保険者を含む



資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

■認定率の推移（平成30年以降は推計値）

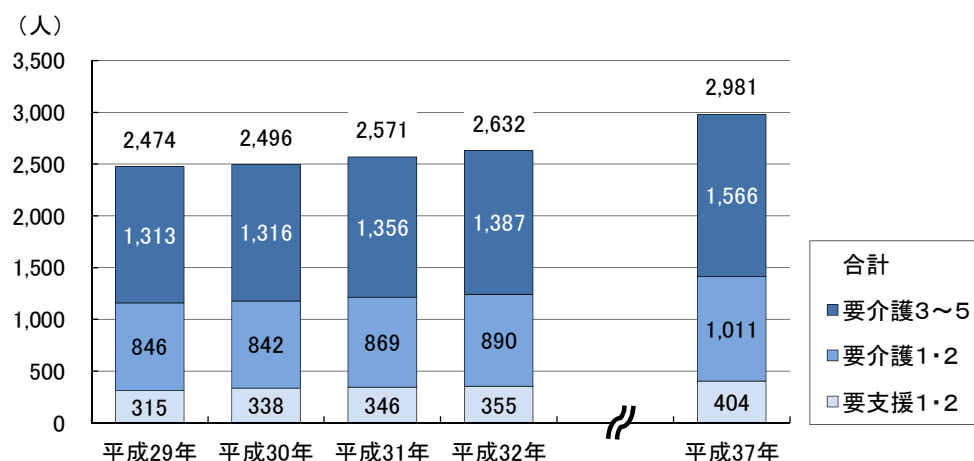


資料：介護保険事業状況報告（各年9月30日現在）

(3) 認知症高齢者数の推計

認知症高齢者数（認知症日常生活自立度Ⅱ以上）は、平成29年で2,474人、要介護認定者に占める割合は62.1%※となっています。平成29年の要介護度別・認知症日常生活自立度別認知症高齢者数の割合をもとに、将来推計を行うと、第7期目標年度の平成32年で2,632人、平成37年には2,981人に増加するものと見込まれます。

■ 認知症高齢者数の推移



※ 各年9月30日時点。平成30年以降は、平成29年度の認知症高齢者数の要介護度別割合を各年要介護度別認定者の将来推計値に乗じて推計

【参考】要介護度別認定者数の推計の方法

要支援・要介護に認定される可能性は、性別、年齢により異なります。そこで、男女別の年齢5歳区分の人口に対し、要介護度別の認定率を実績に基づいて算出し、その認定率が将来にわたって継続すると仮定して、推計人口に認定率を乗じて将来の認定者数の推計を行います。

具体的には、例えば男性の65～69歳の要支援1から要介護5までのそれぞれの認定率を、実績に基づいて算出し、同様の作業を年齢5歳区分で他の年齢についても行います。女性についても同様に年齢別・要介護度別の認定率を算出します。算出にあたっては、単年度ではばらつきが大きくなる可能性があるため、本計画では過去3年の平均をとって過去の実績に基づく認定率を確定します。その後、男女別・年齢別の推計人口に、算出された要介護度別の認定率を乗じて、男女別・年齢別の認定者数を算出し、それらを合計して認定者数の推計を算出しています。

4 第6期計画の取組と課題

平成27年度から平成29年度の第6期計画における取組の状況と、制度の改正や本市の高齢者の現状等も踏まえた課題は次のとおりです。

(1) 地域で安心、安全に暮らせる体制の整備

第6期計画の取組

- 地域包括支援センターは、平成27年度に、西部日常生活圏域にサブセンターを設置し、東部日常生活圏域との2つのサブセンター体制により、身近な地域での相談機能を強化しました。
- 平成25年度から継続的に実施している地域ケア会議では、多職種協働による個別事例の検討を通して、ケアマネジメントの支援、ネットワークの構築、地域課題の把握を推進しています。
- 認知症対策の取組として、認知症予防に関する市民講演会や、頭の健康チェックの相談事業とフォロー教室を実施しました。また、認知症初期集中支援チームや認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業、認知症早期受診促進事業等を開始しました。
- 関係機関と協議を進め、認知症に関するケアネットリーフレット（簡易版）を作成・配布するとともに、各地域自治会やホームページ、広報等でのPRを実施しました。
- 在宅医療・介護連携体制の構築に向け、在宅医療・介護連携に関する会議（幹事会、推進会議）の開催、多職種参加型の研修等（認知症ライフサポート研修、看取りの研修等）を実施しました。

課題

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の中心となる地域包括支援センターの機能強化と取組の充実が課題です。評価基準となる、運営基準・運営方針を確立し、サブセンター等との役割分担を明確化するとともに、点検・評価に基づく業務の改善を推進する体制づくりが求められます。
- 相談窓口については、福祉共通の相談支援体制の整備に向けた取組の推進とともに、3圏域それぞれへの地域包括支援センターの整備が必要となっています。
- 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する事業者の募集を行っていますが、応募がない状況です。
- より効果的な事業を展開するために、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件の変化を把握し、圏域の見直し等について検討します。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

第6期計画の取組

- 「みっきい☆いきいき体操」を活用した介護予防講座を開催し、体操の普及・啓発を図り、自主教室が100か所以上になりました。また、地域介護教室や転倒骨折予防教室、家族介護教室についても、社会福祉協議会や介護サービス事業所と連携して実施しています。
- 現在約100名の介護予防サポーターが、自主教室の体力測定の補助や、プロジェクト講演会、転倒骨折予防教室、健康づくりの集い等でボランティアとして活動しています。
- 高齢者ボランティアポイント事業では、平成28年度に98名の高齢者が延べ5,522ポイントを取得しました。活動者数、発行ポイント、受入れ施設数のすべてが増加しています。
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援体制の構築に向け、3圏域に1名ずつの生活支援コーディネーターを配置し、「支え合い協働会議」等の実施による関係者のネットワーク化、地域の資源の把握及び課題の検討を進めています。
- 国の制度改正に対応して、平成27年度から平成29年度にかけて、要支援認定者を対象とした訪問介護、通所介護を介護予防・生活支援サービス事業へ移行しました。このうち訪問型サービスについては、緩和された基準によるサービスも平成29年4月から開始しました。

課題

- 本市においては、団塊の世代の高齢化に合わせて、要介護認定者数の大幅な増加が予想されており、介護予防や重度化防止の取組の強化が求められています。
- 介護予防の取組や高齢者のボランティア参加には地域的な偏りがあり、全市的な取組の拡大が必要です。また、地区によっては開催場所の確保も課題となっています。
- 介護予防教室に参加しない人への働きかけや、送迎が必要な人の参加手段の検討など、より多くの人が参加できるための仕組みづくりが求められています。
- 要支援認定者を対象とした介護予防・生活支援サービス事業について、自立支援の視点に立ったサービスの検証やメニューの多様化、地域の自主教室等で行われる介護予防活動との連携等、取組の充実を図っていく必要があります。
- 介護予防・日常生活支援総合事業については、在宅介護をしている家族のニーズも高く、支援が必要な高齢者の増加に伴い、必要性が高まると考えられることから、早い段階での実施に向けた体制づくりが求められています。
- 老人クラブへの支援を行っていますが、老人クラブへの加入率が低下しています。また、アンケート調査では、老人クラブや町内会・自治会といった地縁的な組織活動より、趣味やスポーツの活動に参加する人の割合が高くなっており、高齢者の地域活動の実態に応じた支援の検討も求められます。

（３）支え合う地域社会の構築

第６期計画の取組

- より良い地域づくりのための市民の自主的・自立的な公益活動に対する支援制度（市民活動支援金事業）を設けました。事業の実施により、市内で活動しているボランティア団体数が増加しており、市民の自主的・自立的なボランティア活動につながっています。
- 災害時要援護者名簿の整備と支援体制の構築に向け、対象者に対して一斉調査を実施し、個別支援計画（くらし安心シート）を作成しました。また、「災害時要援護者の支援について」をテーマに自主防災組織育成研修会を実施しました。
- 三木市成年後見支援センターを、平成２７年１０月に開設しました。成年後見制度の説明会及び専門相談を月１回、成年後見制度の市民講座を年３回実施しています。また、職員が随時電話・面接相談を行い、相談の受付と制度の周知を図っています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業に統合する一方で、低所得者も利用しやすい仕組みづくりを図りました。また、配食サービスの実施により、ひとり暮らし高齢者の安否確認、栄養確保と自立した生活の支援を行いました。
- 徘徊高齢者家族支援サービスについて、本人がＧＰＳを持って出やすいように、新たに小さな機器を導入し、各関係機関や市民にＰＲしました。

課題

- 成年後見制度については、本人・家族や関係機関からの相談が増加しています。成年後見支援センターの事業について、引き続き周知・広報を行うとともに、障害福祉課等の関係課・関係機関との連携が必要です。
- ひとり暮らし世帯の増加に伴い、配食サービス対象者の増加が見込まれており、財政負担の増加が課題となっています。民間事業者と連携した安否確認等、サービス内容の検討が必要です。
- 災害時要援護者名簿の作成に係る調査書の未返送者について、再度、郵送や電話等による意思確認が必要です。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

「地域福祉の理念のもと、世代を越えて、市民みんなが支え合い、そして、お互いの人権を尊重し合うことにより、いきいきとしたあたたかな社会を目指す」という意味を含めて、第6期計画において定められた基本理念を本計画においても引き継ぎ、取組の充実・深化を図ります。

**高齢者が尊厳と生きがいを持って、
住み慣れた地域の中で暮らし続けられるよう
支え合う三木を目指します**

2 基本目標～地域包括ケアシステムの深化・推進～

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るために、国民の共同連帯の理念に基づき、介護保険制度が創設されました。制度が創設されて以降、高齢化の進展の中で、後期高齢者の増加、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加することが見込まれています。特に本市においては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、支援を必要とする高齢者の大幅な増加が予想されます。

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、介護サービスの提供のみにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供できる体制が必要です。加えて、家庭や地域のコミュニティにおける人々の絆やつながりの重要性を鑑み、自助を支える共助を軸とした安心して暮らせる地域社会に資する仕組みづくりが不可欠です。地域包括ケアシステムの構築とは、このような体制・仕組みが総合的に確立され、誰もが暮らしやすい地域社会がつくられることです。

このような基本認識のもと、本計画においては、これまでの計画を引き継ぎ、介護が必要な状態になっても高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の社会資源を活用し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進します。また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で、より良い暮らしが続けられる社会を目指します。

3 施策目標

本計画の基本理念、基本目標に掲げた地域包括ケアシステムを構築するため、本計画においては、第6期計画を引き継いで、次の4つの施策目標に基づき、自助・互助・共助・公助を適切に組み合わせ、高齢者施策を総合的に展開します。

（１）地域で安心・安全に暮らせる体制の整備

支援や介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、質の高い介護サービスの提供はもとより、認知症高齢者への対応、医療ニーズの高い高齢者への対応、より安心・安全に暮らせる居住環境の確保等が欠かせません。

このために、地域包括支援センターを核として、市、老人福祉施設、医療施設等の関係機関が連携、協働できる仕組みを構築し、認知症施策、在宅医療・介護の連携、高齢者の住まいの確保等に取り組みます。

（２）健康づくりと介護予防の推進

高齢になっても自立した生活やさまざまな活動を継続していくためには、健康であることが重要です。そのためには、加齢による衰えを防ぐための体力づくりや病気の予防・早期発見・早期治療に努めていくことが大切です。

このために、生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるよう、介護予防を推進するとともに、要介護状態の軽減や重度化防止に取り組みます。また、地域住民、ボランティア、NPO等との連携を図り、多様な生活支援・介護予防サービスが提供される地域づくりを促進します。

（３）支え合う地域社会の構築

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、判断能力や自立度の低下等により、財産の保管や契約行為を行うことが難しくなったときの支援体制が必要です。また、虐待を受けたり、犯罪の被害にあったりすることがないように、啓発や相談体制の充実が重要です。

さらに、高齢者を単なる支援の対象者とみなすのではなく、その経験や能力・意欲を十分に発揮することができる環境整備や、地域住民が「我が事」として主体的に関わっていく仕組みをつくっていくとともに、多様な課題を包括的（丸ごと）に相談・支援する体制の整備に取り組みます。

この支え合う地域社会の構築のために、三木市社会福祉協議会と連携します。

（４）介護保険事業の円滑な運営

高齢者が要介護状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことができる「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立を目指します。

このために、地域密着型サービスをはじめとする介護サービスを充実させるとともに、在宅と施設の連携体制等を確保し、要介護状態となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援します。

第4章 具体的施策の展開

施策目標	具体的施策
1 地域で安心・安全に暮らせる体制の整備	(1) 地域包括支援センターの機能強化 ① 運営体制の強化 ② 相談体制の充実 ③ 介護予防ケアマネジメント ④ 地域ケア会議の充実 (2) 認知症施策の推進 ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ② 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の整備 ③ 高齢者にやさしい地域づくりと介護者への支援 (3) 医療・介護連携の推進 (4) 高齢者の居住安定の確保
2 健康づくりと介護予防の推進	(1) 介護予防の推進 ① 介護予防対象者の把握 ② 介護予防の普及・啓発 ③ 地域介護予防活動の支援 ④ 地域リハビリテーション活動支援事業 (2) 生活支援・介護予防サービスの充実 ① 生活支援体制の整備 ② ニーズに応じた介護予防・生活支援サービスの充実 (3) 生きがい活動の支援 (4) 社会参加の支援
3 支え合う地域社会の構築	(1) 地域共生社会の実現に向けた取組 (2) 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保 (3) 高齢者の在宅生活の支援 ① 高齢者の生活支援サービス ② 家族介護者の支援
4 介護保険事業の円滑な運営	(1) ケアマネジメントの円滑な提供 (2) 居宅サービスの充実 (3) 地域密着型サービスの充実 (4) 施設サービスの確保 (5) サービス見込量の確保 (6) 介護サービスの質の向上及び人材の確保 ① 相談・苦情解決体制の充実 ② 事業者への指導・助言 ③ 人材の確保 ④ 介護給付適正化の取組

1 地域で安心・安全に暮らせる体制の整備

(1) 地域包括支援センターの機能強化

① 運営体制の強化

中央地域包括支援センターと、東部・西部日常生活圏域にサブセンターを設置していますが、地域包括ケアシステムの推進に向けた体制を構築するため、各日常生活圏域における、地域包括支援センターのあり方を検討し、地域の実情を踏まえた効率的かつ一体的な運営を目指します。

取組の内容

● センター間の連携を強化します ●

情報共有や連携強化、資質向上のため、担当者会議や研修等を開催します。

● 日常生活圏域ごとに地域包括支援センターの設置を目指します ●

東部・西部・南部の日常生活圏域（大圏域）ごとに地域包括支援センターを設置し、適切な人員体制を確保することにより、地域の実情に合わせた包括的な支援体制の強化を目指します。

● 効果的な運営の確立に取り組みます ●

三木市地域包括支援センター運営協議会を開催するとともに、情報公表制度を活用し、センターの取組について周知を図ります。評価の基礎となる運営基準・運営方針や、サブセンター・プランチとの連携・役割分担のあり方を明確化し、地域包括支援センター運営協議会において、センターの運営に関する点検・評価を継続的に実施します。

② 相談体制の充実

高齢者とその家族を対象とした総合相談・支援を行います。必要な支援を把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の総合的な支援を行います。また、地域資源を活用し、地域住民との連携体制の構築を行います。

取組の内容

● 高齢者の権利を擁護します ●

権利侵害の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者、権利主張や権利行使が困難な高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、支援を行います。

● 包括的・継続的ケアマネジメントを実施します ●

介護支援専門員が高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実践できるよう、地域包括支援センターの職員が同行訪問やカンファレンス等の支援を行います。

● 働きながら介護に取り組む家族等の支援を行います ●

介護離職を防止するために、仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者等に対する相談、支援を行います。

③ 介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態等になることを予防するため、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行います。

取組の内容

● 適切なケアマネジメントを実施します ●

支援が必要な高齢者に対して、心身の状態に基づき実施したアセスメントにより、課題を整理し、ケアプランの作成、モニタリング、評価、再アセスメントを行います。

● 自立支援に基づいた支援をします ●

介護支援専門員やサービス事業所が、高齢者の地域における自立した日常生活の視点を持ち、考えを共有できるよう、研修の機会を提供します。

④ 地域ケア会議の充実

高齢者本人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備、多職種協働によるネットワーク構築のため、地域ケア会議を開催・運営します。個別事例の検討による、ケアマネジメントの支援を行うとともに、地域課題の整理、地域の社会資源やインフォーマルサービス等の情報収集、資源開発についての協議を行い、求められる取組について政策形成を目指します。

今後、地域の意見を反映しやすくするために、生活支援コーディネーターの参加を得るなど、会議のあり方の検討も進めます。

取組の内容

● 高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行います ●

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、専門職からの助言をもとに、個別の課題解決と今後の支援について検討し、より良い支援につなげます。

● 地域課題の解決に向けた取組の強化を進めます ●

個別ケースの背後にある地域の現状や課題を把握し、検討を行い、解決に向けた取組を強化します。

● 地域づくり・資源開発機能、政策形成機能を高めます ●

地域の社会資源、インフォーマルサービス等の把握及び創出、活用方法についての協議を行い、地域で支え合う仕組みづくりについて検討します。また、こうした取組を促進し、地域包括ケアの充実のための政策提案につなげます。

（２）認知症施策の推進

本市における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者は、要介護認定者の６２％となっていますが、平成３０年から平成３１年にかけて後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、認知症高齢者数の増加が見込まれます。

国においては、平成２７年１月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)が策定されました。今後の認知症施策としては、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

本計画では、次の３項目を重点的に推進します。

① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症は、誰にとっても身近な病気であることを周知し、講演会や認知症サポーターの養成等、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図ります。

また、子どもの頃から認知症についての正しい知識・対応方法を学ぶ機会を提供します。

取組の内容

● 認知症の当事者や家族の声を発信します ●

認知症当事者や家族の経験や思いを、自らの言葉で語り伝える機会を持ちます。市民や専門職向けに、講演会やフォーラム、研修等を開催します。

● 地域住民に普及・啓発を行います ●

介護予防講座や地域介護教室、講演会等を引き続き行います。また、認知症予防に取り組む自主グループの継続的な活動を支援します。

● 認知症サポーター養成講座を開催します ●

地域や企業、市内小中学校、高等学校での認知症サポーター養成講座の開催を推進します。

② 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の整備

早期の認知症（若年性認知症を含む）の発見、早期診断により、適切な時期、場所で医療・介護サービスを受けることができるよう取り組むとともに、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、相談支援等を行います。

取組の内容

● 認知症の早期発見・早期支援に取り組みます ●

認知症予防健診やタッチパネル（もの忘れ相談プログラム）を活用した頭の健康チェック事業の実施及び自主的な認知症予防活動を支援します。

● 認知症初期集中支援チームの充実を図ります ●

医療や介護につながっていない認知症の人や、認知症が疑われる人の必要な医療・介護サービスを検討し、自立した生活を支援するとともに、地域の専門職の資質向上を目的に研修を実施します。

● 医療機関、認知症サポート医との連携を進めます ●

認知症の早期発見・早期受診、早期診断ができる体制を構築します。また、認知症施策の推進について、認知症サポート医の協力を得ることができる連携体制を進めます。

● 切れ目のないサービスを目指します ●

認知症の症状に応じて適切なサービスが提供されるよう、「三木市認知症ケアネット」の普及に取り組み、関係者間での共有を図ります。

③ 高齢者にやさしい地域づくりと介護者への支援

認知症高齢者とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる居場所づくりを進め、認知症の人や家族への介護の負担軽減を図ります。また、外出して迷った高齢者を安全に保護するため、地域の見守り体制の整備や関係者との連携を推進します。

取組の内容

● 認知症カフェの設置を推進します ●

なじみの地域で誰もが気軽に参加できるよう、認知症カフェの設置を推進します。

● 認知症見守りネットワークの構築を推進します ●

行方不明者が発生した際に、認知症高齢者等SOS見守りネットワークにより、情報を共有し、早期発見・保護につなげます。また、住民主体による地域の中の見守りや支え合いの体制を推進します。

(3) 医療・介護連携の推進

医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくためには、急性期医療から早期の円滑な在宅への復帰を可能とする体制整備や、在宅支援における医療と介護サービスの充実、在宅等での看取りの体制整備など、医療・介護の連携は欠かせません。関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域包括支援センターや在宅医療・介護連携支援センターが中心となって、緊密に連携します。

取組の内容

●地域の医療・福祉資源の把握と活用を進めます●

地域の医療・介護機関等の資源を一元的に取りまとめ、各関係機関と情報の共有化を図ることで、円滑な連携を促進します。

●医療と介護の連携シートを活用します●

医療と介護関係者間で情報共有の推進を図るため、市内で統一した情報連携シートを活用し、円滑な連携を推進します。

●在宅医療に関して検討をします●

看取り等を含め、本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されるよう、そのあり方について、現状にある課題を抽出し、検討します。

●在宅医療・介護連携に関する研修を実施します●

多職種参加型の研修等を実施し、知識等の習得に加え、顔の見える関係を構築します。在宅医療・介護連携に向けた介護支援専門員のスキルアップの支援や、自宅での看取りが可能な体制づくりを検討します。

●24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築を目指します●

在宅医療・介護を利用している人からの緊急の相談等に対応できる体制づくりを進めます。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の展開を軸とした取組を推進します。

●在宅医療・介護の支援窓口を充実させます●

介護支援専門員等からの在宅医療・介護に係る問い合わせに総合的に対応する相談体制の、一層の充実を図ります。

●介護医療院の創設等を支援します●

医療と介護を一体的に提供する介護医療院の開設及び転換等を検討する事業者に対して、必要な支援を行います。

（４）高齢者の居住安定の確保

高齢者が一人ひとりの状態に応じた居住の場を選択できるよう、住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者の居住の場を確保します。サービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいの供給や、それらの住まいで安心して暮らすことができるよう、県との連携による的確な指導監督体制の確保に努めます。

取組の内容

●住宅改造助成事業を行います●

高齢者が住み慣れた家で自立した生活を送るため、段差の解消、手すりの取り付け、洋式便器への取り換え等の住宅改造を行った場合に、費用の一部を助成します。

●高齢化に対応した住まいの確保を行います●

高齢者向けの居住施設（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム等）や介護施設（特別養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護施設等）の整備について、ひとり暮らし高齢者の増加傾向や市内における利用ニーズの動向等を踏まえた検討を行います。

●有料老人ホームの入居者保護に努めます●

有料老人ホームに、介護保険制度と同様の情報公表制度が創設されます。市内の有料老人ホームの運営状況等を把握し、県と連携することで入居者の保護に努めます。

2 健康づくりと介護予防の推進

(1) 介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り介護を必要とせずに健康に過ごせる『健康寿命』を延伸することが大切です。そのためには、生活習慣病等の疾病予防に加え、加齢に伴う生活動作の低下を予防するとともに、社会参加や生きがいを通じて、自分らしく活動的な毎日を送ることができるよう、介護予防の推進が重要となります。

① 介護予防対象者の把握

相談業務や介護予防教室等の機会において、要介護リスクの高い高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげるよう支援します。

取組の内容

● 虚弱な状態の高齢者を把握します ●

自主教室や、サロン、高齢者教室、病院が実施する各種教室等において、基本チェックリストを活用した調査を行い、生活機能の低下や要介護の恐れのある高齢者を把握します。

② 介護予防の普及・啓発

高齢者の介護予防への意識を高め、その取組を促進するため、介護予防教室等を実施し、介護予防の必要性や具体的な方法について、普及・啓発を行います。

取組の内容

● 介護予防講座・地域介護教室を実施します ●

運動器や口腔の機能向上、認知症や低栄養の予防等を中心に、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえ、介護予防の知識の普及を図ります。高齢者大学やふれあいサロン等へ出向き、介護予防講座を実施します。また、地域介護教室として、高齢者の身近な場において普及・啓発を進めます。

● 介護予防教室を開催します ●

高齢者の低栄養や虚弱・閉じこもり等の生活改善につなげるため、普及・啓発を行う教室を開催します。

③ 地域介護予防活動の支援

地域における自主的な介護予防活動を促進し、介護予防に参加しやすい環境づくりを進めます。

取組の内容

●介護予防サポーターを養成します●

みっきい☆いきいき体操サポーターの養成を引き続き行います。今後は、養成されたサポーターが地域での活動の中心として活躍できるよう、環境整備を進めます。

●「みっきい☆いきいき体操自主教室」等の育成・支援を行います●

市内全域で自主的な活動が広がるよう取り組みます。自主教室に、運動指導者や理学療法士等の専門スタッフの派遣や運動機能測定等を行います。また、活動場所や移動手段の確保について、病院や地域団体等との連携を進めます。

●ボランティアポイント事業を推進します●

介護保険施設等でボランティア活動を行うことにより、自らの健康増進や介護予防に取り組むとともに、地域支え合い活動を育成・支援します。また、事業活動がより活発に進められるよう、活動内容や活動場所等の拡大を進めます。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、自主教室等の住民運営の通いの場だけでなく、訪問サービスや通所サービス、地域ケア会議や住宅改修等の事業へ理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の専門職が関与することで、自立支援に資する取組が強化できる体制づくりに努めます。

取組の内容

●専門職の連携を推進します●

リハビリに関わる各種専門職と行政の連携を進めます。また、各種専門職の介護予防に関する知識や関わり方等のスキルアップを図ります。

●高齢者の自立支援の取組を進めます●

虚弱な高齢者を個別相談につなぎ、機能の維持や自立支援ができるような取組を進めます。

（２）生活支援・介護予防サービスの充実

介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、市町村が取り組む地域支援事業に移行され、生活支援を含む、地域の実情に応じた多様なサービスへと転換しました。従来どおりの訪問・通所事業者によるサービスに加え、ＮＰＯ、民間企業、ボランティア等の多様なサービスの充実など、地域による特性を活かした取組が必要となります。

① 生活支援体制の整備

高齢者が生きがいを持って社会参加し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、助け合い、支え合いの地域づくりを推進していきます。

取組の内容

●生活支援コーディネーターを配置します●

誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めるため、日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、支え合いができるネットワークづくりを支援します。

●協議体を設置し生活支援体制の整備に取り組みます●

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は、今後さらに増加すると見込まれ、こうした高齢者が引き続き地域で暮らし続けていくためには、地域での支え合いが必要になります。

生活支援コーディネーターと地域活動者、地縁組織、ＮＰＯ、社会福祉法人など多様な主体が参画し、社会参加、生活支援、介護予防などの取組に向けた定期的な情報共有や連携強化の場として、各地域の市民協議会の中に「暮らし・生活部会（協議体）」の設置を推進し、住民主体の地域支え合い活動を支援します。

② ニーズに応じた介護予防・生活支援サービスの充実

要支援認定者や事業対象者に、緩和した基準によるサービスを実施します。また、生活支援のニーズに対応するサービスの内容を検討します。

取組の内容

●訪問型・通所型サービスを充実させます●

地域の実情を把握し、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス等について検討します。

●サービスの担い手を養成します●

専門職の不足が予想されているため、サービスの担い手として、生活支援の一部である家事を中心に支援を行う「みっきい☆家事ヘルパー」を養成します。

●高齢者の日常生活を支え合う活動を展開します●

三木市高齢者ファミリーサポートセンターで、「日常生活を手助けしてほしい高齢者」と「できる範囲で手助けする人」がお互いに支え合う活動を展開します。

■介護予防・生活支援サービス見込量

	単位	第6期	第7期				第9期
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		2025 年度 (平成 37 年度)
訪問型サービス	人数(人)	3,120	3,348	3,432	3,504		3,984
通所型サービス	人数(人)	3,324	3,564	3,660	3,732		4,248

※ 平成 29 年度は実績見込み

(3) 生きがい活動の支援

高齢者が生きがいを持って生活できるよう、多様な交流活動や学習・文化・スポーツ活動の促進を図ります。

取組の内容

●老人クラブの活性化を図ります●

超高齢社会の中で、高齢者の価値観の多様化やライフスタイルの変化等により、老人クラブへの加入率の低下、会員の高齢化が進んでいます。老人クラブ活動の広報等を行うことにより、加入を促進するとともに、会員の生きがい・健康づくりに取り組むことで心豊かな地域社会が実現できるよう、引き続き老人クラブ活動を支援します。

●地域文化伝承事業を行います●

高齢者の経験や技術を活かし、小中学校、認定こども園、幼稚園、保育所、各地区公民館等を利用して、指導者として幅広く活動できる機会の充実に努め、高齢者の社会参加を支援します。また、地域の特性を活かした事業の情報収集と伝統文化を次世代へ継承していく取組を推進します。

●高齢者大学を実施します●

生きがいの創造とともに、地域づくり活動を推進するための指導者及び協力者の養成を図ることにより、高齢者の福祉の増進と健康で明るい地域づくりに努めます。また、より専門性を培う学習内容により、地域活動のリーダーの担い手を育成するとともに、人材の育成や、人材を活動につなぐ体制の構築などの支援に努めます。

●高齢者の文化・スポーツ活動の活性化を促進します●

スポーツ活動や文化活動のための団体に所属することで、外出する機会が増え、健康増進や社会参加、生きがいの高揚につながっています。

地域における多様なニーズやライフステージに対応し、年齢や体力等に応じて気軽に参加できるよう、その啓発に努めます。

●活発な公民館活動を支援します●

高齢者の持つ豊かな知識や経験を活かした活動や社会参加の場を設け、生きがいづくりにつなげています。

今後もライフステージに対応した講座内容の充実と、地域課題や社会情勢に対応した学習を推進していきます。

（４）社会参加の支援

高齢者の経験や能力を活かした仕事の提供及び各種教養講座を行うことで、社会参加の促進を図ります。

取組の内容

●シルバー人材センター●

高齢者が「生涯現役」として、地域社会の活力を支える担い手となり、元気に活動していくことを目指し、経験と能力を活かせる仕事を会員に提供し、就業機会の増大と生きがいきづくりの充実を図ります。

●高齢者福祉センター●

高齢者に社会参加の機会を拡大し、教養の向上と生きがいの創造に資するための地域交流活動及び各種教養講座を開設しています。今後も、多様なニーズに応えるため、各種事業を組織的・計画的に推進し、生きがいきづくりや健康づくり等に取り組みます。また、学習で習得した知識や技術をもとに、さらに学習を深めたり広めたりするグループ活動を奨励するほか、学習した成果を発表する展示会等の機会の充実に努めます。

3 支え合う地域社会の構築

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組

少子高齢化のさらなる進展と人口減少に直面するこれからの社会においては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる環境づくりが求められます。制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく、「地域共生社会」の実現に向け、各福祉施策の横断的な取組と、住民活動との協働を推進します。

取組の内容

●総合的な相談支援体制を構築します●

地域や地域住民の多様化する課題や、介護と育児に同時に直面するダブルケアといった個人や世帯の抱える複合的な生活上の課題等を解決するため、新たに総合的な相談支援体制を構築します。

●共生型サービスの普及・啓発に取り組みます●

65歳以上になった障がい者が介護保険に移行してもこれまでのサービスを利用しやすしたり、高齢者と障がい児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、制度改正により、介護保険と障害福祉サービス両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。制度改正について事業所に周知し、共生型サービスの普及・啓発を図るとともに、地域の限られた資源を有効に活用するサービス提供のあり方について、事業所・地域団体・関係機関と連携して検討を進めます。

●新たな共生型サービスの構築を検討します●

地域における支援の充実と資源の有効活用という観点から、障がい者や認知症高齢者、要介護認定者のいずれもが利用できるグループホームや各種サービスを実施する支援拠点の構築について、先進自治体の調査等を進め、本市における導入可能性について検討します。

●子育て支援策と高齢者施策の融合を図ります●

核家族が増え、子どもと高齢者がお互いにふれあう機会がなくなってきました。

多世代が同居していた頃は、子どもは多様な人と関わることにより、思いやりや助け合いを自然に学ぶことができ、高齢者は子育てに関わるなど役割を持ち、生きがいにつながっていました。

子どもから高齢者まで、誰もがいきいきと輝き、世代を超えたまちづくりを進めるため、子育てキャラバンや子育て支援の拠点などで高齢者が活躍できる場をつくり、多世代が交流する中で親の子育て不安を軽減し、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組みます。

●地域福祉活動への子どもの参加を推進します●

「トライやる」アクション※で高齢者等と関わる活動を行うことや、認知症サポーター養成講座を学校等で取り組むことなど、地域で暮らす高齢者や障がい者の支援に、子どもが参加できる仕組みをつくり、地域福祉の向上と共生社会づくりに向けた意識の醸成を図ります。

※「トライやる」アクション

中学生が、地域の良さやふるさとの恵みにふれることができるよう、土・日曜日や長期休業中等を利用して、地域行事の一部を担ったり、新たな行事を企画し主体的に運営したりするなどの実践的な取組。

●地域共生社会づくりに向けたプロジェクトチームを結成します●

子育て支援、高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者支援等を所管する福祉部局に加え、地域団体や市民活動を所管する部局、学校教育・社会教育を所管する部局等、地域コミュニティに関連する関係部局からの参加を得て、共生社会づくりに向けたプロジェクトチームを結成し、本市における地域共生のまちづくりの具体的な取組について、協議を行います。

●共に支え合うまちづくりを進めます●

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、地域、家庭等において、これまでの高齢者の生き方を知り、高齢者への理解を深め、高齢者を尊重し、共に支え合って暮らすことを教育・啓発するとともに、高齢者が培ってきた経験や知識を活かせるよう、高齢者の社会参加を促進し世代間の交流を推進します。

誰もが排除されることなく、自分らしく暮らすことのできる人権尊重のまちづくりを推進します。

（２）高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない等の困難な状況ある高齢者が、尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

取組の内容

● 成年後見制度等の周知と利用者支援を行います ●

関係機関と連携をして制度の周知を図り、利用に対する支援を行います。

● 三木市成年後見制度利用促進計画を策定します ●

成年後見制度利用促進法に基づき、福祉関係各課が連携して、「三木市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

● 三木市成年後見支援センターを充実させます ●

成年後見制度の説明会や市民講座、専門相談を行うとともに、職員が随時電話・面接相談を行っています。本市における専門相談機関として、今後も体制の充実を図ります。

● 高齢者虐待防止の取組 ●

関係機関と連携して、高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を行います。ケースごとに検討を行い、関係機関や地域住民の協力を得て、高齢者虐待の防止のため、関係機関のネットワーク構築に取り組みます。

● 災害時要援護者対策 ●

災害時要援護者名簿を自主防災組織などに提供するとともに、避難支援訓練や研修会により、地域での災害時要援護者の支援体制の整備を図ります。

また、災害時に一般の避難所では生活に支障のある人たちのために、身体障がい者用トイレの設置やバリアフリー化された施設を「福祉避難所」として指定するとともに、おかゆ等の食料品や紙おむつ等を計画的に備蓄し、安心して避難生活を送れるよう取り組みます。

(3) 高齢者の在宅生活の支援

① 高齢者の生活支援サービス

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護保険外の各種生活支援サービスを継続実施します。地域支援事業における介護予防・生活支援サービス事業の対象にならないひとり暮らし世帯への配食サービスや、低所得者に対する支援を行います。

■事業一覧

事業名	事業内容	対 象
外出支援サービス	自立歩行が困難な高齢者が、受診のために居宅から医療機関等へリフト付きタクシーを利用する場合、初乗り運賃相当額を助成します。	車いすを利用している、または寝たきりの高齢者
訪問理容サービス	心身の障がい及び傷病の理由により、理容院に行くことが困難な高齢者が、居宅で理容サービスを受ける場合、訪問費用の一部を助成します。	寝たきり等で外出が困難な高齢者
生活支援型ホームヘルプサービス	介護保険対象外の要援護高齢者の在宅生活を支援するため調理、掃除等の家事援助を行います。	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯（市民税所得割課税世帯を除く）
軽度生活支援事業	要援護高齢者の在宅生活を支援するため、庭掃除等を行った場合、費用の一部を助成します。	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
配食サービス	高齢者の地域における自立した生活を継続するため、栄養改善と安否確認を目的とした食事の提供を行います。	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で調理が困難な方
緊急通報システム事業	急病等の緊急事態発生を受信センターに通報し、近隣協力員の協力のもとに緊急援助を行います。また月1回、お伺いや連絡をし、安否確認をします。	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者夫婦世帯（一人が寝たきり）日中独居になる高齢者で必要とする要援護高齢者
福祉電話貸与	高齢者の孤独感を和らげるため福祉電話を貸与します。	65歳以上のひとり暮らし

② 家族介護者の支援

家族介護者の身体的・精神的・社会的な負担を軽減するための事業を実施します。

■事業一覧

事業名	事業内容と今後の取組
生活支援型短期入所	おおむね 65 歳以上の虚弱な高齢者を介護している人が、病気、冠婚葬祭等の理由により、一時的に介護することができなくなった場合に、月 7 日を限度として特別養護老人ホーム等で高齢者を預かり、介護するサービスです。
家族介護教室	介護が必要な高齢者の状態の維持・改善を図るため、家族に対して、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。
家族介護継続支援	介護から一時的に解放するための、家族介護者の交流会等の開催や介護用品、介護手当の支給を行う等、家族介護者の身体的・精神的・経済的負担を軽減する事業を実施します。
徘徊高齢者家族支援サービス	外出して行方不明になった認知症高齢者を早期発見できるよう、小型発信装置の貸与を行います。

4 介護保険事業の円滑な運営

本市では、第7期介護保険事業計画の目標年度の平成32年度には、高齢化率が34.0%、2025年度（平成37年度）には35.5%になると見込まれています。高齢者の増加、特に、後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者数も増加することが見込まれています。介護が必要となる高齢者を地域で支えていくために、介護サービスの質と量を確保するとともに、介護給付の適正化、低所得者への支援、事業者への適正な指導監督等を推進します。

高齢者が介護の必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう支援する必要があります。このために、地域密着型サービスをはじめとする、地域課題や利用者ニーズに応じたサービス提供体制の整備を推進します。

（1）ケアマネジメントの円滑な提供

① 居宅介護支援

居宅介護支援は、要介護認定者が介護保険サービス、その他保健福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービスの種類や内容、サービス提供者等を定めた計画を立案し、サービス提供にあたり、事業者等と連絡・調整を行うことをいいます。

質の高い介護保険サービスが提供されるよう、介護支援専門員等に対する研修や指導を行い、そのケアマネジメント技術の向上を図ります。

② 介護予防支援

介護予防支援は、要支援認定者が介護保険サービス等を利用することで、介護予防の効果が最大限発揮され、生活機能の維持・改善が図られるよう、目標指向型の計画を立案し、サービス事業者等と連絡・調整を行うことをいいます。

地域包括支援センターが主体的に行う業務とされているため、その業務について点検・評価を行います。

■居宅介護支援見込量

		第6期	第7期				第9期
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		2025年度 (平成37年度)
居宅介護支援	人数（人）	17,665	17,676	18,144	18,636		21,420
介護予防支援	人数（人）	8,395	9,024	9,180	9,312		10,608

※ 平成29年度は実績見込み

（２）居宅サービスの充実

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や、食事や掃除、洗濯、買い物等の生活援助を行います。

ホームヘルパーの資質向上及び、利用者の多様なニーズに応じた質の高いサービス提供を目的とした研修等を促します。また、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者等との連絡体制の支援を行います。

② 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介護を行います。

通所介護等、他のサービスとの効果的な組み合わせを考慮するとともに、現在、本市には事業者が立地していないため、利用者のニーズに応じた事業者の確保に努めていきます。

③ 訪問看護

疾病等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

施設療養から在宅療養へ移行する高齢者が増えることが見込まれるため、訪問看護ステーション等と医療機関との連携を強化し、終末期医療を含めた在宅生活体制の充実を図ります。

④ 訪問リハビリテーション

病院・診療所等の理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。

サービスの利用者は増加しており、退院直後や生活機能が低下した際に、福祉用具使用の指導との組み合わせ等による計画的・集中的なサービスの実施等、提供体制の充実を図ります。

⑤ 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師や歯科医師、薬剤師等が、通院困難な要介護認定者等に対し訪問診療等を行い、療養上の管理指導を行うものです。

在宅生活を支えるにあたり、重要なサービスであるため、医療機関等との連携の強化を図り、積極的な参入を促進するよう努めます。

⑥ 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りでを行います。

介護職員の研修機会等の情報を提供し、サービスの質の向上を図ります。

⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

介護予防を念頭に置いた高齢者一人ひとりに応じたプログラムが提供できるよう、サービス内容の充実と提供体制の確保に努めます。

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練等を受けます。短期入所療養介護は、介護老人保健施設等に短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療等を受けます。

施設入所待ちの長期利用ではなく、本来のサービス利用ができるよう、小規模多機能型居宅介護の活用促進と併せて関係機関の指導を行います。

⑨ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

福祉用具貸与は、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与し、特定福祉用具販売は、福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないものを販売するものです。

利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持・改善を図るとともに、介護者の負担軽減を図ります。

適切な貸与価格を確保するため、商品ごとの全国平均貸与価格を把握し、価格に一定の上限を設定します。

⑩ 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消等、個人の身体状況や生活環境に合った住宅改修を行うことで、できるだけ自立した在宅生活を送ることができるよう支援します。

市の特別型住宅改造助成事業と連携し、住まいの改良相談員による確認、指導を行います。

⑪ 特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）や養護老人ホーム、ケアハウスに入居する要介護認定者に対し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話、機能訓練等を行い、施設において能力に応じた自立した生活ができるようにするものです。

今後、多様な住まいの選択肢として、利用者のニーズに対応できるよう、本計画期間中に2事業所の整備を進めていく予定です。

■整備計画

		第6期	第7期		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
有料老人ホーム（介護付き）	施設（総数）	0	1	1	2
	定員（床）	0	40	40	80
ケアハウス	施設（総数）	1	1	1	1
	定員（床）	30	30	30	30

※1 施設（総数）は、既存の施設数＋新規の施設数

※2 定員（床）は、既存の定員（床）＋新規の定員（床）

※3 有料老人ホーム（介護付き）に、サービス付き高齢者向け住宅を含む

■居宅介護サービス見込量

		第6期	第7期				第9期
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度 (平成 37 年度)	
訪問介護	回数 (回)	123, 077	134, 142	138, 064	142, 058	178, 055	
	人数 (人)	4, 882	5, 328	5, 472	5, 604	6, 996	
訪問入浴介護	回数 (回)	1, 309	1, 301	1, 393	1, 470	1, 702	
	人数 (人)	264	264	288	300	348	
訪問看護	回数 (回)	23, 985	24, 934	25, 558	26, 389	30, 592	
	人数 (人)	2, 659	2, 796	2, 868	2, 964	3, 432	
訪問リハビリテーション	回数 (回)	7, 509	7, 573	7, 703	8, 150	9, 377	
	人数 (人)	640	660	672	708	816	
居宅療養管理指導	人数 (人)	2, 517	2, 496	2, 568	2, 652	3, 060	
通所介護	回数 (回)	68, 427	74, 582	76, 603	78, 631	98, 078	
	人数 (人)	6, 618	7, 236	7, 428	7, 620	9, 492	
通所リハビリテーション	回数 (回)	51, 185	56, 444	57, 890	59, 366	74, 222	
	人数 (人)	5, 523	6, 084	6, 240	6, 396	7, 992	
短期入所生活介護	日数 (日)	33, 360	39, 361	40, 657	42, 037	52, 738	
	人数 (人)	2, 262	2, 700	2, 784	2, 868	3, 588	
短期入所療養介護 (老人保健施設)	日数 (日)	9, 757	11, 628	12, 070	12, 482	14, 544	
	人数 (人)	1, 158	1, 368	1, 416	1, 464	1, 704	
福祉用具貸与	人数 (人)	9, 710	9, 732	10, 008	10, 296	11, 916	
特定福祉用具販売	人数 (人)	169	156	156	156	204	
住宅改修	人数 (人)	223	228	240	240	276	
特定施設入居者生活介護	人数 (人)	699	840	1, 032	1, 248	1, 572	

※1 平成 29 年度は実績見込み

※2 回 (日) 数は年間当たりの回 (日) 数、人数は年間当たりの延べ利用者数

■介護予防サービス見込量

		第6期	第7期			第9期
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度 (平成 37 年度)
介護予防訪問介護	人数（人）	29				
介護予防訪問入浴介護	回数（回）	82	52	52	52	52
	人数（人）	17	12	12	12	12
介護予防訪問看護	回数（回）	7,446	7,934	8,131	8,242	9,384
	人数（人）	860	912	936	948	1,080
介護予防訪問 リハビリテーション	回数（回）	1,639	2,459	2,624	2,624	2,956
	人数（人）	126	192	204	204	228
介護予防居宅療養管理 指導	人数（人）	347	372	372	372	432
介護予防通所介護	人数（人）	2,613				
介護予防通所 リハビリテーション	人数（人）	3,525	4,128	4,212	4,260	5,280
介護予防短期入所生活 介護	日数（日）	202	488	488	488	569
	人数（人）	36	84	84	84	96
介護予防短期入所療養 介護（老人保健施設）	日数（日）	516	607	607	607	689
	人数（人）	79	96	96	96	108
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	4,438	4,752	4,848	4,908	5,580
特定介護予防福祉用具 販売	人数（人）	121	144	144	156	168
介護予防住宅改修	人数（人）	213	192	204	204	228
介護予防特定施設入居 者生活介護	人数（人）	275	264	336	396	492

※1 平成 29 年度は実績見込み

※2 回（日）数は年間当たりの回（日）数、人数は年間当たりの延べ利用者数

（３）地域密着型サービスの充実

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成２４年４月から新たに創設されたサービスで、重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

在宅医療・介護連携を推進する上で重要なサービスであり、本計画期間中に市内に事業所の整備を誘導し、サービス提供体制の確保を目指します。

② 認知症対応型通所介護（認知デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症（急性を除く）の高齢者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、デイサービスセンター等で入浴・排泄・食事等の介護や生活相談等の日常生活上の世話、機能訓練を行うものです。

認知症施策と整合を図り、サービスの周知、利用促進に努めるとともに、認知症高齢者の増加に対応できるよう、長期的にサービス提供体制の確保を目指します。

③ 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供し、在宅での生活の継続を支援するものです。事前に利用登録を行うことにより利用することができ、１事業所の定員上限数は２９人です。

以前に比べ、広く認知されるようになりましたが、まだ認知度が低い上に、包括的なサービスのため、介護支援専門員の変更や今まで利用していた他のデイサービスセンター等の利用ができなくなるなどの課題があります。

東部生活圏域、南部生活圏域、西部生活圏域で各１事業所が開設しています。サービスの周知、利用促進に努めるとともに、サービスニーズの増加に対応できるよう、長期的にサービス提供体制の確保を目指します。

④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症（急性を除く）の高齢者に対して、少人数の共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴や排泄、食事の介護等、日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた日常生活を営めるようにするものです。

西部生活圏域に４事業所、東部生活圏域、南部生活圏域にはそれぞれ１事業所が開設しています。今後の認知症高齢者の増加に対応できるよう、長期的にサービス提供体制の確保を目指します。

⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設は、有料老人ホームや養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅で、入居者が要介護認定者と配偶者等に限られる介護専用特定施設のうち、入居定員が29人以下のもので、要介護認定者である入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行い、能力に応じた、自立した日常生活を営めるようにするものです。

現在、市内に施設は未整備ですが、施設サービスの整備状況とサービス見込量を勘案し、今後の必要性を検討します。

⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、定員29人以下の特別養護老人ホームで、できる限り居宅の生活への復帰を念頭において、入浴・排泄・食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行い、要介護認定者である入所者が能力に応じて自立した日常生活を営めるようにするものです。

平成29年度に、介護老人福祉施設からの転換により、1事業所（20床）が整備中であり、本計画期間中に開設します。

⑦ 看護小規模多機能型居宅介護

平成24年4月より新たに創設されたサービスで、医療ニーズの高い要介護認定者に対して、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

認知症高齢者や医療ニーズが高い高齢者の増加に対応できるよう、利用者のニーズや参入事業者の見込みを勘案し、今後の必要性を検討します。

⑧ 地域密着型通所介護

平成28年度から、定員18人以下の小規模な通所介護事業所は地域との連携や運営の透明性の確保のため地域密着型サービスに位置づけられました。

地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、本計画期間中に必要なサービス基盤の整備を行います。

■地域密着型サービス整備計画

		第6期	第7期		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	事業所（総数）	0	1	1	2
認知症対応型通所介護	事業所（総数）	4	4	4	4
	定員（人）	39	42	42	42
小規模多機能型居宅介護	事業所（総数）	3	3	3	3
	定員（人）	79	79	79	79
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	事業所（総数）	6	6	6	6
	定員（床）	80	80	80	80
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	施設（総数）	0	1	1	1
	定員（人）	0	20	20	20
地域密着型通所介護	事業所（総数）	7	7	8	8
	定員（人）	87	87	115	115

※ 施設（総数）は、既存の施設数＋新規の施設数

■日常生活圏域ごとの配置計画

		第6期	第7期		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	東 部	0	0	0	0
	西 部	0	0	0	1
	南 部	0	1	1	1
	計	0	1	1	2
認知症対応型通所介護	東 部	1	1	1	1
	西 部	2	2	2	2
	南 部	1	1	1	1
	計	4	4	4	4
小規模多機能型居宅介護	東 部	1	1	1	1
	西 部	1	1	1	1
	南 部	1	1	1	1
	計	3	3	3	3
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	東 部	1	1	1	1
	西 部	4	4	4	4
	南 部	1	1	1	1
	計	6	6	6	6
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護	東 部	0	1	1	1
	西 部	0	0	0	0
	南 部	0	0	0	0
	計	0	1	1	1
地域密着型通所介護	東 部	0	0	0	0
	西 部	3	3	3	3
	南 部	4	4	5	5
	計	7	7	8	8

■地域密着型サービス見込量

		第6期	第7期			第9期
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度 (平成 37 年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数（人）	0	120	120	240	564
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数（回）	3,790	3,845	3,955	3,955	4,782
	人数（人）	408	408	420	420	504
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	529	528	564	576	660
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	人数（人）	929	900	924	936	984
地域密着型特定施設入 居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	人数（人）	0	240	240	240	240
看護小規模多機能型居 宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数（回）	18,178	25,340	25,852	26,694	33,266
	人数（人）	1,586	2,160	2,208	2,268	2,820

※1 平成 29 年度は実績見込み

※2 回（日）数は年間当たりの回（日）数、人数は年間当たりの延べ利用者数

■地域密着型介護予防サービス見込量

		第6期	第7期			第9期
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度 (平成 37 年度)
介護予防認知症対応型 通所介護	回数（回）	593	778	778	778	1,012
	人数（人）	33	48	48	48	60
介護予防小規模多機能 型居宅介護	人数（人）	174	192	192	192	216
介護予防認知症対応型 共同生活介護	人数（人）	1	0	0	0	0

※1 平成 29 年度は実績見込み

※2 回（日）数は年間当たりの回（日）数、人数は年間当たりの延べ利用者数

（４）施設サービスの確保

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、要介護認定者に対し施設サービス計画にもとづき、入浴・食事等の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理等を行う施設です。

地域包括ケアシステムの構築を推進する観点から、介護老人福祉施設の有する資源やノウハウを地域の中で有効活用し、地域におけるサービスの拠点として活用を推進します。

本計画期間中に、１事業所（２０床）が、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護へ転換します。

② 介護老人保健施設

介護老人保健施設については、本計画期間中も、現在のサービス量を維持します。

介護老人保健施設は、地域包括ケアシステムの構築に向け、入院から在宅復帰に向けた支援体制の一役を担う在宅復帰・在宅療養支援機能の充実を図ります。このため、リハビリテーション専門職や看護職員等医療専門職が多く勤務する介護老人保健施設のノウハウ等を地域で活用する取組を推進します。

③ 介護医療院

介護医療院は、介護療養型医療施設がこれまで担っていた「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能とともに、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として創設されました。本計画期間中に整備の予定はありませんが、国の動向を踏まえ、整備を検討します。

④ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や必要な医療を行う施設です。平成２９年度で廃止される予定になっていましたが、平成３５年度末まで期限が延長されました。

本計画期間中において、介護医療院等への施設転換を支援します。

■施設サービス整備計画

		第6期	第7期		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	施設（総数）	7	7	7	7
	定員（人）	468	448	448	448
介護老人保健施設	施設（総数）	3	3	3	3
	定員（人）	200	200	200	200
介護医療院	施設（総数）		0	0	0
	定員（人）		0	0	0
介護療養型医療施設	施設（総数）	2	1	1	1
	定員（人）	61	7	7	7

※ 施設（総数）は、既存の施設数（平成29年10月現在）＋新規の施設数

■施設サービス見込量

		第6期	第7期			第9期
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	2025年度 （平成37年度）
介護老人福祉施設	人数（人）	5,190	5,448	5,688	5,688	6,408
介護老人保健施設	人数（人）	3,013	3,192	3,192	3,192	3,660
介護医療院	人数（人）		0	0	0	96
介護療養型医療施設	人数（人）	387	72	72	72	

※1 平成29年度は実績見込み

※2 人数は年間当たりの延べ利用者数

（５）サービス見込量の確保

サービスの利用量は、高齢者の増加に伴い全体的に増加する傾向にあります。特に、第６期計画期間中は、リハビリに関する給付の多くが計画を上回る利用実績を示しました。今後は、認知症高齢者や医療ニーズが高い要介護認定者等の増加に伴い、高齢者が自立して在宅生活を継続できるよう、多様で柔軟なサービス提供によって支える必要があると考えられます。

このため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定施設入居者生活介護等の提供体制を整備するとともに、施設サービスの一定量の確保等、介護サービスの円滑な提供体制を確保します。

取組の内容

●事業者への情報提供を行います●

参入を計画する事業者に、要介護認定者やその家族のニーズ等、適切な情報提供を行います。

●地域密着型サービスの公募による事業者の指定を行います●

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、公募による指定を行います。

●地域密着型サービス事業者の指定に係る関係者の意見の反映を行います●

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、「三木市地域密着型サービス運営委員会」による意見を反映させます。

(6) 介護サービスの質の向上及び人材の確保

① 相談・苦情解決体制の充実

取組の内容

●サービスの苦情対応を行います●

要介護認定や保険給付に関して不服がある場合は、県の介護保険審査会に審査請求を行うことができます。住民が気軽に相談できるよう、介護保険課、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいても苦情相談に対応します。

●苦情処理に対して、迅速な対応を図ります●

介護保険に関する苦情について、県、居宅介護支援事業者、国民健康保険団体連合会との連携を図り、迅速かつ的確に対応します。

●第三者サービス評価の受審を徹底します●

地域密着型サービス外部評価は、事業所自らの自己評価をもとに、第三者評価機関が事業所を訪問して調査を行い、事業所の優れている点、今後取り組むべき課題を明らかにする仕組みです。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の年1回の受審を徹底します。

●運営推進会議を活用した評価の実施を徹底します●

小規模多機能型居宅介護では自ら提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議においてチェックし、公表することになっています。「評価」の実施等を徹底します。

② 事業者への指導・助言

取組の内容

●事業所の人材育成を支援します（内部研修と外部研修）●

介護サービスの質の向上を図るため、各事業所において研修体制を確保するよう指導します。また、市として積極的に研修機会の提供や支援を行います。

●適切な調査権限による指導・監査を実施します●

利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、指導・監査を実施します。また、兵庫県国民健康保険団体連合会からの提供データや介護給付適正化支援システムによる介護給付費の監査を実施します。

●介護保険をはじめとする各種サービスの情報を提供します●

広報やホームページ、パンフレットを活用し、情報提供を行います。

③ 人材の確保

取組の内容

●人材の育成・確保を図ります●

介護サービスを担う介護職員の資質向上及び人材育成を図るため、介護福祉士資格の取得に要する費用の一部を助成します。また、教育委員会と連携して、小中学生を対象とした介護老人福祉施設等を活用した体験型学習の促進を図ります。

●介護職員の安全確保・離職防止対策に取り組みます●

訪問看護師・訪問介護員の安全確保及び離職防止を図るため、2人以上の訪問が必要なケースで利用者等からの同意が得られない場合に報酬の一部を補助します。

●介護事業者による情報交換等の支援を行います●

三木市認知症対応型共同生活介護事業者連絡会に参加し、サービスの質の向上に加え、事業所で働く従業員の相談等を受け、支援します。

●先進的な取組についての情報提供を行います●

全国の事業所等で独自に実施されている離職防止対策やその効果等について、ホームページを通じて情報提供を行います。

④ 介護給付適正化の取組

取組の内容

● 介護給付費適正化事業を実施します ●

本市でも高齢化が進み、介護サービス利用者の増加やサービス範囲の拡大等で、介護給付費は年々増加しています。国の基本指針及び「第4期介護給付適正化計画」に関する指針を踏まえ、適切なサービスの確保や不適切な給付費の削減を図るため、主要5事業を実施し、制度の持続可能性を確保します。

1 要介護認定の適正化

要介護認定等に係る認定調査の内容について、点検及び問い合わせを行います。また、認定調査項目別の選択状況について、比較・分析を行い、調査員の研修をします。

2 ケアプランの点検

居宅介護サービス計画等の記載内容について、点検及び支援を行います。

3 住宅改修等の点検

住宅改修費は、現地にて点検を実施し、不適切な改修を排除します。また、複数の事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員から利用者に対し説明するよう周知します。福祉用具貸与は、国が公表する全国平均貸与価格、用具の必要性及び利用状況等について点検します。

4 縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認します。また、医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求を点検します。

5 介護給付費通知

利用者やその家族等が自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を図るため、介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。

5 目標指標

具体的施策の展開にあたり、本計画では以下の項目を目標指標とし、各年度における着実な達成を目指します。

指標・取組	実績見込	目標			
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域密着型サービスの公募指定の活用の有無	有	有	有	有	
地域密着型サービスへの参入を検討する事業者への説明・働きかけの有無	有	有	有	有	
地域密着型通所事業における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善推進の取組の有無	有	有	有	有	
介護サービス事業所の質の向上に向けた具体的なテーマを設定した研修の有無	有	有	有	有	
地域包括支援センター3職種（準ずる者を含む）の配置目標（人）					
○保健師	3	4	4	4	
○社会福祉士	3	3	4	4	
○主任介護支援専門員	3	3	4	4	
地域ケア会議における多職種の連携や個別事例の検討、議事録や決定事項を全員が共有する取組の有無	有	有	有	有	
医療・介護関係の多職種が合同で参加する参加型の研修会の開催または開催支援の有無	有	有	有	有	
認知症支援に携わるボランティア養成の有無	有	有	有	有	
介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨についての住民やサービス事業者に対する周知活動の有無	有	有	有	有	
「みっきい☆いきいき体操自主教室」の教室数	103	105	110	110	
介護予防の場にリハビリテーション専門職が関与する仕組みの有無	有	有	有	有	
要介護認定の適正化（件）	4, 100	4, 100	4, 150	4, 200	
ケアプランの点検（件）	60	30	30	40	
住宅改修等の点検（件）	600	610	620	630	
医療情報との突合・縦覧（件）	150	150	150	150	
介護給付費通知（人）	3, 100	3, 200	3, 250	3, 300	

第5章 介護保険サービス費用の見込みと保険料の設定

1 介護保険サービス費用の見込みと介護保険料の算出手順

(1) 介護保険サービス費用の見込みと介護保険料の算出手順

本計画では、次の手順に沿って、介護保険事業の給付費等の推計を行います。

① 被保険者数の推計

被保険者数は、コーホート変化率法により推計した将来人口及び被保険者数の動向に基づき設定します。



② 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、各年の性別・年齢階級別被保険者数の見込みに対し、本市の認定率や介護予防事業等の効果等を勘案して認定率を設定し、これらを乗じて推計します。



③ 施設・居住系サービス量の見込み

施設・居住系サービスの整備計画を踏まえ、認定者数の推計、給付実績の動向をもとに、サービス利用者数、サービス見込量、給付費を推計します。



④ 居宅系・地域密着型サービス量の見込み

給付実績を踏まえ、今後の認定者に対するサービス利用者の割合や一人当たり利用回数・給付費を見込みます。認定者数の推計及び利用者数の推計を勘案し、居宅系・地域密着型サービスの提供体制の状況を踏まえ、居宅系・地域密着型サービスの利用者数、サービス見込量、給付費を推計します。



⑤ 地域支援事業の見込み

平成30年度から平成32年度までの3年間の地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に対するニーズを踏まえ、事業費を見込みます。



⑥ 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料については、平成30年度から平成32年度までの第1号被保険者・要介護認定者の見込み等により推計した総給付費に必要な経費を合わせた標準給付費、及び地域支援事業費、国が示す保険料算定に必要な係数等に基づき設定します。

(2) 第6期計画からの変更点について

介護保険サービス費用の見込みに影響する、制度改正等の動向は以下のとおりです。

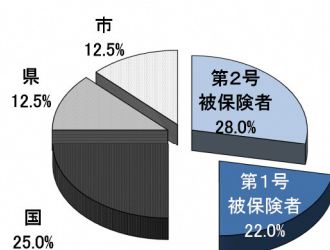
① 第1号被保険者負担割合の見直し

介護サービスを利用する場合、費用の1割（一定以上所得者は2割、現役並みの高い所得者は3割）が自己負担、残りが介護保険から給付されます。保険給付費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金と被保険者が支払う保険料で構成されます。

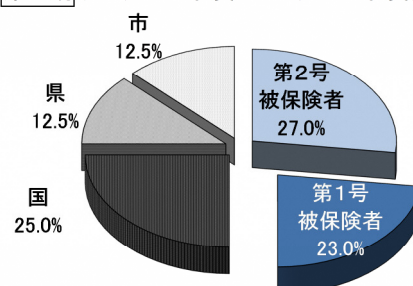
被保険者の負担割合は、介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令に定められており、第1号被保険者と第2号被保険者の人数比率に基づき、3年ごとに見直されます。第7期計画期間では、第1号被保険者の負担割合が23%（第6期22%）、第2号被保険者の負担割合が27%（第6期28%）となっています。

■ 給付費の負担割合

第6期（平成27年度～平成29年度）



第7期（平成30年度～平成32年度）



② 一定以上の所得のある者の自己負担割合の見直し

一定以上の所得のある高齢者については、介護保険サービスの利用者負担が2割とされてきましたが、その中でも現役並みの高い所得者については、平成30年8月から、利用者負担が3割となります。該当する人が少ないため影響はわずかですが、自己負担が増加した分、介護サービス給付費が下がることになります。

③ 介護報酬の改定と消費税率の見直しに伴う報酬改定

平成30年度からの介護報酬の改定により、介護サービス給付費が平均0.54%増加します。

また、平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う介護報酬改定（約0.4%増）や、消費税率の引き上げと同時に実施される介護職員の処遇改善のための報酬改定（約2%増）により、介護サービス給付費の増加が見込まれています。

2 介護給付費等の見込み

(1) 介護給付費の見込み

第7期計画期間の介護保険事業の見込みにあたっては、要支援・要介護認定者数の推計を踏まえ、サービス種類ごとに要介護度別の利用者数を推計し、第6期計画期間中の給付実績に基づいて給付費を見込んでいます。施設・居住系サービスについては、整備計画を踏まえて利用者数を推計した上で給付費を見込んでいます。

■介護給付費の見込み

(単位：千円)

	第6期	第7期				第9期
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度 (平成 37 年度)	
居宅サービス						
訪問介護	344,360	377,109	388,252	399,373	500,695	
訪問入浴介護	16,149	16,111	17,271	18,225	21,092	
訪問看護	105,445	110,509	113,350	117,148	135,978	
訪問リハビリテーション	21,925	22,211	22,595	23,930	27,517	
居宅療養管理指導	24,120	24,063	24,763	25,558	29,490	
通所介護	567,654	620,133	637,372	655,566	819,179	
通所リハビリテーション	465,614	515,423	528,747	543,303	680,917	
短期入所生活介護	272,358	322,473	333,418	344,967	432,599	
短期入所療養介護	106,900	127,949	132,804	137,424	160,134	
福祉用具貸与	113,017	112,882	116,009	119,756	138,837	
特定福祉用具販売	4,798	4,355	4,355	4,355	5,731	
住宅改修	23,768	24,222	25,307	25,307	29,340	
特定施設入居者生活介護	115,501	141,564	173,988	210,500	265,586	
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	17,992	18,000	35,499	81,828	
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	
認知症対応型通所介護	38,038	38,918	40,062	40,062	48,432	
小規模多機能型居宅介護	95,581	95,352	101,815	104,654	119,698	
認知症対応型共同生活介護	221,790	216,468	222,553	225,628	236,834	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	61,905	61,933	61,933	61,933	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	150,701	214,511	218,577	226,360	282,648	
施設サービス						
介護老人福祉施設	1,281,511	1,351,816	1,412,596	1,412,596	1,591,956	
介護老人保健施設	846,804	901,533	901,937	901,937	1,026,383	
介護療養型医療施設（介護医療院）	140,795	26,175	26,187	26,187	34,502	
居宅介護支援	248,300	249,286	256,146	263,462	303,278	
介護給付費計	5,205,129	5,592,960	5,778,037	5,923,730	7,034,587	

※ 平成 30 年度からの介護報酬改定を踏まえた金額です。端数処理の関係で合計が合わない場合があります。平成 29 年度は実績見込値です。

■介護予防給付費の見込み

(単位：千円)

	第6期	第7期			第9期
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度 (平成 37 年度)
居宅サービス					
介護予防訪問入浴介護	681	432	433	433	433
介護予防訪問看護	26,807	28,703	29,435	29,831	33,969
介護予防訪問リハビリテーション	4,548	6,849	7,316	7,316	8,244
介護予防居宅療養管理指導	3,354	3,641	3,642	3,642	4,256
介護予防通所リハビリテーション	118,119	138,185	140,864	142,518	176,389
介護予防短期入所生活介護	1,232	3,018	3,020	3,020	3,529
介護予防短期入所療養介護	4,573	5,386	5,389	5,389	6,124
介護予防福祉用具貸与	22,208	23,798	24,282	24,581	27,951
特定介護予防福祉用具販売	2,531	2,997	2,997	3,253	3,510
介護予防住宅改修	22,116	19,852	21,218	21,218	23,700
介護予防特定施設入居者生活介護	21,301	20,093	25,654	30,154	37,429
地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	4,822	6,352	6,355	6,355	8,272
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,508	12,669	12,675	12,675	14,467
介護予防認知症対応型共同生活介護	111	0	0	0	0
介護予防支援	38,034	41,091	41,820	42,422	48,326
介護予防給付費計	360,420	313,066	325,100	332,807	396,599

※ 平成 30 年度からの介護報酬改定を踏まえた金額です。端数処理の関係で合計が合わない場合があります。平成 29 年度は実績見込値です。平成 29 年度の介護予防給付費計には介護予防訪問介護、介護予防通所介護を含んでいるため、合計が合いません。

■総給付費の見込み

(単位：千円)

	第6期	第7期			第9期
	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	2025 年度 (平成 37 年度)
介護給付費計	5,205,129	5,592,960	5,778,037	5,923,730	7,034,587
介護予防給付費計	360,420	313,066	325,100	332,807	396,599
総給付費（合計）	5,565,549	5,906,026	6,103,137	6,256,537	7,431,186

（２）介護保険事業の給付費等の算出

介護保険事業の給付費等の総額は、総給付費（介護給付費計＋介護予防給付費計）に特定入所者介護サービス費等の給付額や算定対象審査支払手数料を合計した標準給付費と、地域支援事業費を合算したものとなります。

■標準給付費の見込み

（単位：千円）

	第7期			合計
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
総給付費（利用者負担等影響額調整後）	5,902,747	6,171,269	6,401,370	18,475,385
総給付費	5,906,026	6,103,137	6,256,537	18,265,700
利用者負担の見直しに伴う影響額	▲3,279	▲5,106	▲5,324	▲13,710
消費税率の見直し等による報酬改定の影響額	0	73,238	150,157	223,395
特定入所者介護サービス費等給付額	290,184	298,375	305,026	893,585
高額介護サービス費等給付額	158,801	163,283	166,923	489,006
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,478	14,887	15,219	44,583
算定対象審査支払手数料	5,140	5,285	5,403	15,828
審査支払手数料支払件数（件）	95,188	97,875	100,057	293,120
標準給付費見込額	6,371,350	6,653,099	6,893,940	19,918,388

※ 端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

■地域支援事業費の見込み

（単位：千円）

	第7期			合計
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
地域支援事業費	298,974	306,957	313,609	919,540
介護予防・日常生活支援総合事業費	187,951	192,799	196,907	577,657
包括的支援事業・任意事業費	111,024	114,157	116,702	341,883

※ 端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

■介護保険事業の給付費等（標準給付費見込額＋地域支援事業費）の見込み

（単位：千円）

	第7期			合計
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
介護保険事業の給付費等	6,670,324	6,960,056	7,207,548	20,837,928
標準給付費見込額	6,371,350	6,653,099	6,893,940	19,918,388
地域支援事業費	298,974	306,957	313,609	919,540

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

3 介護保険料の設定

(1) 第1号被保険者の保険料の算定

① 保険料収納必要額

第7期計画期間の介護保険事業の給付費等のうち、第1号被保険者負担割合の23%にあたる第1号被保険者負担分相当額に、準備基金の取り崩しによる負担軽減や、調整交付金による影響額を加減して、第1号被保険者の保険料収納必要額（必要な介護保険料）を算出します。

■ 第1号被保険者の保険料収納必要額

	金額等
介護保険事業の給付費等【A】	20,837,928,729 円
第1号被保険者負担割合【B】	23%
第1号被保険者負担分相当額（A×B）【C】	4,792,723,378 円
準備基金取崩額【D】	150,000,000 円
調整交付金相当額【E】	1,024,802,236 円
調整交付金見込額【F】	825,985,000 円
保険料収納必要額（C－D＋E－F）	4,841,540,613 円

※ 各年の数値を合計しているため、計算過程の端数処理の関係で、表中の式通りの数字と合わない場合があります。

(注) 調整交付金について

調整交付金とは、介護保険事業の給付費等のうち、国が負担する25%分のうちの約5%分について、市町村における第1号被保険者の年齢構成や所得段階別の第1号被保険者加入割合に応じて弾力的に交付されるものです。約5%分に当たる金額が「調整交付金相当額」、市町村の状況に応じて実際に交付が見込まれる金額が「調整交付金見込額」となります。

② 所得段階別加入割合補正後被保険者数

第7期計画期間の第1号介護保険料については、国の標準9段階に、第10段階（基準額×1.75）、第11段階（基準額×2.00）を加えた11段階とし、保険料基準額の上昇率の緩和に取り組みます。

■ 第1号被保険者の所得段階別加入者数と加入割合補正後被保険者数

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	3か年合計	基準額に対する負担割合	補正後被保険者数
第1段階	3,907人	3,931人	3,954人	11,792人	0.50	5,896人
第2段階	1,824人	1,835人	1,845人	5,504人	0.75	4,128人
第3段階	1,632人	1,642人	1,651人	4,925人	0.75	3,694人
第4段階	3,834人	3,858人	3,879人	11,571人	0.90	10,414人
第5段階	3,759人	3,782人	3,803人	11,344人	1.00	11,344人
第6段階	3,776人	3,799人	3,820人	11,395人	1.20	13,674人
第7段階	3,831人	3,855人	3,876人	11,562人	1.30	15,031人
第8段階	1,715人	1,726人	1,735人	5,176人	1.50	7,764人
第9段階	616人	620人	623人	1,859人	1.70	3,160人
第10段階	412人	414人	417人	1,243人	1.75	2,175人
第11段階	383人	386人	388人	1,157人	2.00	2,314人
合計	25,689人	25,848人	25,991人	77,528人		79,594人

③ 第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料は、下記の手順で算定しています。

第7期計画期間の第1号被保険者の保険料基準額は、第6期計画期間と同額の月額5,200円と推計しています。

保険料収納必要額	÷	収納率	÷	補正後被保険者数	÷	年間保険料
4,841,540,613円		97.5%		79,594人		62,400円

年間保険料	÷	12か月	=	月額保険料
62,400円				5,200円【基準額】

（２）第１号被保険者介護保険料

① 低所得者の保険料軽減について

被保険者の負担能力に応じた保険料を設定する必要があるため、第１段階については、給付費とは別に公費を投入し、低所得者の保険料を軽減します。

■保険料基準額に対する割合

	軽減前後の割合
第１段階	(軽減前) 0.50 ⇒ (軽減後) 0.45

② 所得段階別 第７期介護保険料

第７期計画期間の所得段階別介護保険料は、下記のとおりです。

■所得段階別保険料

所得段階	対象者（所得基準）	基準額に対する割合	年額	月額
第１段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者等、及び世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等が 80 万円以下の方	基準額×0.45	28,080 円	2,340 円
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が 80 万円を超え 120 万円以下の方	基準額×0.75	46,800 円	3,900 円
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、本人年金収入等が 120 万円を超える方	基準額×0.75	46,800 円	3,900 円
第４段階	市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で、本人年金収入等が 80 万円以下の方	基準額×0.90	56,160 円	4,680 円
第５段階	市民税課税世帯であり、本人が市民税非課税で、本人年金収入等が 80 万円を超える方	基準額	62,400 円	5,200 円
第６段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額×1.20	74,880 円	6,240 円
第７段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	基準額×1.30	81,120 円	6,760 円
第８段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額×1.50	93,600 円	7,800 円
第９段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	基準額×1.70	106,080 円	8,840 円
第１０段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	基準額×1.75	109,200 円	9,100 円
第１１段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上の方	基準額×2.00	124,800 円	10,400 円

4 2025年（平成37年）のサービス水準等の推計

第7期介護保険事業計画の策定にあたっては、計画期間中だけではなく、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた中長期的なサービス・給付・保険料の水準等を示すことが求められています。本市の2025年（平成37年）のサービス水準等の推計結果は、以下のとおりです。

■ 2025年（平成37年）の介護保険事業の推計

	第6期 平成 29 年度	第7期 平成 32 年度	第9期 2025 年度 (平成 37 年度)
総人口	78,448 人	76,442 人	72,408 人
第1号被保険者数	25,380 人	25,991 人	25,687 人
65～74 歳	13,231 人	12,674 人	10,089 人
75 歳以上	12,149 人	13,317 人	15,598 人
要支援・要介護認定者数	4,050 人	4,361 人	4,936 人
要支援認定者数	1,296 人	1,456 人	1,656 人
要介護認定者数	2,754 人	2,905 人	3,280 人
総給付費（年度）	5,565,549 千円	6,256,537 千円	7,431,186 千円
地域支援事業費（年度）	263,504 千円	313,609 千円	356,072 円
保険料基準額（月額）	5,200 円	5,200 円	7,156 円

※ 総人口、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数は各年9月末時点。平成29年度の総給付費、地域支援事業費は実績見込値。

資料１：計画策定に向けたアンケート調査結果【概要】

1 調査の概要

（１）調査の目的

三木市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画の策定にあたり、今後の高齢者支援施策の検討と計画策定の基礎資料とすることを目的として、高齢者の日常生活や介護予防・要介護リスクに関する状況等を明らかにするための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅で生活する要介護認定者と介護・介助する家族の実態等について明らかにするための「在宅介護実態調査」を実施しました。

（２）調査の概要

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- ・調査対象者：三木市在住の一般高齢者（要支援・要介護認定を受けていない高齢者）
2,000人及び要支援認定者1,000人を無作為抽出
- ・調査期間：平成29年2月28日から平成29年3月13日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収状況：

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者	2,000 通	1,537 通	76.9%
要支援認定者	1,000 通	789 通	78.9%
合計	3,000 通	2,332 通	77.7%

※ 6 通が無記名のため合計数と一致しません。

②在宅介護実態調査

- ・調査対象者：三木市内において在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている認定者
- ・調査期間：平成28年11月10日から平成29年3月13日
- ・調査方法：認定調査員による聞き取り
- ・回収状況：

	配布数	有効回答数	有効回答率
在宅介護実態調査	650 通	609 通	93.7%

(3) 調査結果の表示方法

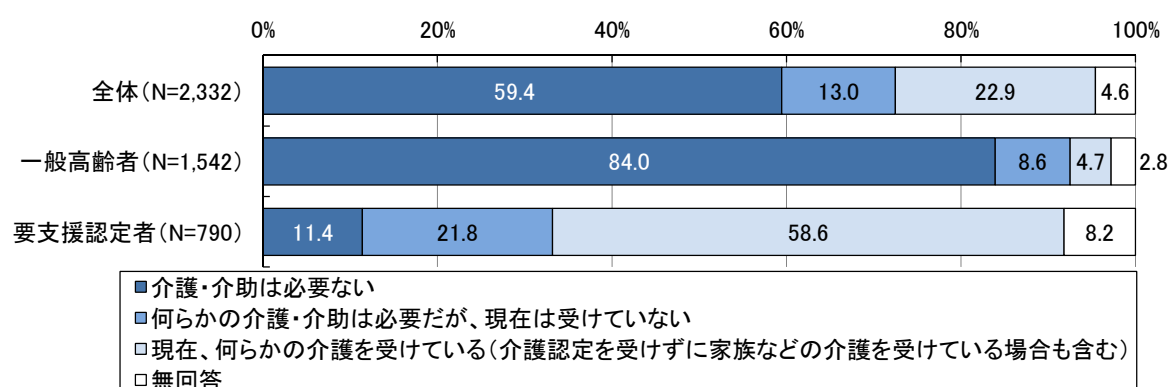
- 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0％にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0％を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにする集計方法です。

2 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査の主な結果

(1) 介護・介助の必要について

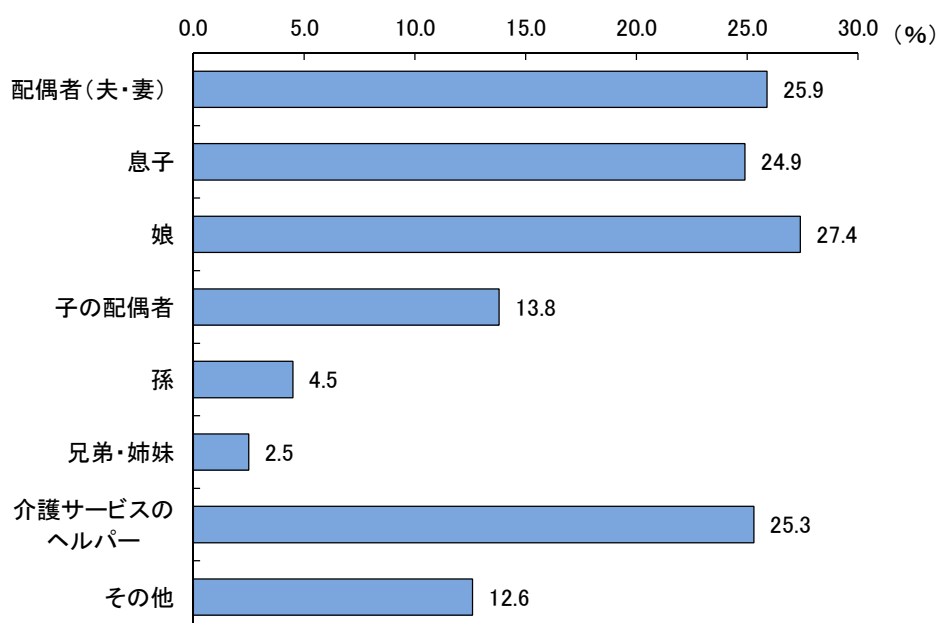
何らかの介護・介助を必要としている人は、一般高齢者においても13.3%となっていますが、そのうち8.6%については、現在は介護・介助を受けていないと回答しています。また、何らかの介護・介助を受けている人のうち介護サービスのヘルパーの介護を利用しているのは25.3%にとどまっており、支援を受けずにいたり、家族の介護・介助を受けることで公的な支援の対象となっていない高齢者が多くいることがうかがえます。

■あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか



■主にどなたの介護・介助を受けていますか(全体) ※「介護・介助は必要ない」以外の人

N=839

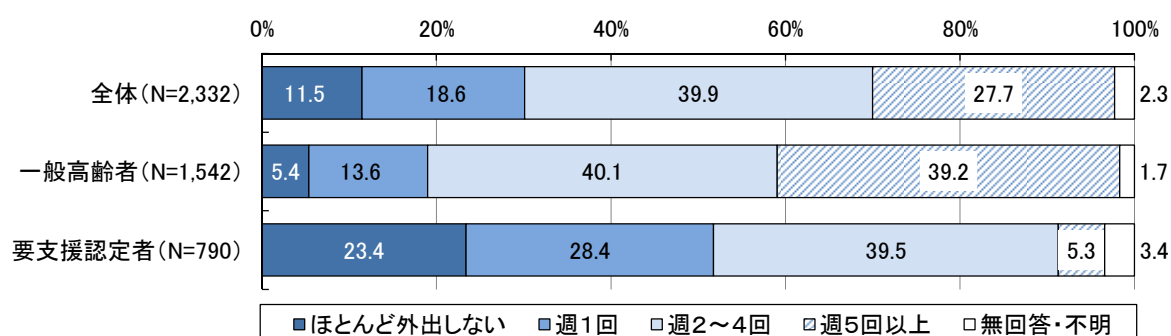


(2) 外出

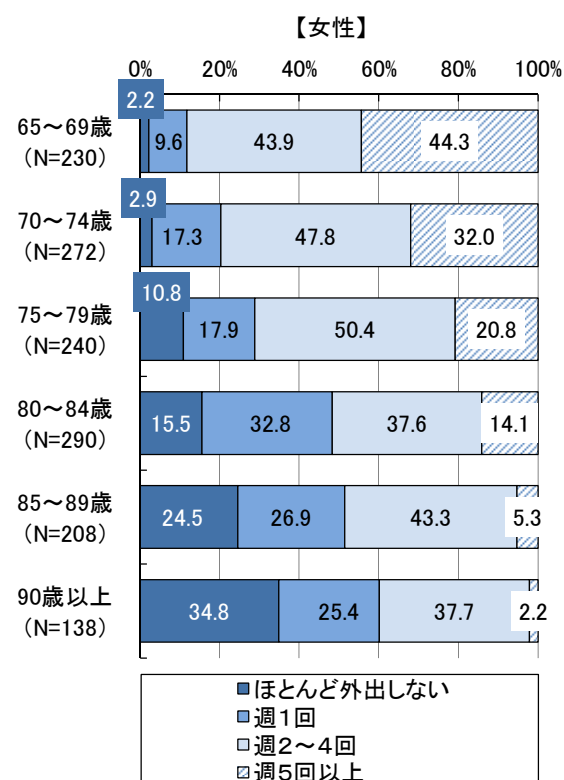
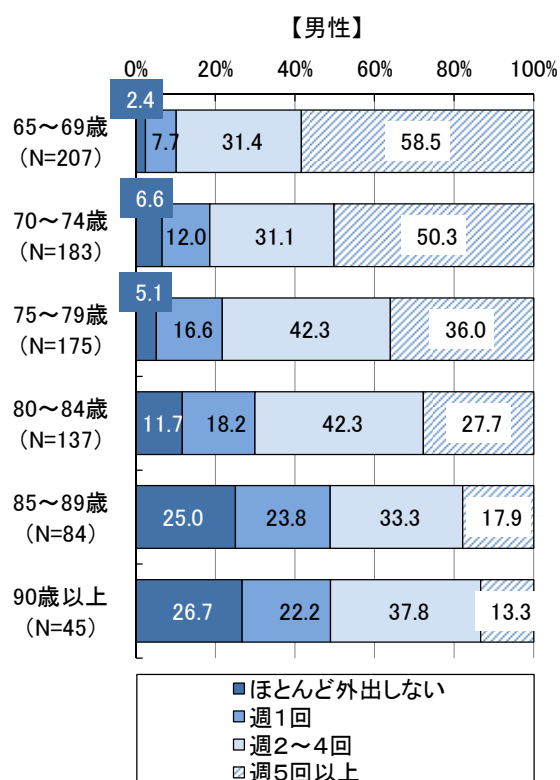
① 外出の頻度

外出の頻度が週1回以下で閉じこもり傾向が見られる人は、一般高齢者で約2割、要支援認定者で約5割となっており、要支援認定者の23.4%は「ほとんど外出しない」と回答しています。閉じこもり状態になることは、運動能力の低下や生きがいの喪失をもたらすことも懸念され、介護予防の観点からも高齢者の外出を促進する取組が求められます。年齢が上がるほど外出の頻度は下がり、男性より女性の方が外出の頻度が低い傾向となっています。

■週に1回以上は外出していますか



■性別・年齢別にみた外出の頻度

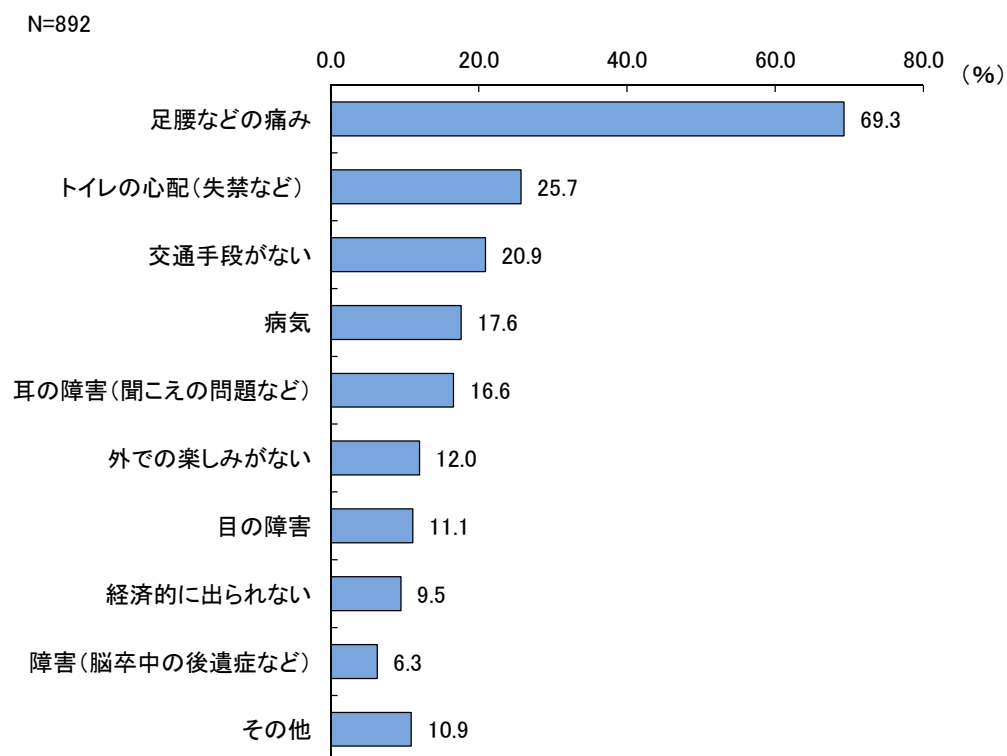


② 外出を控えている理由

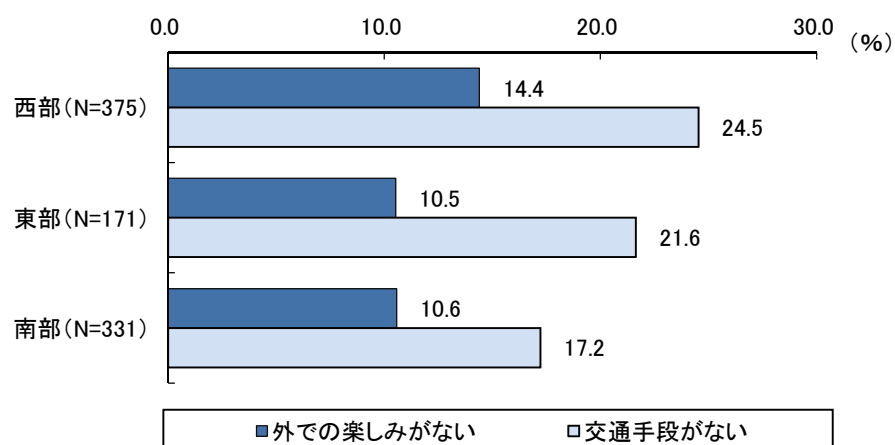
「足腰などの痛み」の割合が69.3%と最も高く、次いで「トイレの心配（失禁など）」の割合が25.7%、「交通手段がない」の割合が20.9%となっています。

「外での楽しみがない」、「交通手段がない」という地域的な要因について圏域別にみると、いずれについても西部で回答率が高くなっており、閉じこもり防止のための働きかけや外出支援の必要性が、より大きいと考えられます。

■ 外出を控えている理由は、次のどれですか（全体）※「外出を控えている」人



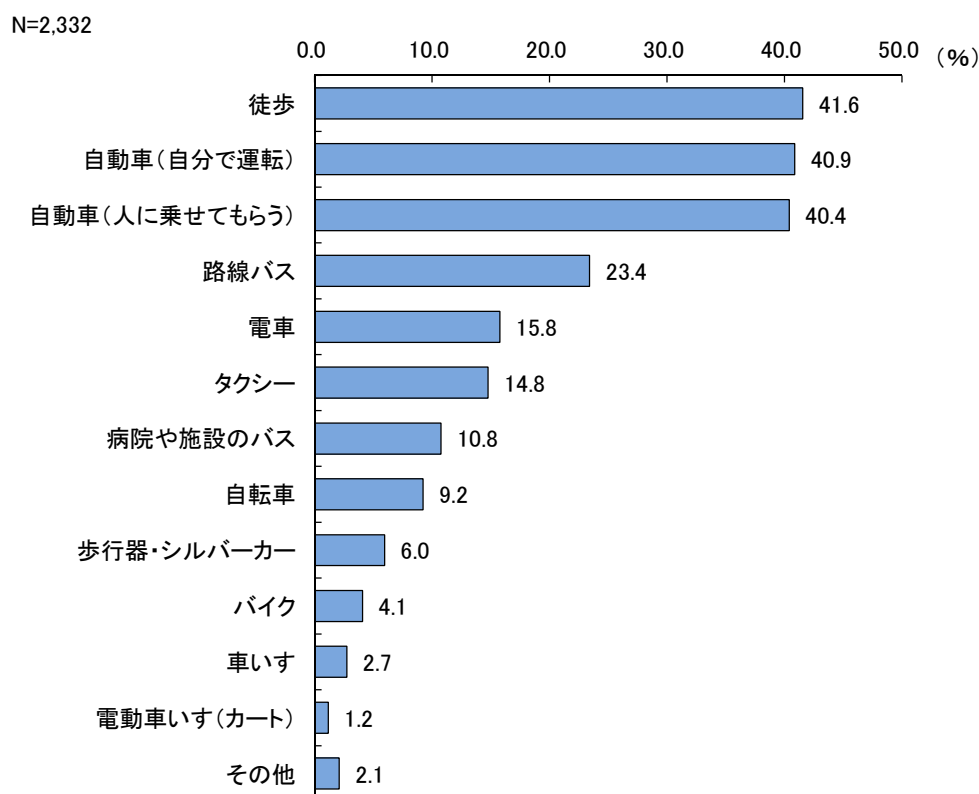
■ 圏域別にみた外出を控えている理由



③ 外出の際の移動手段

外出の手段は「徒歩」、「自動車（自分で運転）」、「自動車（人に乗せてもらう）」が多くなっています。年齢が上がるほど、自力での移動や「電車」が減り、「自動車（人に乗せてもらう）」や「タクシー」が増加します。「徒歩」、「電車」、「路線バス」、「タクシー」は地域差も大きくなっています。

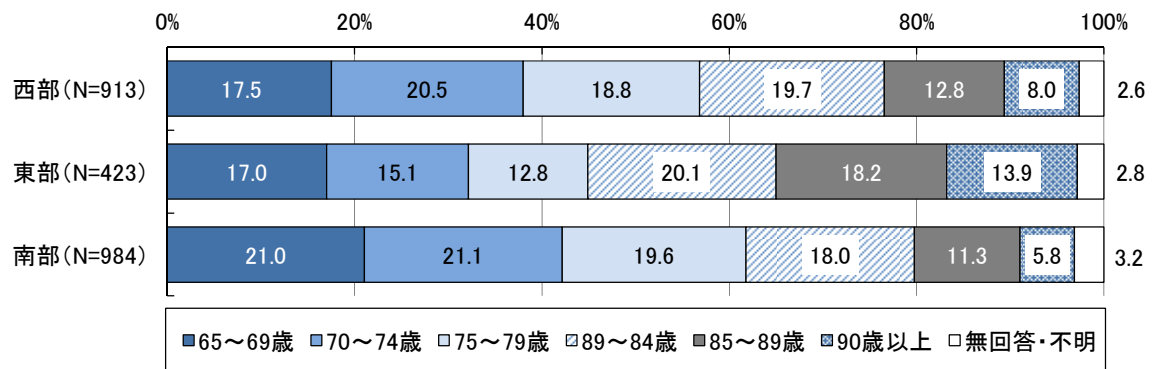
■ 外出する際の移動手段は何ですか



■ 性別・年齢別・圏域別にみた外出の手段（網掛けは最大値）

	N	徒歩	自転車	自動車 (自分で 運転)	自動車 (人に乗せ てもらう)	電車	路線 バス	病院や 施設の バス	歩行器 ・シルバ ーカー	タクシー
男性	837	43.8	11.0	65.7	24.3	15.9	20.2	9.0	1.0	9.7
女性	1,399	42.0	8.6	27.4	51.9	16.5	26.5	12.4	9.1	18.7
65～69歳	436	43.1	12.2	74.3	22.9	18.8	22.2	3.4	0.2	2.5
70～74歳	452	51.3	14.4	58.2	33.0	21.2	25.9	5.1	0.9	5.5
75～79歳	408	49.0	10.8	47.8	35.3	21.6	29.2	13.0	3.7	14.7
80～84歳	435	44.1	6.2	21.6	50.6	14.5	27.6	14.9	10.6	25.3
85～89歳	293	31.1	5.1	12.3	59.4	9.9	20.5	17.7	13.0	30.4
90歳以上	186	24.2	4.3	7.0	70.4	3.2	13.4	20.4	16.1	23.7
西部	887	40.1	13.8	41.9	40.9	15.7	17.7	8.5	6.8	18.9
東部	413	20.3	3.6	42.1	50.6	3.9	12.1	12.6	6.8	7.0
南部	964	54.0	8.0	41.6	37.8	22.0	34.9	12.8	5.3	15.0

■（参考）圏域別年齢構成

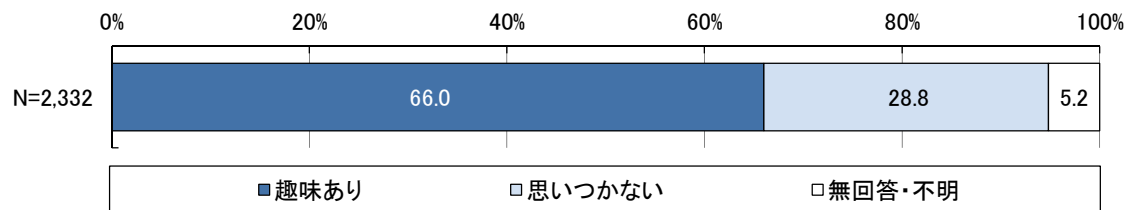


※本調査において示された圏域別の数値については、東部で 80 歳以上が半数を超えて、特に多くなっているといった圏域ごとの年齢構成にも留意して、数値を解釈する必要があります。

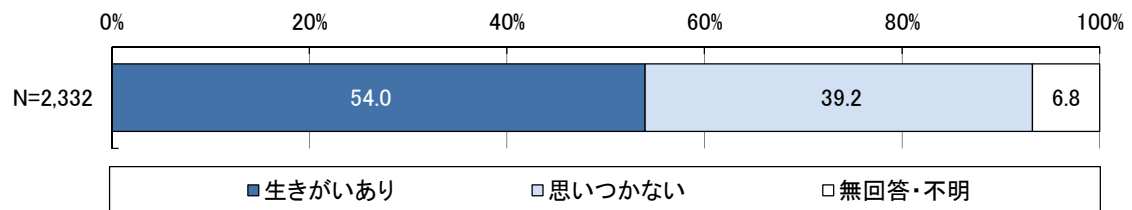
（３）趣味・生きがい

趣味のある人が66.0%、生きがいのある人が54.0%となっています。全体の約3割は趣味を、約4割は生きがいを思いつかないと回答しています。

■趣味はありますか



■生きがいはありますか



（４）地域活動等への参加

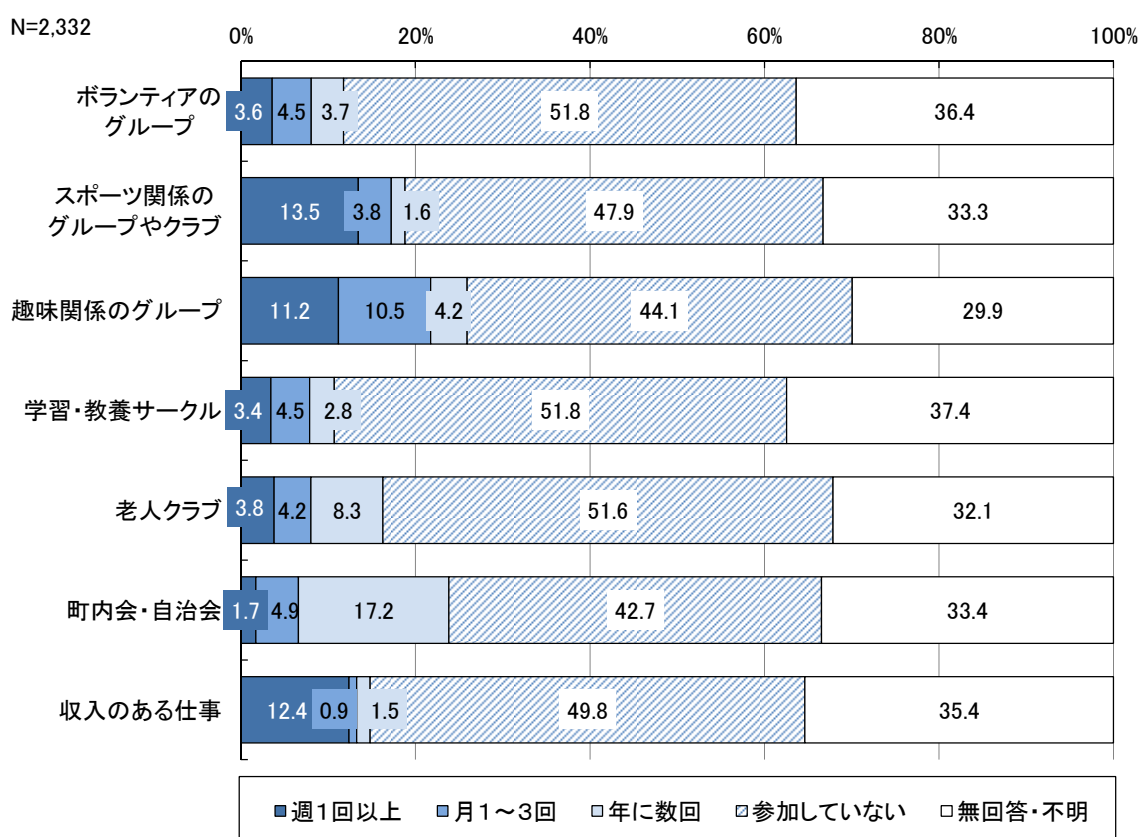
① 会・グループへの参加

スポーツや趣味関係のグループ、収入のある仕事については、週１回以上の参加率が１割を超えており、日常的に参加している人が比較的多くなっています。一方で、老人クラブや町内会・自治会といった地域の団体については、年に数回の割合が高くなっており、日常的な高齢者の活動の場には、あまりなっていないことがうかがえます。

圏域別（グラフ省略）にみると、スポーツや趣味関係のグループについては、南部の参加率が高く、東部の参加率が低い傾向があります。一方で、老人クラブについては、東部の参加率が最も高く、南部の参加率が最も低くなっています。地域性や多様な活動へのアクセスやすさが影響していると考えられます。

会・グループへの参加は、それ自体が外出のきっかけとなり、生きがいの形成や介護予防への効果も期待できると同時に、助け合い、支え合いの人間関係づくりにおいても重要だと考えられます。生涯学習支援等の取組と連携した、高齢者の活動支援が求められます。

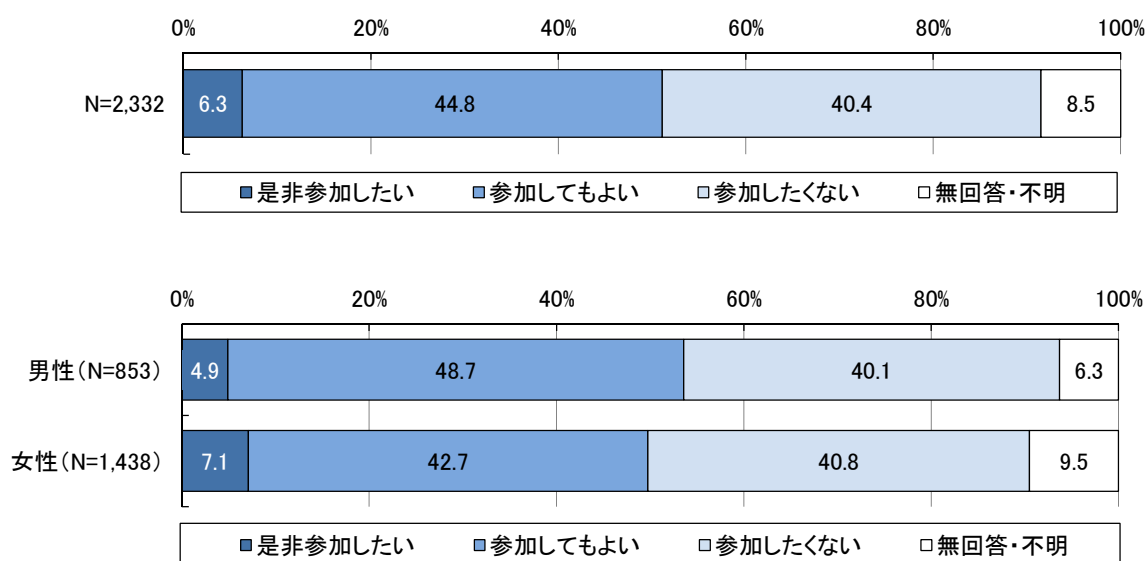
■ 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか



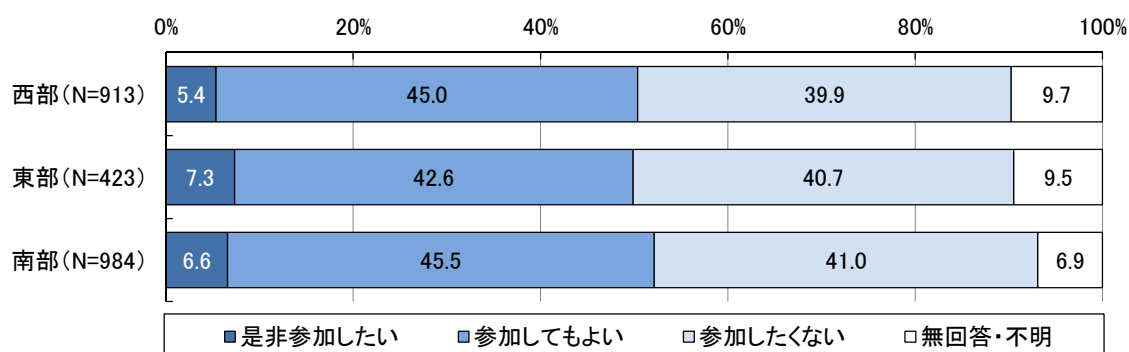
② 地域づくり活動への参加意向

健康づくり活動や趣味等のグループ活動による地域づくりについては、約半数が参加に前向きな回答をしています。圏域別には大きな差はありませんが、東部で「是非参加したい」がやや多くなっています。

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか



■ 圏域別にみた参加意向

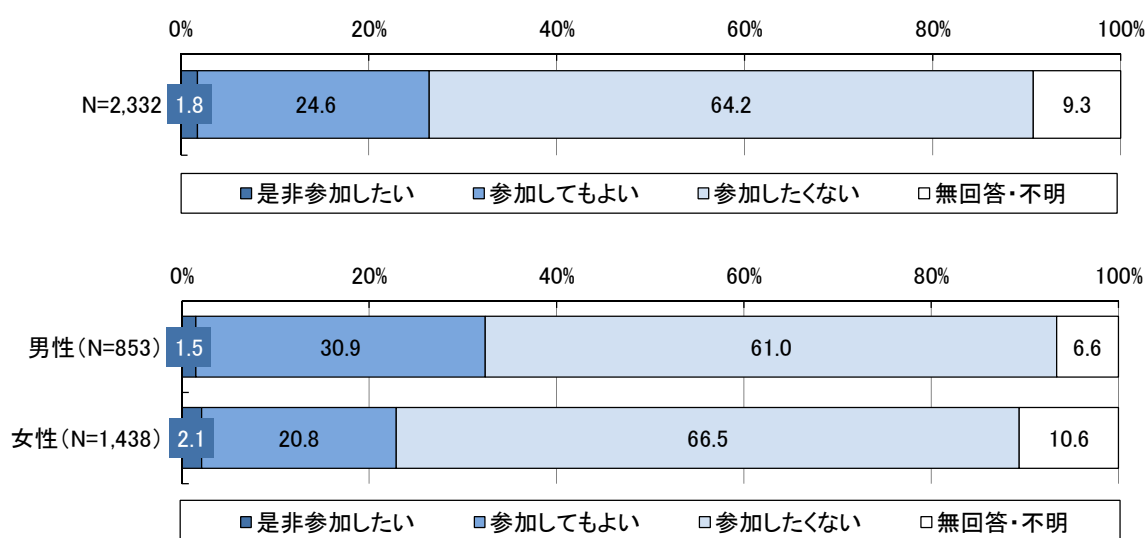


③ 地域づくり活動への企画・運営としての参加意向

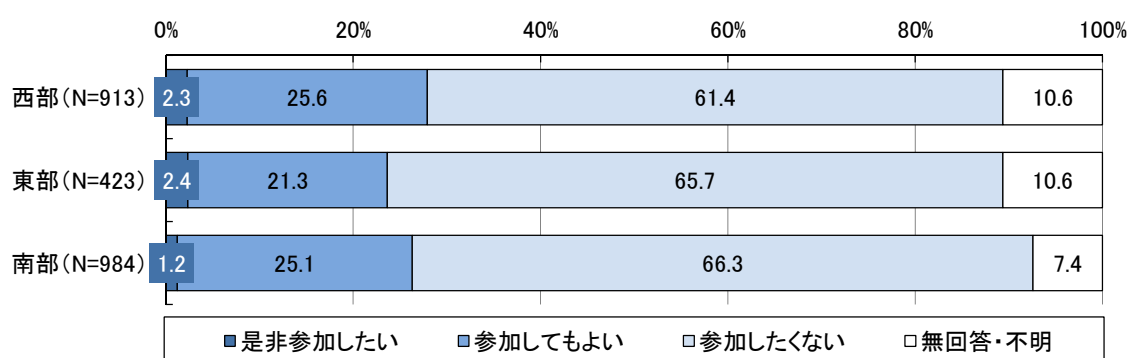
健康づくり活動や趣味等のグループ活動による地域づくりへの企画・運営（お世話役）としての参加については、約4分の1が前向きな回答をしています。

女性より男性の方が「参加してもよい」が多くなっています。圏域別では大きな差はありませんが、南部で「是非参加したい」がやや少なくなっています。

- 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか



■ 圏域別にみた参加意向

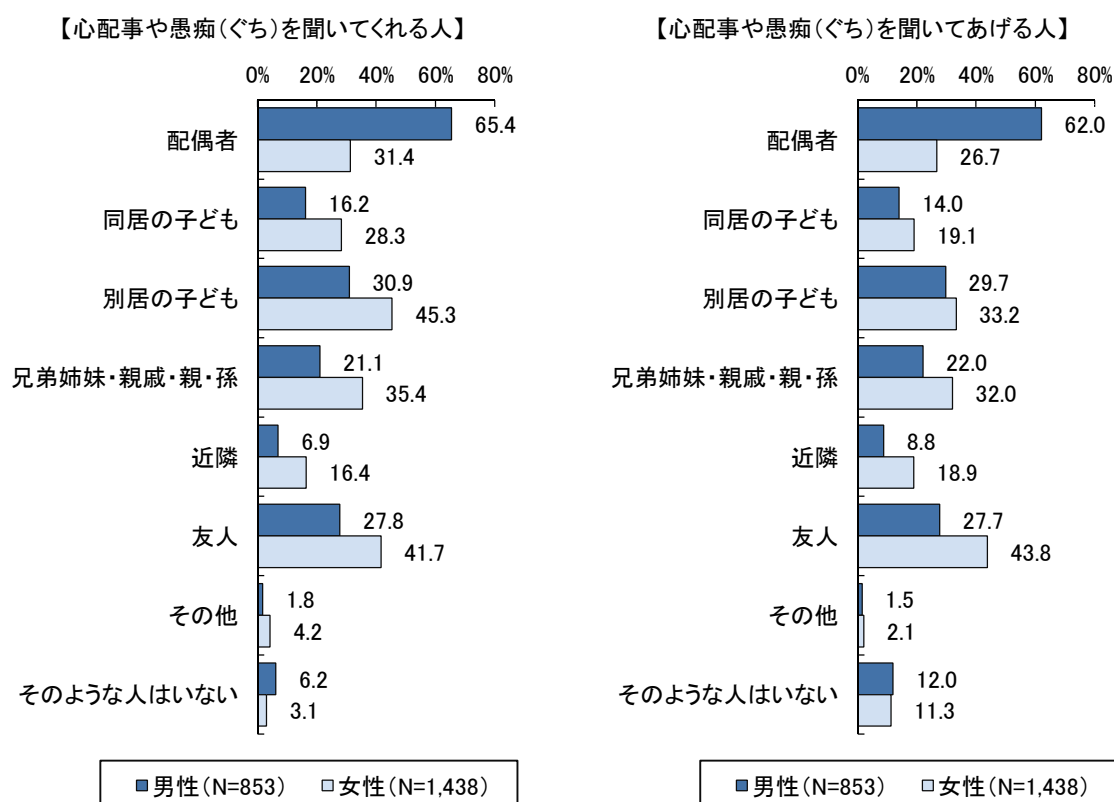


(5) 助け合い・友人関係

① 愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人

愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人については、男女差が大きくなっており、男性はいずれも「配偶者」という回答が6割を超えているのに対し、女性は「友人」、「別居の子ども」、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」がいずれも3割を超えており、人間関係が多方面に広がっていることがうかがえます。近隣との関係についても、女性の方が多く回答しています。

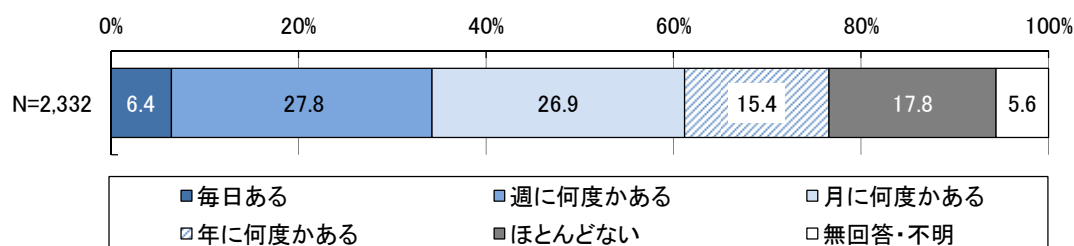
■男女別にみた愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人



② 友人・知人と会う頻度

「週に何度かある」の割合が27.8%と最も高く、次いで「月に何度かある」の割合が26.9%となっており、約6割は月に何度か、あるいはそれ以上の頻度で友人・知人と会う機会を持っています。一方で、「ほとんどない」という回答が17.8%となっています。

■友人・知人と会う頻度はどれくらいですか

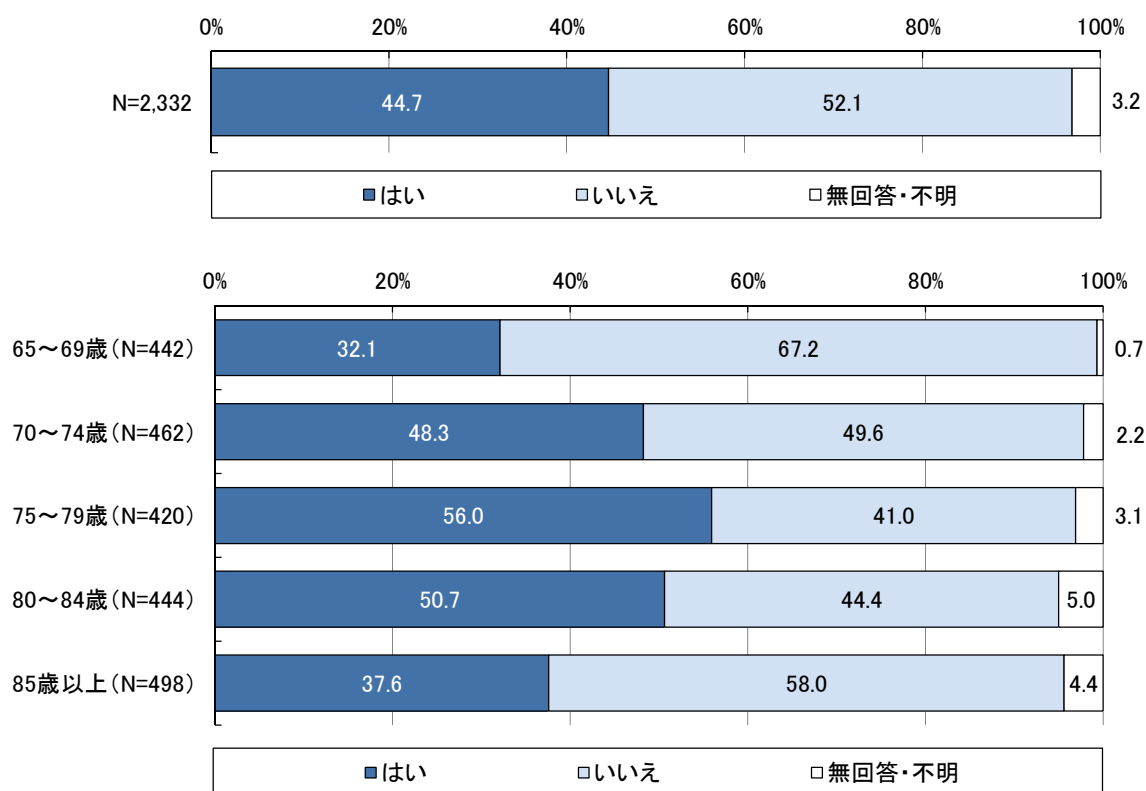


(6) 三木市の取組について

① みっきい☆いきいき体操・みっきい☆健脚体操

「みっきい☆いきいき体操・みっきい☆健脚体操」については、半数近くが知っていると回答しています。年齢別にみると、75～79歳で最も認知度が高く、65～69歳、85歳以上では認知度が低くなっています。

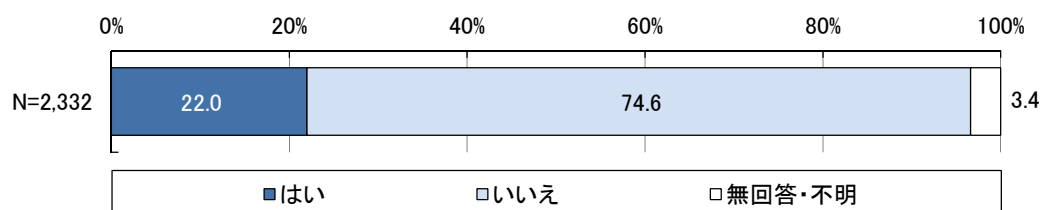
■みっきい☆いきいき体操・みっきい☆健脚体操を知っていますか



② 誤嚥予防のための口腔体操の認知度

「みっきい☆いきいき体操・みっきい☆健脚体操」と比較すると認知度が低くなっています。年齢別の傾向は「みっきい☆いきいき体操・みっきい☆健脚体操」とほぼ同様です（図省略）。

■誤嚥を予防するための口腔体操（みっきい☆にこにこ体操など）をご存じですか



(7) 生活機能評価等

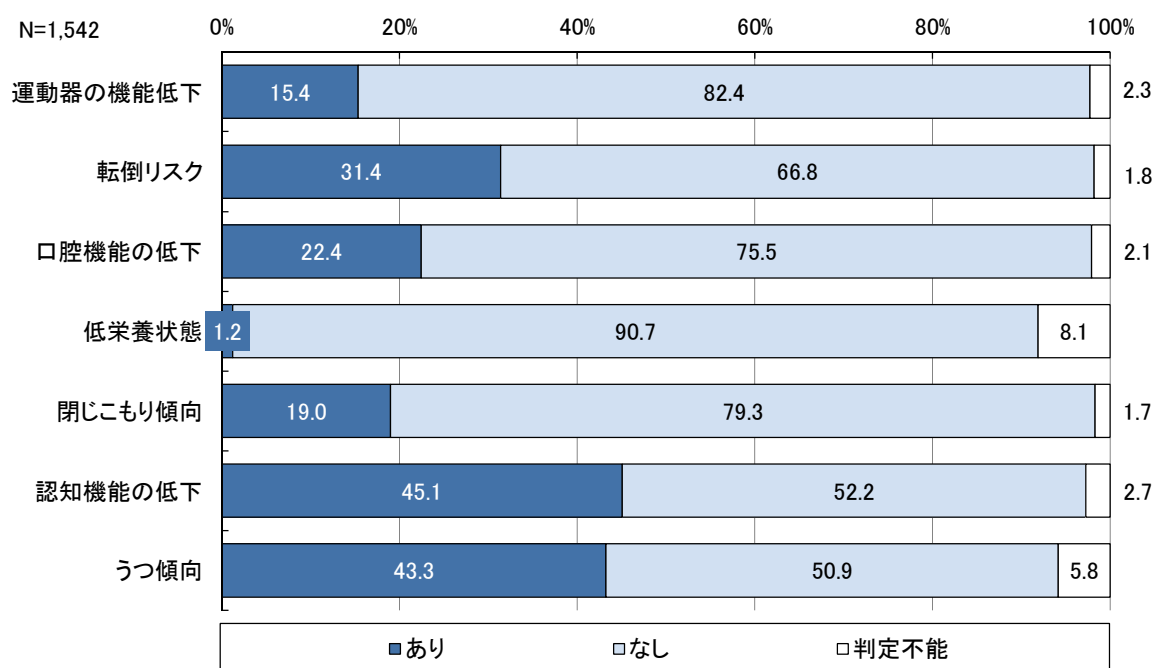
① 生活機能評価（リスク判定）

回答者の身体状況や運動状況、外出、食事、心の状況等から、要支援となるリスクがどの程度あるかを算出しました。

最も該当者が多い「認知機能の低下」については、物忘れが多いと感じる人すべてを認知機能低下者と判定することになっており、認知機能の低下を幅広く数えるものとなっています。同様に該当者の多い「うつ傾向」についても、幅広く傾向をとらえる判定となっていますが、「気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがある」、「どうしても物事に対して興味がわかない、心から楽しめない感じがよくある」といった心の状態を経験している高齢者が多いことが示されています。

「運動器の機能低下」や「転倒リスク」は今後日常生活や外出に支援が必要となる可能性の高い人、「口腔機能の低下」は食事について支援が必要になる可能性や、誤嚥等のリスクの高い人の割合を示しています。また、「低栄養状態」については、該当者は少なくなっていますが、きちんとした食事をとれていない可能性があり、支援が必要な割合は比較的高いと考えられます。

■ 生活機能評価判定結果（一般高齢者）

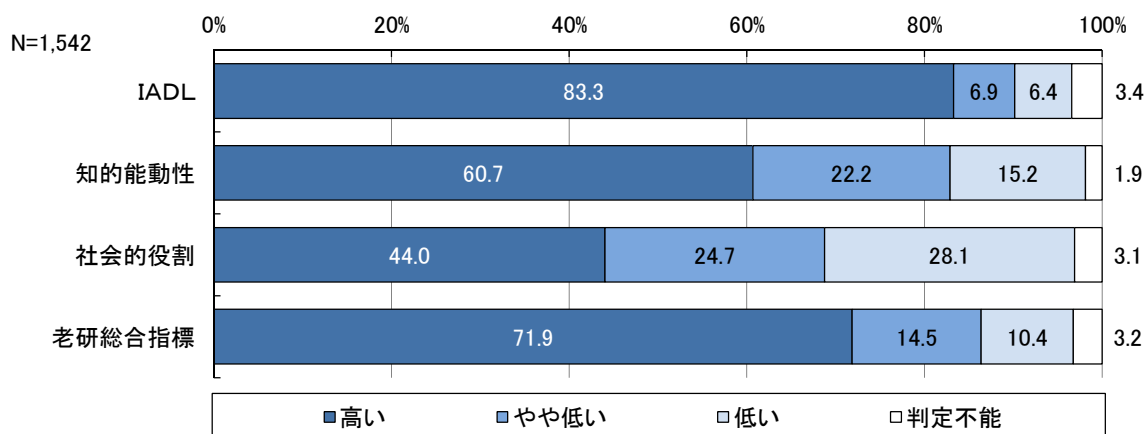


② 老研式活動能力指標

運動機能に基づく評価だけでなく、社会的に活動する能力を判定する指標として、本調査の回答結果を用いて老研式活動能力指標に基づく判定を行いました。

IADL（Instrumental Activities of Daily Living：手段的日常生活動作）は、自立した日常生活を送る上で必要な活動を行う力を判定するもので、外出や買い物、食事の準備、お金の管理等に関する質問から判定されます。知的能動性は、書類の作成や新聞・書籍を読むこと、健康についての関心に関する質問から判定され、社会的役割は友人・知人や若い人との関わりに関する質問から判定されます。老研総合指標は、IADL、知的能動性、社会的役割に関する質問すべてを総合して判定されます。

■ 老研式活動能力指標（一般高齢者）



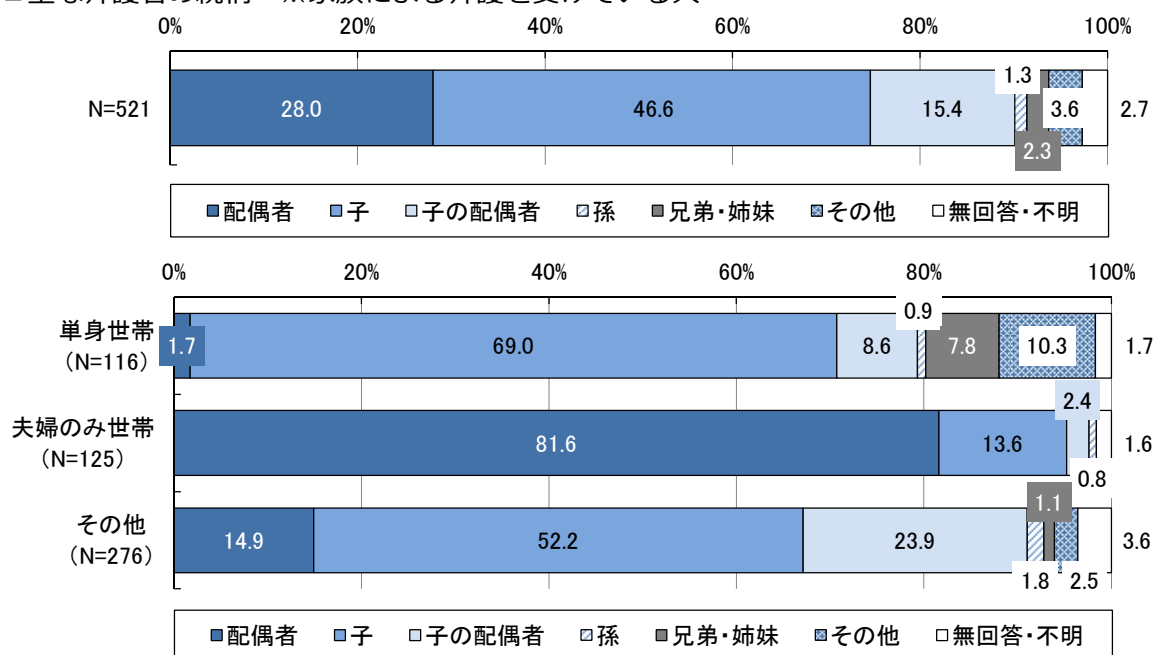
3 在宅介護実態調査

(1) 在宅介護の状況について

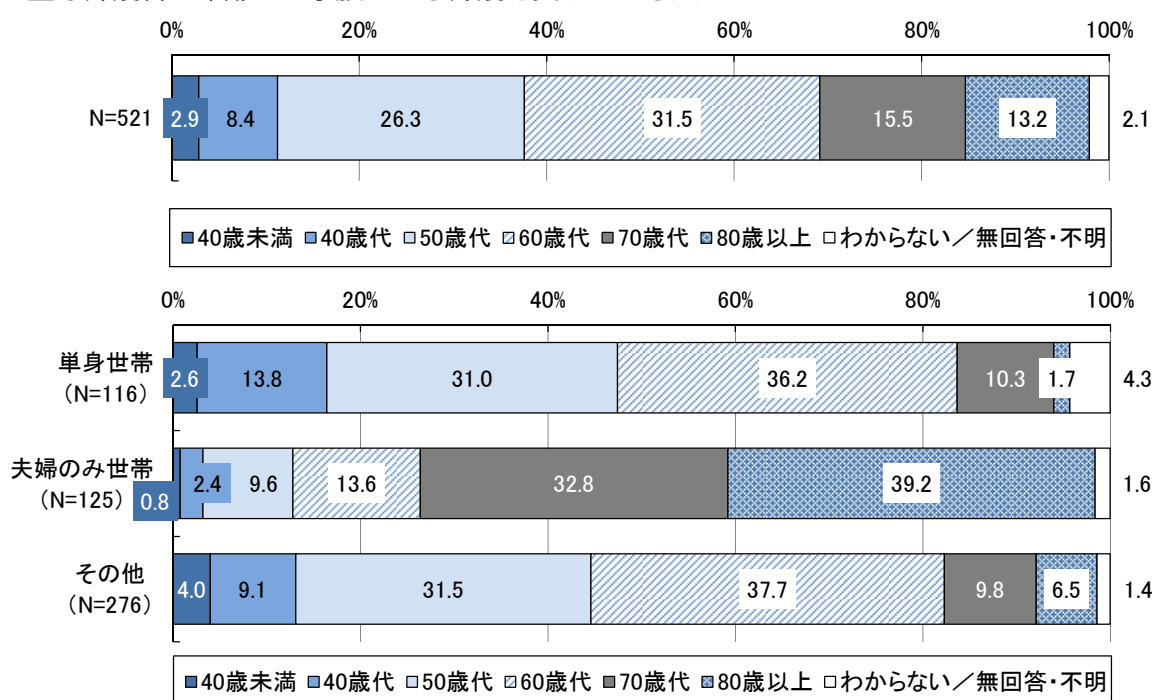
① 主な介護者について

在宅で生活する要介護認定者の主な介護者については、「配偶者」が約3割、「子」または「子の配偶者」が約6割となっています。主な介護者の年齢は60歳代が最も多くなっています。夫婦のみ世帯では、続柄では配偶者が約8割、年齢では70歳代以上が約7割となっており、いわゆる「老々介護」の状態が多くなっています。

■ 主な介護者の続柄 ※家族による介護を受けている人



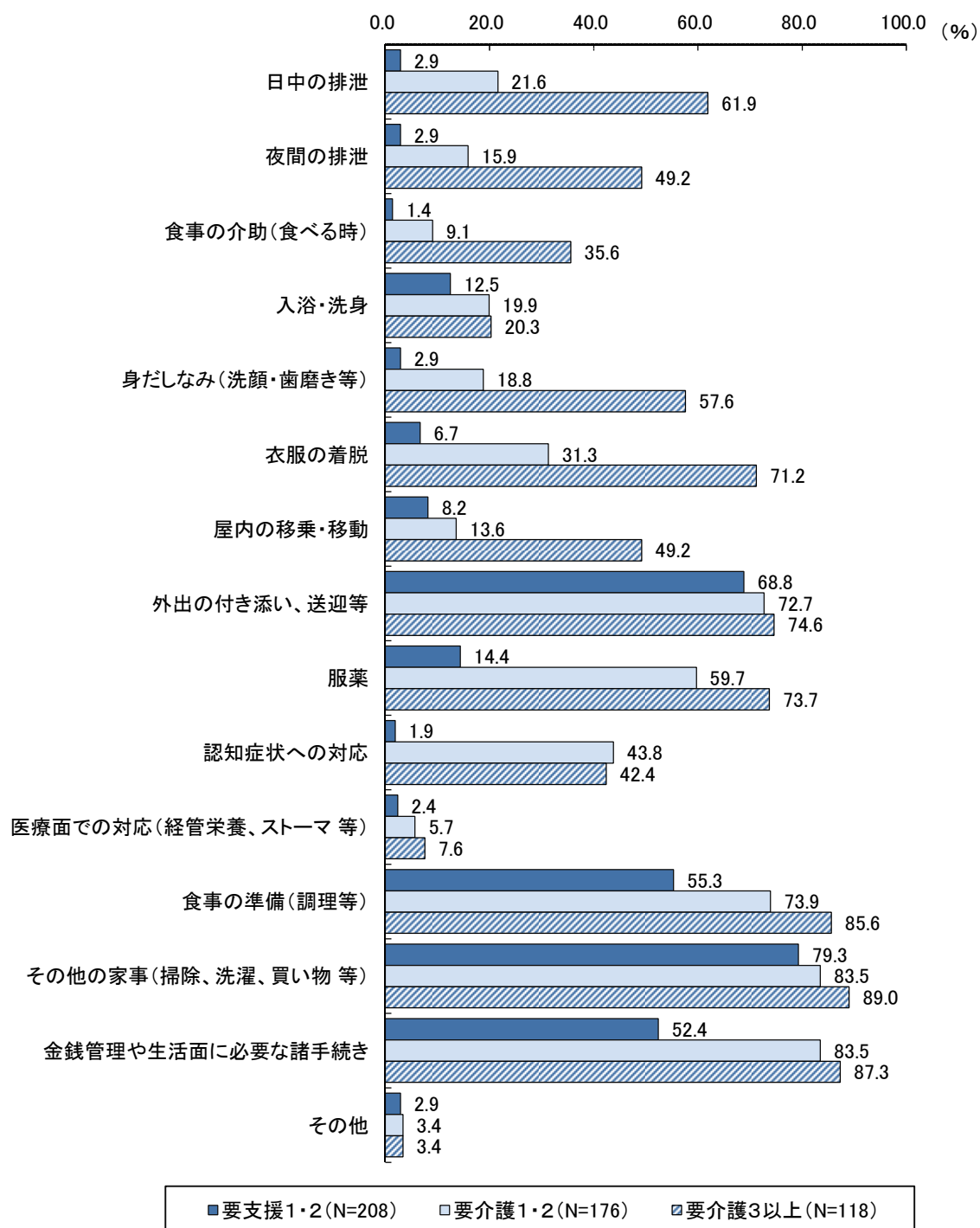
■ 主な介護者の年齢 ※家族による介護を受けている人



② 主な介護者が行っている介護

主な介護者が行っている介護を要介護度別にみると、要介護3以上では、「排泄」、「食事の介助」、「身だしなみ」、「衣服の着脱」等の日々の生活の多くの場面で支援が必要となっており、介護者の負担が大きいことがうかがえます。「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「金銭管理や生活面に必要な手続き」については、要介護度の低い段階から回答率が高く、要介護度に関わらず支援が必要となっています。

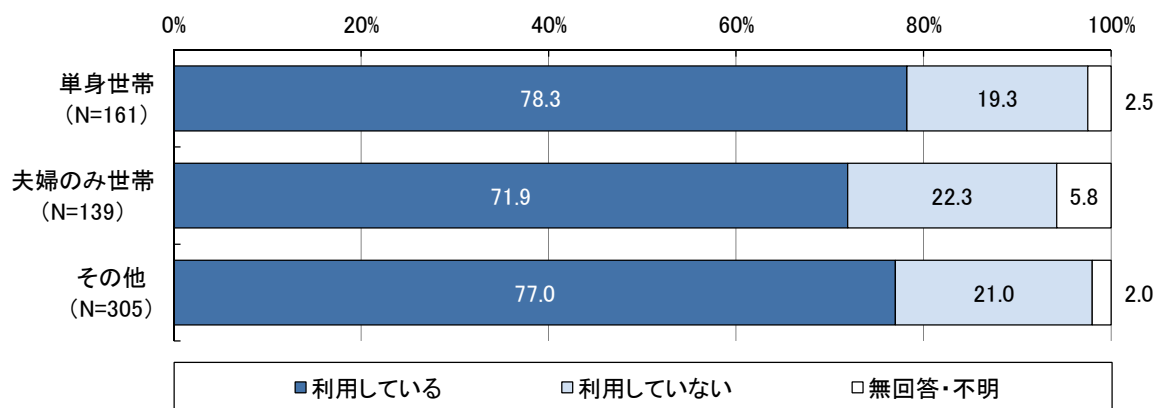
■主な介護者が行っている介護等



③ 介護保険サービスの利用状況

（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスについては、夫婦のみ世帯は最も利用率が低くなっています。夫婦のみ世帯において、他からの支援を受けにくい状況にないかどうか、検証が求められます。

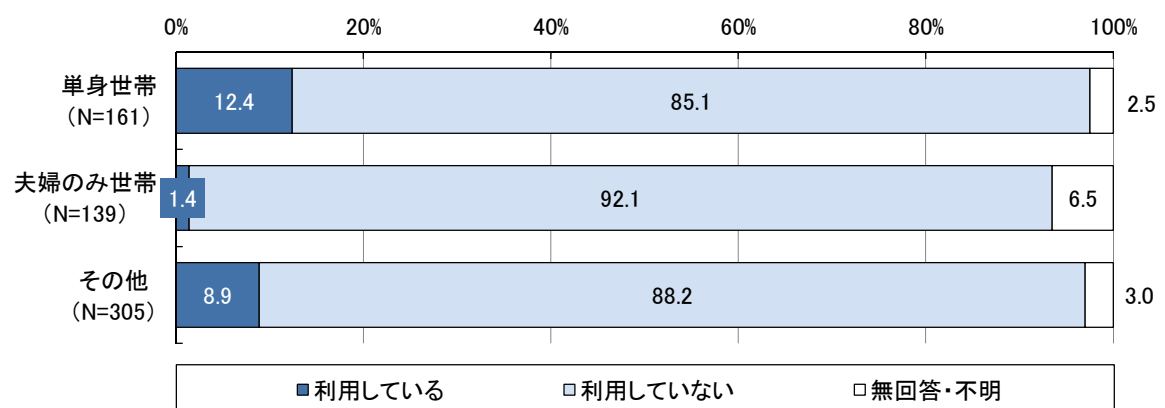
■世帯類型別にみた（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスの利用状況



④ 訪問診療の利用状況

夫婦のみ世帯で訪問診療の利用が特に少なくなっています。

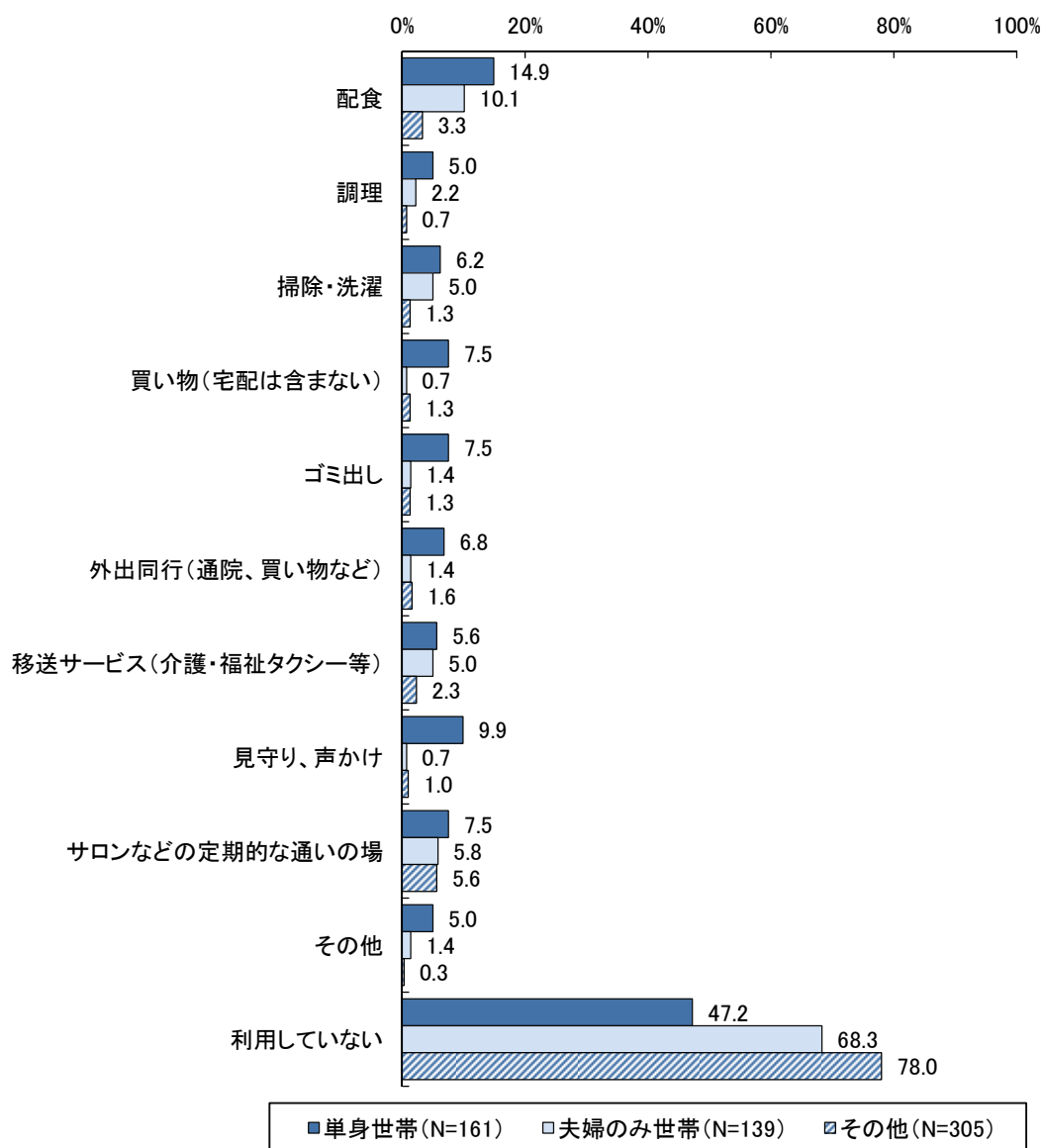
■世帯類型別にみた訪問診療の利用状況



⑤ 利用している介護保険サービス以外の支援・サービス

介護保険サービス以外の支援・サービスの利用については、単身世帯で利用率が比較的高く、特に「配食」は14.9%が利用しています。その他の世帯ではいずれの項目についても利用率が低くなっています。その他の世帯は、子ども世代との同居が多いと考えられ、日常生活面では支援を受けやすいことが、低い利用率につながっていると考えられます。

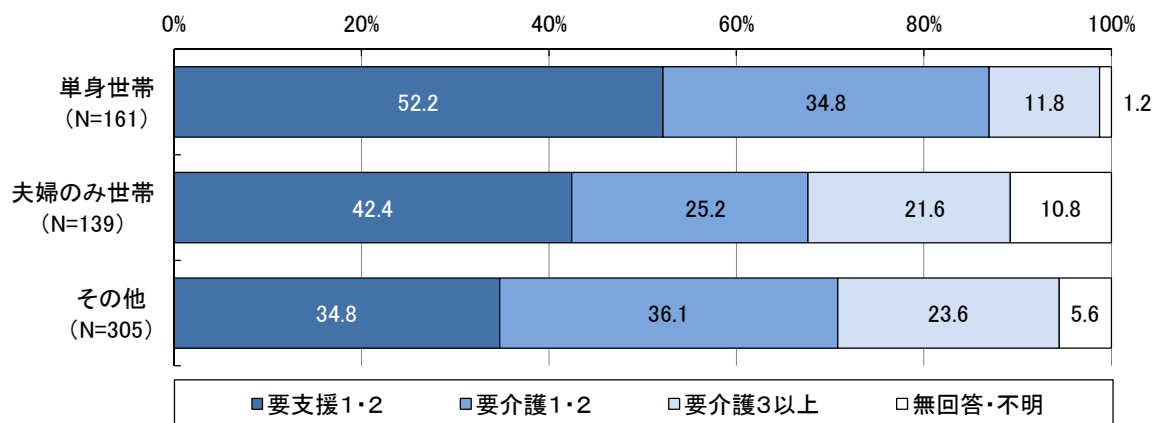
■世帯類型別にみた現在利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービス



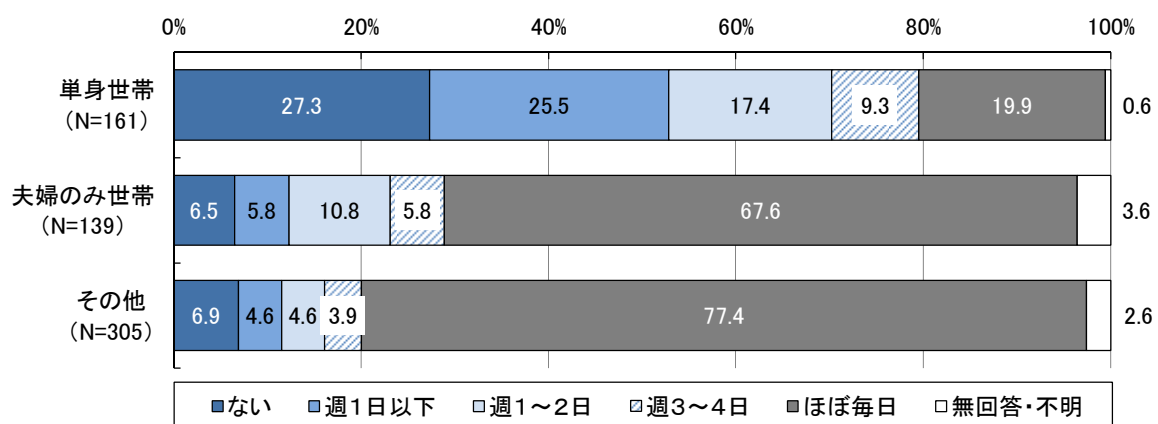
⑥ 世帯類型別にみた要介護度と介護の頻度

単身世帯では、要介護度の高い割合が低く、家族からの介護の頻度も低い傾向があります。介護負担が大きくなる要介護3以上で、単身での生活を継続することが、難しいことがうかがえます。

■ 世帯類型別にみた要介護度



■ 世帯類型別にみた家族による介護の頻度



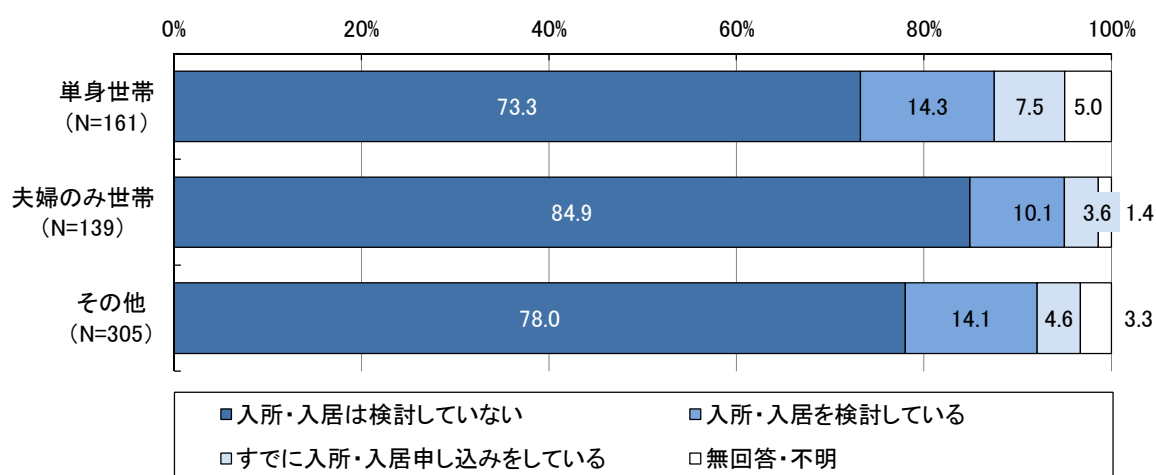
(2) 在宅生活の継続について

① 施設入所の検討状況

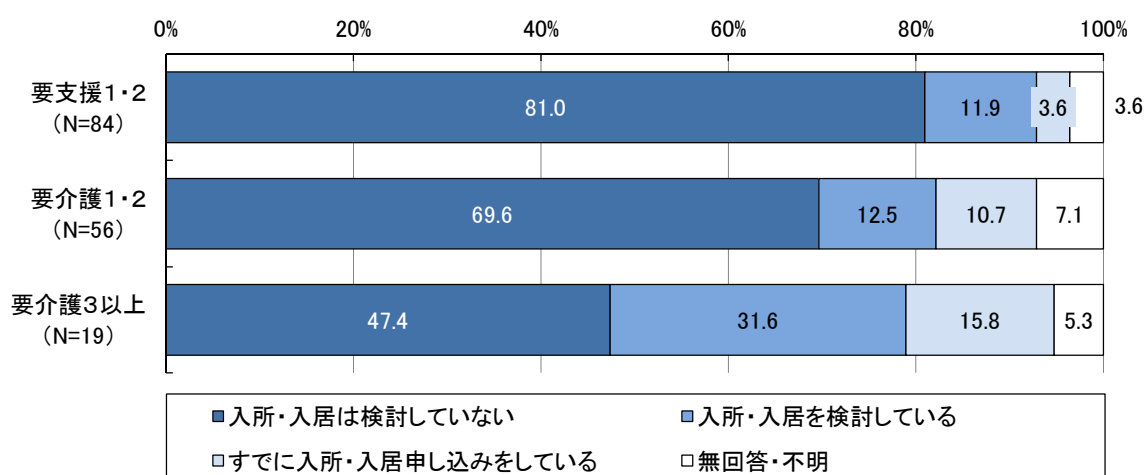
施設入所については、夫婦のみ世帯では「検討している」、「すでに申し込みをしている」の割合が低くなっています。「すでに申し込みをしている」は単身世帯で最も多くなっています。

世帯類型別の状況を要介護度別にみると、単身世帯では要介護度の低い段階から施設入所の検討や入所申し込みをしている割合が高くなっています。また、単身世帯、その他の世帯では要介護度が上がるほど検討・申し込みが増加しますが、夫婦のみ世帯では要介護2までは、検討・申し込みが増加していません。夫婦のみ世帯においては、できるだけ在宅での生活を継続したいと考える傾向が強いことがうかがえます。

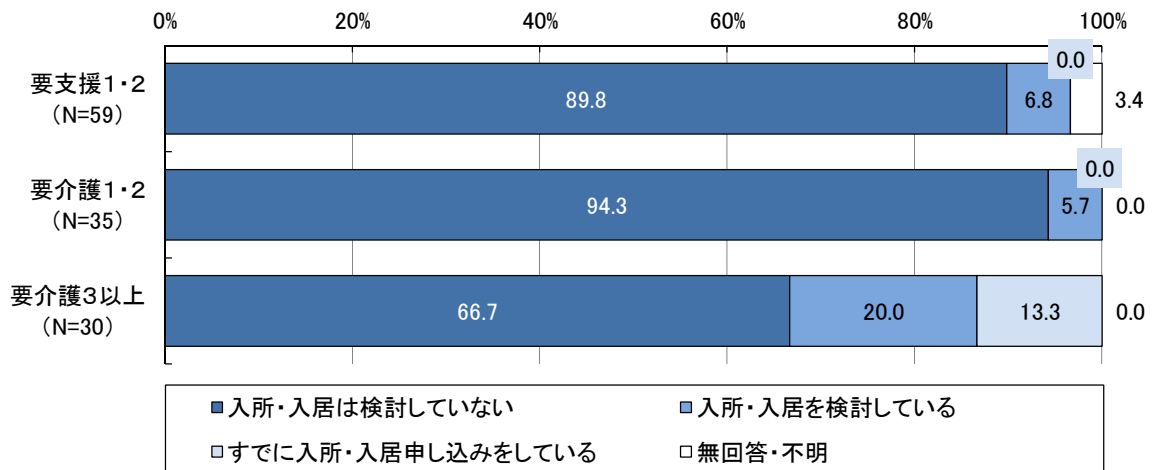
■ 世帯類型別にみた施設入所の検討状況



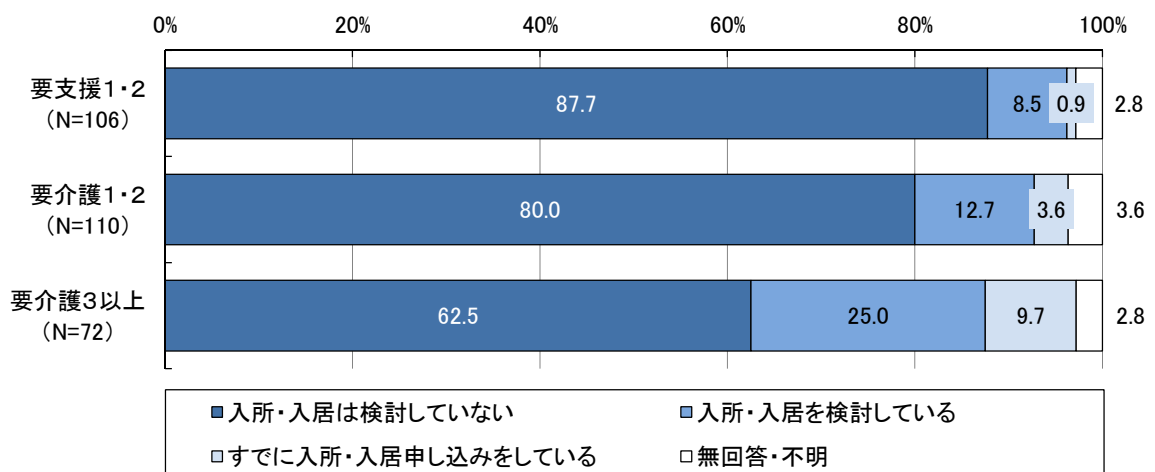
■ 要介護度別にみた施設入所の検討状況（単身世帯）



■ 要介護度別にみた施設入所の検討状況（夫婦世帯）



■ 要介護度別にみた施設入所の検討状況（その他世帯）

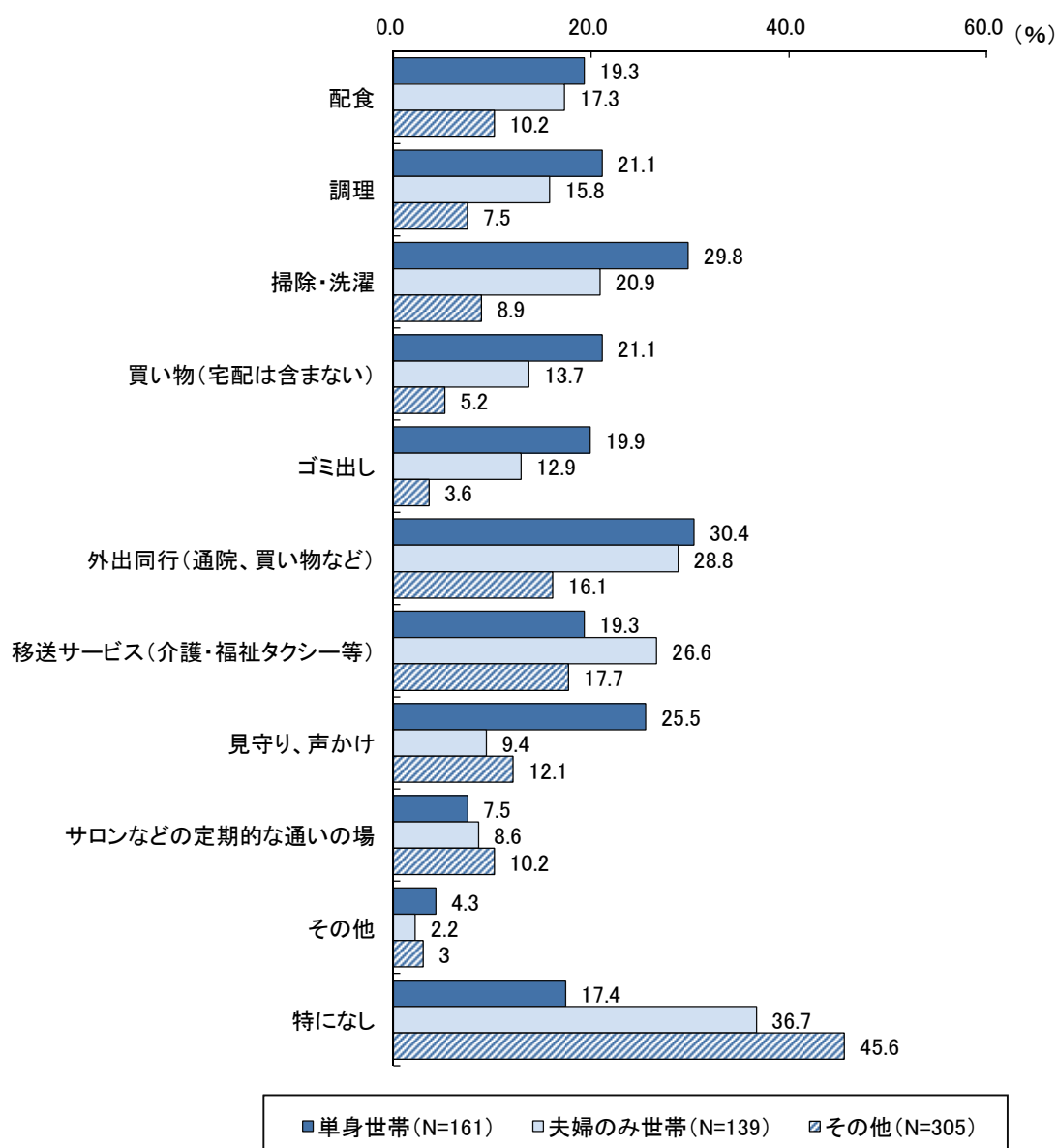


② 在宅生活の継続に必要と感じるサービス

単身世帯では全体的に回答率が高く、特に毎日の家事の支援や見守り、声かけについて、他の世帯類型と比べて多く回答されており、生活面での支援ニーズが高くなっています。夫婦世帯においても、外出同行や移送サービスといった、移動の支援については単身世帯と同様にニーズが高くなっています。

要介護度別にみた回答率（グラフ省略）は、世帯類型ほど大きな差はないものの、要介護3以上で、外出や移動の支援のニーズが特に高くなっています。

■ 世帯類型別にみた在宅生活の継続に必要と感じるサービス



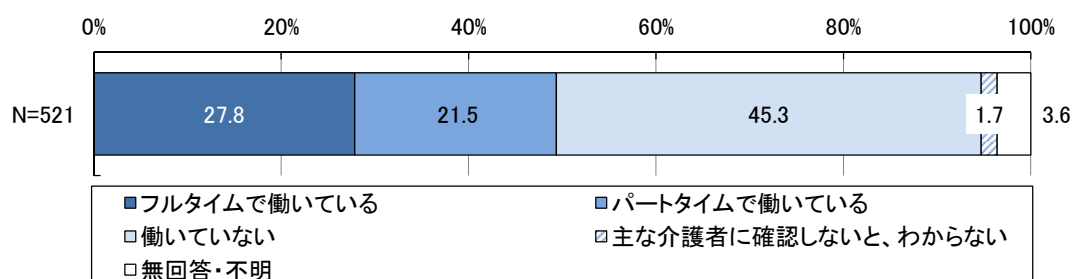
(3) 介護者の就労の継続について

① 主な介護者の就労状況

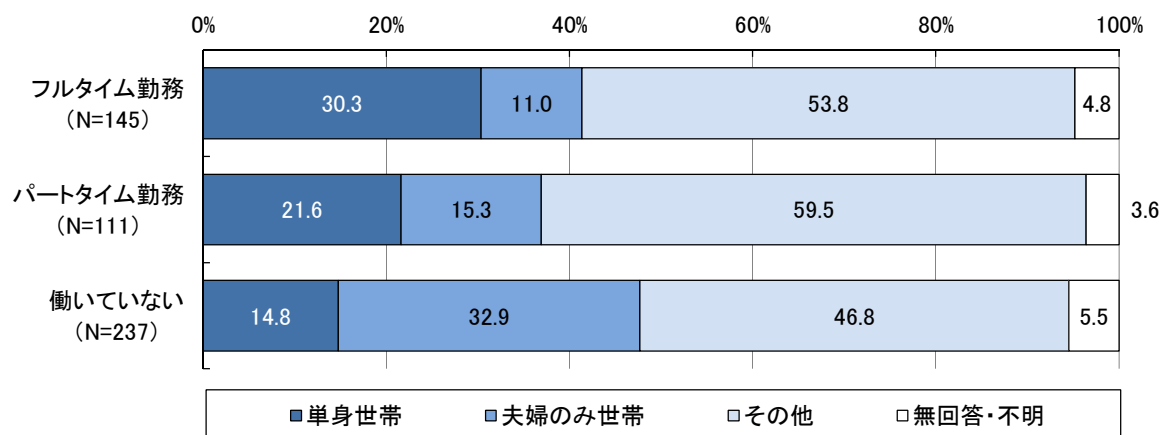
在宅で生活する要介護認定者の主な介護者の就労状況については、約半数が就労しています。フルタイム勤務で単身世帯の割合が多いのは、別居の子どもによる介護の割合が多いからだと考えられ、「働いていない」で夫婦のみ世帯が多いのは、配偶者による介護が中心となっているからだと考えられます。

勤務形態別にみた要介護度では、「働いていない」方が要支援の割合がやや低くなっていますが、大きな差は見られません。

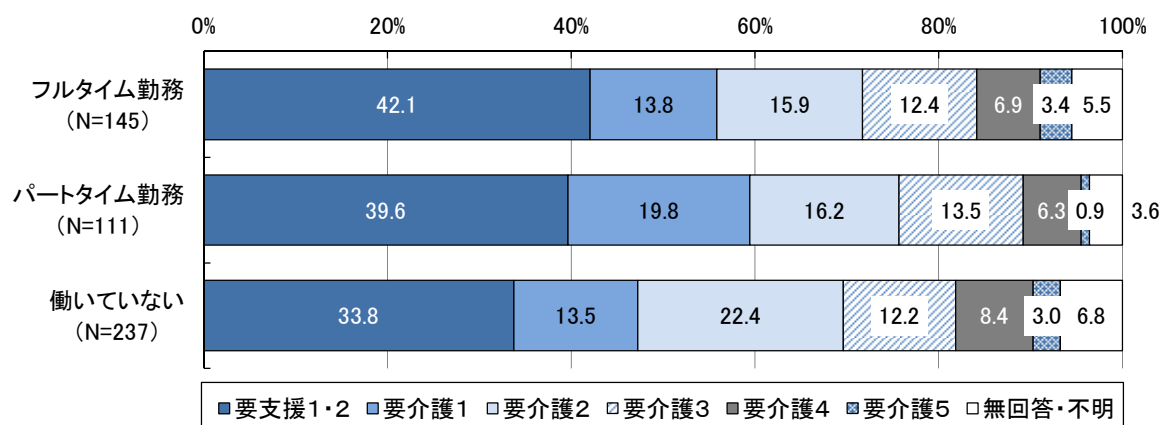
■ 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください ※家族による介護を受けている人



■ 主な介護者の勤務形態別にみた世帯類型



■ 主な介護者の勤務形態別にみた要介護度

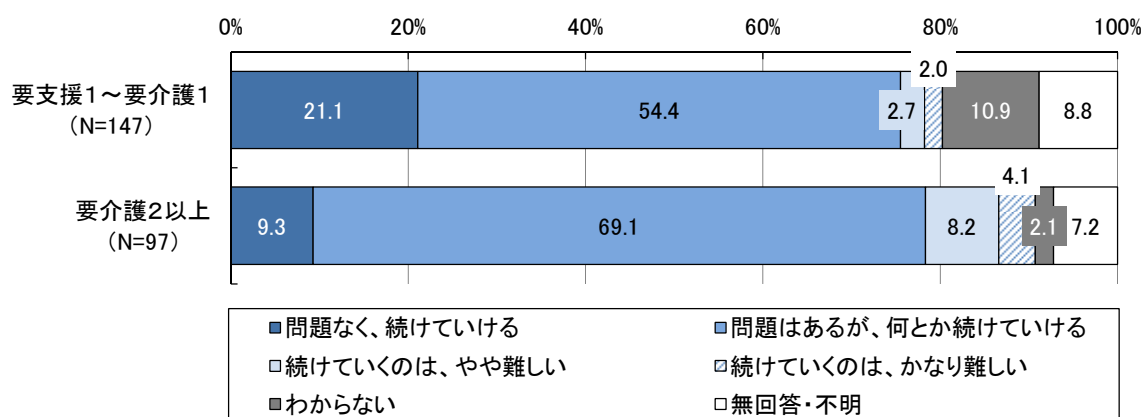


② 就労継続の見通し

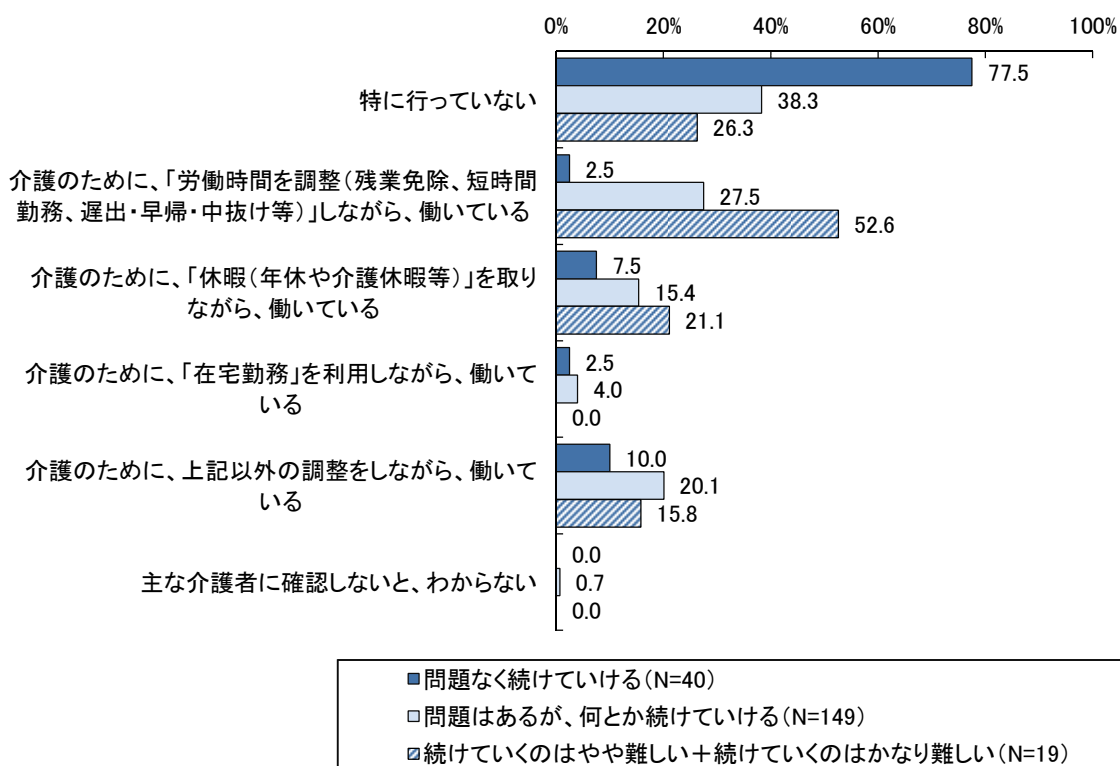
就労継続の見通しについては、「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が最も多く、要介護度に関わらず、全体の約8割は就労を継続できる見通しであると回答しています。一方で、要介護2以上では、問題を感じている介護者が多くなっています。

就労継続の見通しの状況別に、介護をするにあたっての働き方の調整等の状況をみると、「問題なく続けていける」という人は、働き方の調整を特に行っていない人が多く、働き方の調整等を行いながら働き続けることに、難しさを感じている介護者が多いことがうかがえます。

■主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか



■就労継続の見通し別にみた働き方の調整等



資料２：第６期計画期間における主な事業実績

１ 介護給付

（１）居宅サービス

第６期計画における計画値と実績値についてみると、平成２７年度、２８年度ともに実績値が計画値を上回ったサービスは、「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「福祉用具貸与」です。

サービスの種類	単位	平成２７年度			平成２８年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
訪問介護	回	103,020	117,926	87.4%	112,126	125,551	89.3%
訪問入浴介護	回	893	1,460	61.2%	885	1,744	50.7%
訪問看護	回	19,516	20,282	96.2%	19,627	21,344	92.0%
訪問リハビリテーション	回	5,060	2,128	237.8%	6,490	2,310	281.0%
居宅療養管理指導	人	2,895	2,076	139.5%	3,181	2,268	140.3%
通所介護	回	78,981	81,492	96.9%	62,971	72,264	87.1%
通所リハビリテーション	回	48,363	50,064	96.6%	48,907	50,983	95.9%
短期入所生活介護	日	27,574	37,589	73.4%	30,159	43,633	69.1%
短期入所療養介護	日	10,079	12,316	81.8%	9,917	13,508	73.4%
福祉用具貸与	人	8,697	8,628	100.8%	9,152	8,868	103.2%
特定福祉用具販売	人	148	168	88.1%	126	180	70.0%
住宅改修（介護）	人	143	156	91.7%	132	168	78.6%
特定施設入居者生活介護	人	561	612	91.7%	628	864	72.7%

（２）施設サービス

平成２７年度においては「介護老人福祉施設（特養）」「介護老人保健施設（老健）」、平成２８年度においては「介護老人福祉施設（特養）」の実績値が計画値を上回りました。

サービスの種類	単位	平成２７年度			平成２８年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
介護老人福祉施設	人	5,164	4,920	105.0%	5,170	4,980	103.8%
介護老人保健施設	人	2,941	2,928	100.4%	2,889	2,964	97.5%
介護療養型医療施設	人	545	636	85.7%	466	636	73.3%

(3) 地域密着型サービス

平成27年度においては、実績値が計画値を上回ったサービスはありませんが、平成28年度においては、「小規模多機能型居宅介護」の実績値が計画値を上回りました。

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
認知症対応型通所介護	回	4,041	5,981	67.6%	4,429	6,596	67.1%
小規模多機能型居宅介護	人	465	528	88.1%	543	540	100.6%
認知症対応型共同生活介護	人	810	912	88.8%	905	936	96.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	13	0	皆増	1	0	皆増
地域密着型通所介護	回				17,748	15,863	111.9%
看護小規模多機能型居宅介護	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%

(4) 居宅介護支援

平成27年度、28年度ともに実績値が計画値を下回りました。

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
居宅介護支援	人	15,522	16,022	96.9%	16,346	16,656	98.1%

2 予防給付

(1) 居宅サービス

介護予防サービスは、平成27年度、28年度にかけて、多くのサービスで実績値が計画値を上回りました。特に、「介護予防訪問リハビリテーション」「介護予防通所リハビリテーション」において、実績値が計画値を大きく上回りました。

また、「介護予防訪問介護」については、介護予防・生活支援サービス事業（総合事業）への移行を前倒して実施したことにより、平成28年度の実績値が計画値を大きく下回りました。

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
介護予防訪問介護	回	4,458	4,104	108.6%	1,565	4,236	36.9%
介護予防訪問入浴介護	回	81	90	90.0%	52	116	44.8%
介護予防訪問看護	回	6,068	7,178	84.5%	7,464	8,357	89.3%
介護予防訪問リハビリテーション	回	1,922	661	290.8%	1,902	756	251.6%
介護予防居宅療養管理指導	人	493	312	158.0%	472	348	135.6%
介護予防通所介護	回	5,577	3,696	150.9%	4,608	3,336	138.1%
介護予防通所リハビリテーション	回	4,742	3,144	150.8%	4,659	3,372	138.2%
介護予防短期入所生活介護	日	679	522	130.1%	436	680	64.1%
介護予防短期入所療養介護	日	529	446	118.6%	550	466	118.0%
介護予防福祉用具貸与	人	3,832	3,732	102.7%	4,285	4,488	95.5%
特定介護予防福祉用具販売	人	125	108	115.7%	93	132	70.5%
住宅改修（予防）	人	161	180	89.4%	151	204	74.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	人	156	240	65.0%	154	324	47.5%

(2) 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスは、平成27年度、28年度にかけて、ほとんどのサービスで実績値が計画値を上回りました。

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
認知症対応型通所介護	回	49	0	皆増	205	120	170.8%
小規模多機能型居宅介護	人	134	120	111.7%	158	132	119.7%
認知症対応型共同生活介護	人	2	0	皆増	0	0	0.0%

(3) 介護予防支援

平成27年度は実績値が計画値を上回っていますが、平成28年度は、「介護予防訪問介護」を総合事業に前倒して移行したことにより、実績値が計画値を下回っています。

サービスの種類	単位	平成27年度			平成28年度		
		実績値	計画値	計画比	実績値	計画値	計画比
介護予防支援	人	10,899	10,536	103.4%	9,968	11,424	87.3%

3 地域支援事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者や事業対象者が利用した、訪問型サービス及び通所型サービスの利用は次のとおりです。訪問型サービスは平成28年3月、通所型サービスは平成29年4月から開始しており、要介護認定の更新申請等の時期に随時、移行しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
訪問型サービス利用	件	18	1,971	3,120
通所型サービス利用	件	-	-	3,324
その他生活支援サービス（配食）	人	-	-	90

② 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者や事業対象者が、介護予防及び日常生活支援を目的として、訪問型サービスや通所型サービス等を利用する際に、ケアプランを作成しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
ケアプラン作成	件	11	839	3,420

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

介護予防教室等において、基本チェックリストを活用した調査を実施し、把握しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
基本チェックリストの実施	人	152	756	1,170

② 介護予防普及啓発事業

公民館や老人クラブ、高齢者大学等と連携した「介護予防講座」と、高齢者の身近な場に出向く「地域介護予防教室」をあわせて実施しました。

また、高齢者の筋力トレーニングである「みっきい☆いきいき体操」と、膝痛予防を目的とした「みっきい☆健脚体操」を活用した「転倒骨折予防教室」を実施しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
高齢者健康教室	回	114	120	90
参加延べ人数	人	1,541	1,726	1,474
高齢者健康相談	回	182	183	64
参加延べ人数	人	1,837	1,825	1,328
転倒骨折予防教室	回	28	28	28
参加延べ人数	人	457	479	550
地域介護予防教室	回	43	52	50
参加延べ人数	人	796	931	910
介護予防講座	回	79	77	80
参加延べ人数	人	1,617	1,619	2,000
介護予防講演会	回	0	1	1
参加延べ人数	人	0	81	80
認知症予防講演会	回	2	1	1
参加延べ人数	人	507	148	500
みっきい☆脳活教室	回	-	18	0
参加延べ人数	人	-	145	0
健康プール指導	回	243	250	228
参加延べ人数	人	2,267	2,188	1,855
トレーニングルーム運動指導	回	120	70	38
参加延べ人数	人	466	199	102
高齢者屋内プール助成	人	13,071	10,193	11,500

③ 地域介護予防活動支援事業

みつきい☆いきいき体操の自主教室の立ち上げ支援、継続支援として、運動指導者等の派遣やサポーターの養成を行っています。

また、高齢者の社会参加と介護予防の推進を図るため、ボランティア活動の実績に対してポイントを付与し、年間に取得したポイントを交付金に換算して交付しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
みつきい☆いきいき体操自主教室 育成	回	149	53	94
参加延べ人数	人	1,927	811	1,500
みつきい☆いきいき体操自主教室 支援	回	281	337	347
参加延べ人数	人	3,815	4,359	4,400
みつきい☆いきいき体操サポーター 養成講座・研修会	回	11	2	1
参加延べ人数	人	224	76	37
自主教室における運動機能測定	回	62	66	52
参加延べ人数	人	787	809	707
頭すっきり教室	回	12	12	12
参加延べ人数	人	125	201	218
認知症予防普及推進員研修	回	-	2	0
参加延べ人数	人	-	85	0
高齢者ボランティアポイント事業	回	2,577	2,940	3,105
参加延べ人数	人	2,577	2,940	3,105

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

みつきい☆いきいき体操自主教室やふれあいサロン等で、理学療法士による個別相談等を行い、介護予防の取組を強化しました。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
個別相談の実施	回	-	10	11
利用人数	人	-	43	90

(3) 包括的支援事業

① 総合相談事業

高齢者の心身の状況、生活の実態及び必要な支援等を把握し、生活を継続していくことができるように相談を通じて支援しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
総合相談	延べ人数	1,472	1,828	760

② 権利擁護事業

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に解決ができない困難な状況にある高齢者が尊厳ある生活を維持できるよう、検討会等を開催し、虐待の防止に取り組みました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
権利擁護・成年後見人相談	人	51	71	20
虐待相談	人	59	69	92
認知症相談	人	231	425	1,000
処遇困難支援ケース	人	73	79	-

③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや、介護支援専門員に対する研修会を実施しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
支援ケアマネ連絡会	回	3	3	3
参加延べ人数	人	201	211	200
各地区支援ケアマネ連絡会	回	10	10	10
参加延べ人数	人	161	193	220
三木市主任介護支援専門員連絡会	回	-	4	4
参加延べ人数	人	-	83	85

(4) 任意事業

① 介護給付費等適正化事業

利用者に対する適切なサービスの確保や不適切な給付費の削減等、介護給付の適正を図るために、以下の事業を実施しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
要介護認定の適正化	件	3,612	4,046	4,100
ケアプランの点検	件	32	66	60
住宅改修等の点検	件	577	498	600
医療情報との突合・縦覧	件	36	147	150
介護給付費通知	件	3,102	3,090	3,100

② 家族介護支援事業

介護を行う家族を対象に、介護知識・技術等を習得することを目的とした家族介護教室の実施や介護者相互の交流会等の開催、介護用品等の支給を行いました。

また、行方不明になった認知症高齢者を早期発見できるよう、小型発信装置の貸与を行いました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
家族介護教室	回	8	7	7
参加延べ人数	人	75	113	100
介護用品支給事業 利用人数	人	22	19	22
家族介護交流事業 交流会開催	回	12	12	12
参加延べ人数	人	40	38	90
家族介護慰労事業 支給人数	人	1	1	1
認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業 登録者数	人	-	15	40

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に係る申立てに要する費用や成年後見人等の報酬等の一部を助成しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
申立て人数	人	1	3	2

④ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修の支給の申請に係る理由書を作成した場合の費用を助成しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
理由書作成件数	件	70	71	75

⑤ 認知症サポーター等養成事業

高齢者人口の増加及び平均寿命の延伸により、今後ますます認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
認知症サポーター養成講座	回	21	29	20
参加人数	人	459	719	500

⑥ 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、栄養改善と安否確認を目的とした配食サービスや傾聴ボランティアの養成講座を実施しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
配食サービス 利用登録者数	人	258	259	160
利用人数	人	198	211	140
年間延べ利用数	人	23,490	23,160	12,000

（５）在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護を一体的に提供するために、認知症ライフサポート多職種研修や各種会議を開催し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を図っています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
三木市在宅医療・介護連携推進会議	回	0	4	4
市民講演会	回	0	1	1
参加人数	人	0	94	80
多職種研修会	回	1	1	2
参加人数	人	50	52	116

（６）生活支援体制整備事業

生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターを配置しました。また、協議体を設置し、定期的な情報共有及び連携・協働を行っています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
第1層コーディネーター設置人数	人	1	1	1
第2層コーディネーター設置人数	人	0	1	3
第1層協議体設置数	団体	0	0	1
第2層協議体設置数	団体	0	0	3

（７）認知症総合支援事業

認知症やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しました。

また、頭健康チェックのフォロー教室を実施しました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
認知症初期集中支援チーム	-	-	-	-
チーム員会議	回	5	12	12
チーム員訪問実績	件	7	32	36
頭健康チェック・教室	-	-	-	-
個別相談人数	人	-	77	60
出前相談人数	人	-	338	390
フォロー教室人数	人	-	-	280
フォロー後自主教室人数	人	-	-	90

（８）地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を開催し、個別ケースを検討することにより、地域課題の抽出に努めました。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
地域ケア会議	回	23	22	23
検討事例件数	件	53	49	43

4 福祉サービスの充実

(1) 生活支援サービス

高齢者が在宅での日常生活を、安心してより豊かに過ごせるよう、さまざまな側面からの生活支援サービスを行っています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
生活支援型ホームヘルプサービス	-	-	-	-
利用世帯数	世帯	35	38	2
軽度生活支援サービス	利用登録者数	190	182	190
	利用実人員	166	154	160
訪問理容サービス	利用登録者数	41	42	45
	利用実人数	34	31	38
	年間利用回数	84	87	90
外出支援サービス	利用登録者数	73	99	85
	利用実人数	48	69	60
	年間利用回数	734	818	650
緊急通報システム	新設	18	11	15
	撤去	18	24	25
	設置合計	174	161	155
福祉電話	新設	0	3	3
	撤去	1	1	3
	設置合計	17	19	17
成年後見支援センター	相談件数	96	109	117
高齢者ファミリーサポートセンター	-	-	-	-
	協力会員登録者	-	42	75
	依頼会員登録者	-	31	85
	両方会員登録者	-	3	5
	活動回数	-	81	720

（２）施設サービス（介護保険外の高齢者施設等）

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、原則として65歳以上の高齢者で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人が入所できる施設です。自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導や訓練、援助を行うことを目的としています。

本市には、「さつき園」の1施設があります。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
市内施設	施設	1	1	1
定員	人	50	50	50

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

ケアハウスは、健康状態や高齢などの理由により、孤立して生活するのに不安が認められ、また、家族による援助を受けることが困難で、利用料を負担できる人が入所できる施設です。

本市には、「志染愛真ホーム」、「グリーンホーム三木」、「りんどうの里」、「さざんかの郷」の4施設があります。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
市内施設	施設	4	4	4
定員	人	75	75	75

③ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、60歳以上の人または60歳未満の要介護認定者本人と、配偶者など一定範囲の人が同居でき、安否確認や生活相談サービス等を受けることができます。

本市には、「シルバーハウスひまわりの里」、「三木ヒルズ和」、「しゅうらく庵」の3施設があります。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
市内施設	施設	2	3	3
定員	人	67	96	96

（３）災害時要援護者対策

災害時要援護者名簿の整備、自主防災組織育成研修会及び福祉避難所の指定等を行いました。また、持病やかかりつけ医療機関等を記載した用紙を入れておく「命のカプセル」を災害時要援護者やその他希望する人に配布しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
災害時要援護者名簿登録	人	2,313	2,434	2,927
「命のカプセル」配布	個	3,568	3,437	3,394

5 高齢者の生きがいづくりと社会参加

① 老人クラブ

高齢者の社会参加を促進するための事業や老人クラブの指導育成を行うとともに、高齢者の生きがいある心豊かな福祉コミュニティの実現を支援しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
クラブ数	クラブ	105	106	105
会員人数	人	6,128	6,109	6,000

② 地域文化伝承事業

高齢者の生きがい対策として、高齢者の経験や知恵を活用し、市内の小中学校等の児童・生徒を対象に地域文化の伝承を行い、世代間交流が活発になるよう支援しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
開催回数	回	17	14	17
講師数	人	47	70	65

③ 社団法人三木市シルバー人材センター

高齢者の経験と能力を活かせる仕事を会員に提供し、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るシルバー人材センター事業の充実・強化を支援しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
請負作業	延べ人員 人	97,055	96,765	98,000
派遣事業	延べ人員 人	3,149	3,362	3,170
軽度生活支援事業	人	410	410	410

④ 高齢者福祉センター

高齢者の教養の向上を図るため、各種教養講座や生きがいセミナー、健康づくりや生きがいづくり等をテーマにした講演会を開催しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
いけ花	回	57	55	59
延べ受講者数	人	442	428	493
書道（かな）	回	60	60	60
延べ受講者数	人	757	661	647
書道（漢字）	回	60	60	60
延べ受講者数	人	778	695	682
木彫	回	60	38	40
延べ受講者数	人	440	318	316
水墨画	回	58	60	56
延べ受講者数	人	682	712	702
茶道	回	59	60	59
延べ受講者数	人	359	350	359

⑤ 高齢者大学

高齢者大学は、健康づくりを目標に、学生及び時代のニーズに沿ったカリキュラムを提供するとともに、講座等により習得した知識や技能等を活かして社会参加が実現できるよう、地域の中で指導者として幅広く活動できる基盤づくりを推進しています。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
高齢者大学	生徒数	人	205	187	161
高齢者大学大学院	生徒数	人	32	42	33

⑥ 高齢者の文化・スポーツ活動

文化・芸術においては、地域の豊かな自然や歴史、伝統芸能等、地域の特性を活かした特色ある学習機会を提供しました。スポーツにおいては、スポーツ推進委員会の活動として、幼児から高齢者まで楽しむことのできる「ニュースポーツ」のイベントを実施しました。

また、みっきいふれあいマラソンへの、より多くの高齢者の参加を促進するため、男性は70歳以上、女性は60歳以上の部を新設しました。

⑦ 公民館

公民館では、高齢者の生きがいづくりのため、高齢者の持つ豊かな知識や経験を活かした活動や社会参加の場を設け、地域性やニーズに即した講座等、高齢者教室を実施しました。

6 事業者を支える仕組み

① 事業所の人材育成支援（内部研修と外部研修）

介護サービスの質の向上を図るためには、介護サービスに関わる人材の育成や研修の機会の確保が不可欠であり、各事業所において計画的に研修の機会を持つよう、監査等において指導を行いました。

② 事業所の支援と監査等

地域密着型サービスの指定・指導・監査権限が市にあるため、「三木市地域密着型サービス運営委員会」の意見を得ながら、適正な運営ができるよう、市として指定・指導・監査を実施しています。

また、地域密着型サービス事業者だけでなく、必要に応じ広域型のサービス事業者に対して、指導・監査を実施しています。

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込み）
指導・監査	件	3	6	3
県との合同監査	件	22	22	11

7 介護保険事業の円滑な推進

① 介護サービスの質の向上の確保

要介護（支援）認定や保険給付に関して不服があるときに、県の介護保険審査会に対して不服申立てを行うことができますが、保険者として身近な窓口での受付を行っています。

介護サービスの情報提供としては、窓口での相談や要介護認定申請の際に、介護保険ガイドブックやサービスマップを活用して説明を行っています。また、市内の事業者の開設状況については、ホームページにおいても紹介しています。

② 第三者評価の実施

第三者評価事業については、認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護サービスに義務付けられており、市内事業者はすべて第三者評価を実施しています。

資料３：三木市社会福祉協議会の取組

第7期介護保険事業計画の施策目標にある「支え合う地域社会の構築」を推進するにあたり、三木市社会福祉協議会との連携が重要です。

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に組織されている非営利の民間団体で、全国の都道府県や市区町村に設立されています。

平成20年度に、三木市社会福祉協議会と三木市福祉公社が統合し、市民にとって柔軟で、かつきめ細かなサービスの提供、経営基盤の強化及び市民の参画による在宅福祉サービスの拡充等が図られました。

〔基本理念〕

「住民主体と住民自治による地域福祉の推進」

自分たちの生活と、その基盤になる地域づくりを進めるのは、住民一人ひとりです。「住民主体」の考え方は、地域生活に関することはそこに生活する住民自らが決定し、さまざまな地域資源を活用しながら課題解決をはかる「住民自治」の考え方に結びついています。三木市社会福祉協議会は、住民の意向を汲んだ政策を実施する行政の地方公共団体としての「自治」と住民による「自治」の力で安定した地域の生活環境づくりを進めていきます。

〔具体的な取組〕

① 地域福祉推進体制の充実・発展

住民同士がお互いさまのところでつながり、“支え合い”を育み、活かすための暮らし・生活を支える仕組み「支え合い活動」を進めます。

地域コミュニティ活動の推進、地域支え合い体制づくり、ボランティア活動推進・支援など

② 日常生活自立支援の充実

高齢や障がいのため、判断能力が低下した人の財産の管理や生活上の契約等の支援や支援の必要な人を支える仕組みづくりに向けた準備を進めます。

総合相談機能の取組、介護予防の取組、権利擁護と自立支援の取組など

③ 在宅福祉・医療サービスの充実

介護保険・障がい福祉等の各種制度に基づいて安定したサービスを実施していくために、複雑・多様化するニーズへの対応、現在のサービスの見直しなどに取り組みます。

介護・医療サービス関連の取組、障がい者総合支援サービス関連の取組など

資料４：高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の経緯

開催年月日	内 容	場 所
平成29年7月27日	第1回社会福祉審議会全体会 (1) 第5期三木市障害福祉計画と第1期三木市障害児福祉計画の策定について (2) 三木市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画の策定について (3) 計画策定検討部会の設置について (4) 今後の予定について	特別会議室
平成29年8月29日	第1回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会 (1) 計画策定に係る国・県の基本指針について (2) 将来推計（人口推計・認定者数推計）について (3) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査の結果について (4) その他	特別会議室
平成29年10月19日	第2回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会 (1) 計画及び施策展開の方向性について (2) サービス量の現状及び推計手順について (3) 所得段階別保険料の現状について	大会議室
平成29年11月22日	第3回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会 (1) 計画の素案について (2) その他	特別会議室
平成29年12月27日 ～ 平成30年1月25日	パブリックコメント募集	-
平成30年1月31日	第4回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定検討部会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画の最終案について (3) 介護保険事業費及び保険料の見込みについて	特別会議室
平成30年2月14日	第2回社会福祉審議会全体会 (1) 第5期三木市障害福祉計画及び第1期三木市障害児福祉計画について (2) 三木市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画について	特別会議室

資料５：三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定 検討部会委員名簿

No.	氏 名	所 属	区 分
1	柿木 達也	加東健康福祉事務所 所長	
2	和泉 藤枝	三木市社会福祉協議会 会長	
3	西田 博之	三木市老人クラブ連合会 副会長	
4	岩崎 正勝	三木市健康福祉部長	
5	瀬戸 友子	公募委員	
6	小林 美子	公募委員	
7	和泉 貫二	公募委員	
8	高田 緑	三木市連合民生委員児童委員協議会 副会長	特別委員（介護保険運営協議会）
9	岡村 信夫	老人クラブ連合会 事務局長	特別委員（介護保険運営協議会）
10	黒田 昭	三木市医師会 会長	特別委員（介護保険運営協議会）
11	朝比奈 たまき	三木市歯科医師会 地域保健理事	特別委員（介護保険運営協議会）
12	松田 宣子	関西国際大学大学院看護学研究科長 ・教授	特別委員（学識経験者）
13	西田 俊哉	加東健康福祉事務所 所長補佐兼監 査・福祉課長	特別委員（介護保険運営協議会）
14	加藤 優子	社会福祉法人優和福祉会 総施設長	特別委員（介護保険運営協議会）
15	井上 雅晴	公募委員	特別委員（介護保険運営協議会）
16	西尾 美智子	公募委員	特別委員（介護保険運営協議会）
17	長谷川 悦子	公募委員	特別委員（介護保険運営協議会）
18	早川 雅恵	早川デイサービスげんき倶楽部 施設長	特別委員（地域密着型サービス）

部 会 長： 黒田 昭

副部会長： 高田 緑

三 木 市
高 齢 者 福 祉 計 画
第 7 期 介 護 保 険 事 業 計 画

平成 3 0 年 3 月 発行

発 行 三木市 健康福祉部 介護保険課

〒673-0492

三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL 0794-82-2000 FAX 0794-82-5500

